

地域の特性を生かした
市町村食育推進計画づくりのすすめ

平成20年5月

内閣府食育推進室

【目次】

はじめに	1
市町村の食育推進計画づくりについて	2
1．なぜ、市町村の食育推進計画が必要か	2
2．どのように、計画づくりに取り組んだらよいか	2
3．地域の特性を生かした計画づくりの5つのポイント	4
(1) 地域の「食」を知ることが、計画づくりのスタート	4
(2) 食育の計画づくりが目指すのは、人づくり、地域づくり	6
(3) 食の「つながり」に着目した取組を展開する	8
(4) 食育に取り組む多様な「主体」を増やす	10
(5) 食育の取組を継続できる体制づくり	12
食育推進計画づくりの実践事例	14
1． <u>体制づくりに特徴のある事例</u>	
・五泉市（新潟県）「行動計画で庁内連携体制を構築 共通の思いをもって計画推進」	16
・松山市（愛媛県）「息の長い取組をしよう！」	20
・小浜市（福井県）「推進計画策定で食のまちづくりのステップ・アップ」	24
・出雲市（島根県）「食育推進室から交流を広げる」	26
・新発田市（新潟県）「豊かなる大地」と「食の循環」	28
2． <u>計画内容に特徴のある事例</u>	
(1) <u>住民主体の地域づくりに特徴のある事例</u>	
・甲州市（山梨県）「世代を超えてじゃんじゃん交流」	30
・紫波町（岩手県）「現場の声で計画を策定し、食への意識を高めよう！」	34
・大野市（福井県）「市民発意の総合的な地域づくり」	38
(2) <u>企画や取組に特徴のある事例</u>	
・二丈町（福岡県）「ストーリーでつなげる主体と事業」	40
・越前市（福井県）「地場産を食べ 伝統を育む」	42
・南国市（高知県）「教育・農と健康で支える計画推進」	46
3． <u>個別の特性（人口規模、自治体間連携、県計画踏襲）を持った事例</u>	
・東京都港区「都市型のネットワークで食への関心を広げる」	50
・虎姫町（滋賀県）「小さな町のとつながりで育む」	54
・水俣・芦北地域（熊本県）「食」と「生命」を大切に「もやい直し」のまちづくり	56
・真庭市（岡山県）「県の計画をベースに知恵と遊び心が生む多様な活動」	60
実践事例の担当部局・人口等一覧表	62
実践事例の食育推進計画掲載ホームページアドレス一覧表	63
[付録資料]	
食育基本法	66
食育推進計画	72

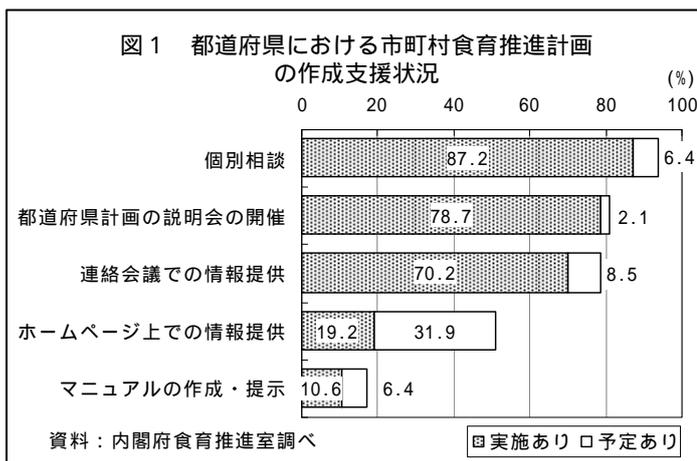
はじめに

本書は、「地域の特性を生かした市町村食育推進計画づくりのすすめ」と題して、計画づくりの参考となるよう、市町村に対して事例調査を実施し、その内容を踏まえ計画づくりのポイントを整理するとともに、地域の計画作成事例を紹介する形で、とりまとめたものです。

国では、食育基本法並びに食育推進基本計画に沿って、食育の推進を図っています。食育推進基本計画では、食育の推進に関する施策の基本的な方針、食育の推進に当たっての9項目の目標値（96頁参照）を掲げるとともに、食育の総合的な促進に関する取り組むべき施策等を提示しています。

食育を国民運動として推進していくためには、全国各地においてその取組が進められることが必要であり、食育基本法においては、都道府県とともに市町村に対しても、推進計画を作成するよう努めることを求めています。このため、食育推進基本計画の目標では、「食育推進計画を作成、実施している都道府県及び市町村の割合」を平成22年度までに、都道府県は100%、市町村は50%以上とすることを目指しています。

既に食育推進計画が作成されている40都道府県のうち、31道府県で「市町村食育推進計画の作成」が数値目標として盛り込まれ、さらに15道県でその目標値が“100%”と設定されるなど、市町村との連携強化が期待されます。また、都道府県では、市町村食育推進計画の作成支援として、個別相談や都道府県計画の説明会の開催、連絡会議での情報提供などが行われています（図1）。



市町村の食育推進計画作成については、平成19年12月の調査結果によると、「作成済み」が115(6.3%)、「作成中」が237(13.0%)で、約2割で計画作成が進み、「作成予定あり」とする631(34.7%)を含めると5割を超える状況です（表1）。

表1 自治体の食育推進計画作成状況（平成19年12月末日現在）（ ）内数値：%

	食育推進会議の設置状況		食育推進計画の作成状況			
	有	無	作成済	作成中	作成予定	作成予定なし
都道府県 <47>	9 (19.1)	38 (80.9)	40 (85.1)	6 (12.8)	1 (2.1)	0 (0.0)
市	7 (41.2)	10 (58.8)	7 (41.2)	9 (52.9)	0 (0.0)	1 (5.9)
町	53 (2.9)	1748 (97.1)	108 (6.0)	228 (12.7)	631 (35.0)	834 (46.3)
村	60 (3.3)	1758 (96.7)	115 (6.3)	237 (13.0)	631 (34.7)	835 (45.9)
計 <1818>						

資料：内閣府食育推進室調べ

本書を参考にするなどして、より多くの市町村で、それぞれの地域の特性を生かした計画づくりが進められることを願っています。

市町村の食育推進計画づくりについて

1. なぜ、市町村の食育推進計画が必要か

心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進することが重要です。

人々は、食によって命を成り立たせ、健康を維持しています。日本は世界でも有数の長寿国ですが、国内のそれぞれの地域には、その土地の気候や風土によってはぐくまれてきた食材や食べ方があり、入手できる食べ物で食事を整えてきた、暮らしの中での知恵や活動があります。そうした食生活は、今だからこそ、大切にし、それらを広め、伝えていくことができます。それは、地域だからこそできることでもあります。

一方、食料の豊富さ、簡便さを享受する中であって、物心両面での食の豊かさを追求し、心身の健康の増進と豊かな人間性をはぐくむには、食をめぐる現状を、自らや、地域のこととして、認識し、食育に真剣に取り組めるかどうかにかかっています。

市町村は、地域住民と身近に関わっている立場から、食育を国民一人一人に浸透していく上で重要な役割を担っています。地域で活動している様々な活動主体と密接に連携・協力していくネットワークのコーディネーターとしての役割が期待されています。

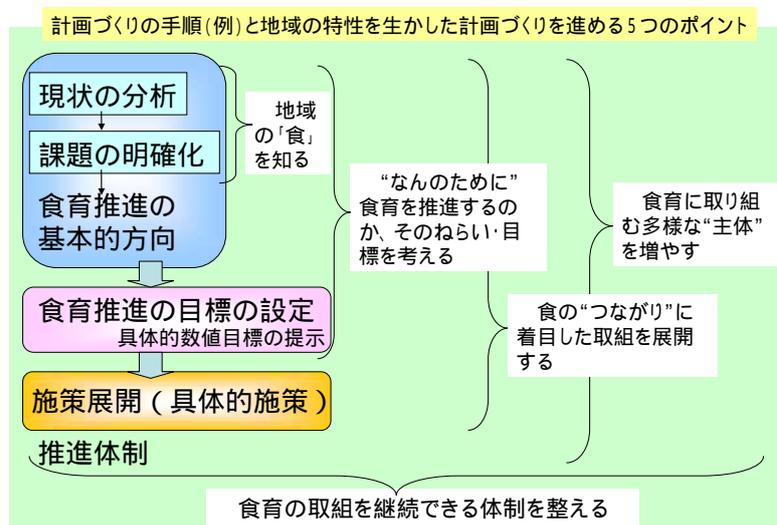
「計画作成までは考えていないが、できるところからはじめたい」という行政担当者や関係機関の方々の声も耳にします。食育が幅広い分野にわたるため、その地域の食の現状は、その地域特有のものであり、地域内のことであっても、行政も含め一つの機関だけでは、その全体を知り得ることは困難です。地域の食の現状を知り、“なんのために”食育を全体として推進するのかそのねらいを具体化しなければ、個別の取組を進め、取組の連携を強調するだけになりかねません。食育推進に当たって、地域の特性を生かした施策の立案、実施を担っている市町村が、地域住民はじめ様々な活動主体とともに、“なんのために”を具体的に明確にし、共有していくのが、計画づくりです。

2. どのように、計画づくりに取り組んだらよいか

計画づくりは、地域の「食」の現状を知ることからはじまります。

地域における「食」の現状を分析し、その現状を踏まえ、課題を明確にし、食育推進の基本的方向を明らかにします。

この段階で、“なんのために”に食育を推進するのか、そのねらいや目標を考えます。



その際、改善すべき課題だけにとらわれず、食に関わる地域資源や地域のよさをはぐくみ、伸ばしていくという視点も大切です。いくつかの市町村では、食育推進の目指す姿として、まちづくりの視点で目指すまちの姿が描かれているもの、人づくりの視点で次代を担う子どもの姿が描かれているものもあります。

また、目指す姿の実現に向けて、分野ごとの個別の整理にとどまらず、食の“つながり”に着目し、重点目標や取組を考えてみます。分野という“部分”からはじめるのではなく、食育を推進する上でなにが重要かを考え、そこからそれぞれの分野においてできることを考え、取り組むという新たな流れをつくることもできます。

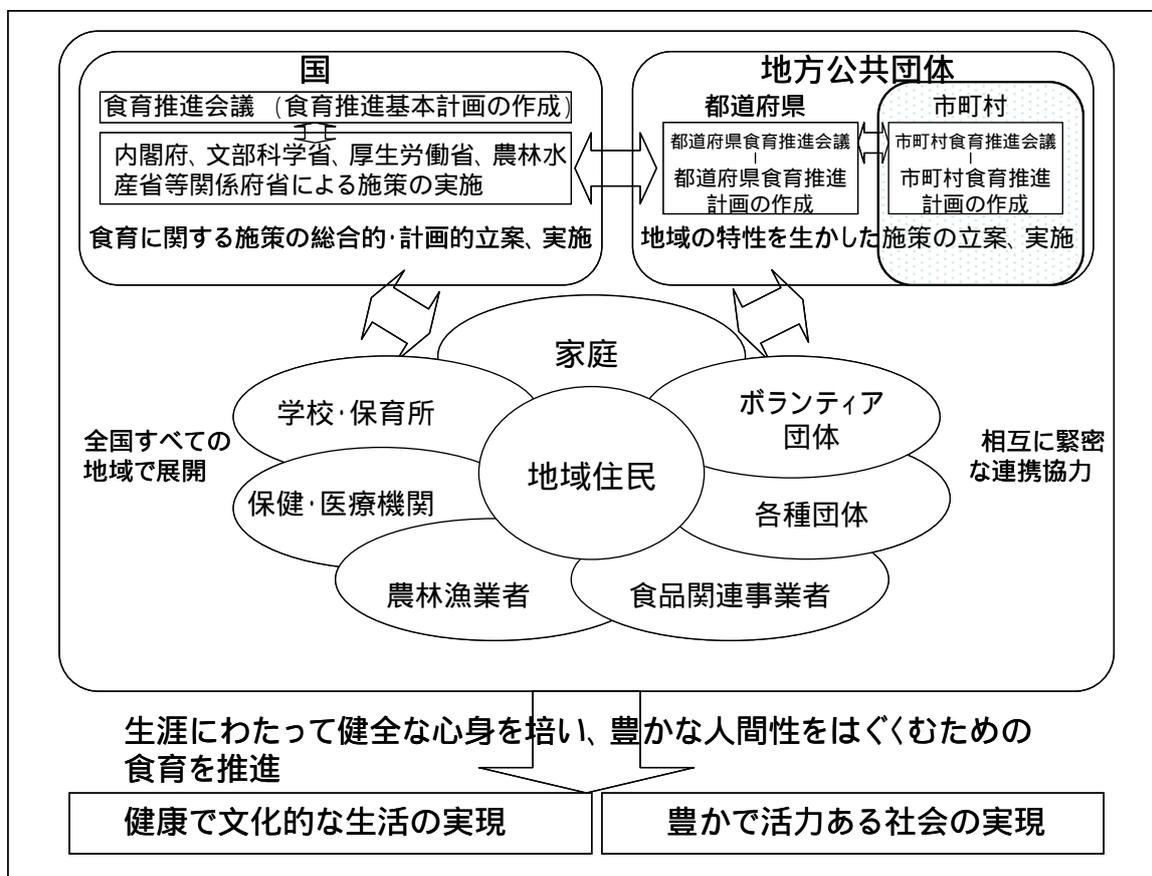
計画づくりを進め、さらに取組を実践していくためには、食育に取り組む“主体”を増やすことにも配慮します。“主体”とは、この地域で“なんのために”食育を推進するのかというねらいを共有し、そのために自ら取り組み、関係分野の取組に理解を示し、出てきた結果についても自らの問題としてとらえ、考えていく人々（機関）です。

そして、計画づくりで力尽きてしまうことなく、実践し、評価し、次の取組に生かしていくという“継続”が維持できる体制を、計画づくりの段階から考えておくことも重要です。

地域の特性を生かした計画づくりは市町村だからできることです。今回調査を実施した市町村の計画づくりから、地域の特性を生かした計画づくりの5つのポイントを整理しました。

資料1 食育推進体制

- 食育推進には、市町村による地域の特性を生かした計画づくりが不可欠



3. 地域の特性を生かした計画づくりの5つのポイント

(1) 地域の「食」を知ることが、計画づくりのスタート

地域らしさを追求し、「食」を通して地域を知る

地域の「食」の現状は、地域によって異なります。その土地の気候・風土にあわせどのような食物を生産し、人々の暮らしの中で利用してきたのか、そして今、人々は、どのように食物を入手し、どのように食事として整え、どのように食べ、どの程度食に関心を持ち、どのような健康状態にあるのか、そうした食の姿は、地域の数だけ存在します。

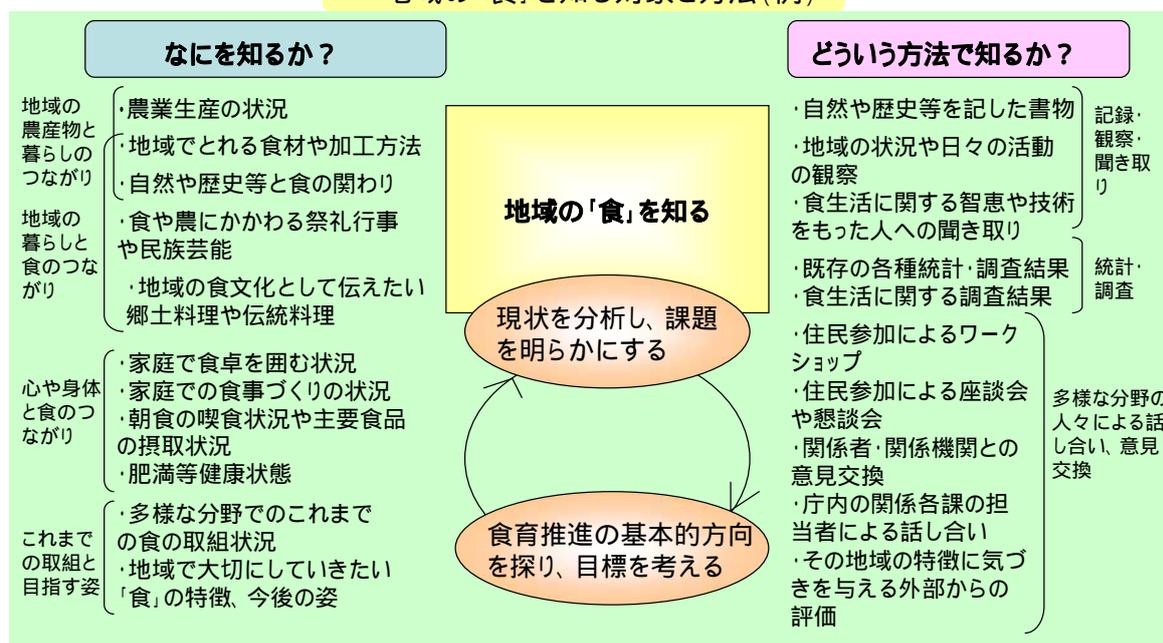
食育基本法や食育推進基本計画に示されている食をめぐる現状は、その多くが全国平均からみたもので(資料2) 地域では、類似の傾向を示す部分とその地域特有の部分があるはずです。

すでに計画を作成した市町村では、地域の「食」を知るというプロセスの中で、憂慮すべき実態を明らかにする一方で、地域らしさを追求し、それにより地域のよさを再発見し、そのよさを共有し伝えていくことを主眼としているものもあります。地域の「食」を知るとは、「食」を通して地域を知ることです。地域の特徴(よさ)を知ること、地域への愛着を深め、次世代のため、持続可能な社会のためといった視点も現れてきます。

食育推進の基本的方向を見極めながら、分析を重ねる

では、地域の「食」のなにを、どのような方法で知るのでしょうか。地域の農産物と暮らし、地域の人々の暮らしと食、心や身体と食など、食の“つながり”に着目して、幅広い食の実態から、地域らしさの手がかりを探ります。現状を分析し、課題を明確にし、目標を考えていく中で、さらに必要な分析を加え、目標を絞り込んでいく、そうした過程を通して、地域の食を深く知ることができます。

地域の「食」を知る対象と方法(例)



また、記録・観察・聞き取り、統計・調査結果の活用をはじめ、各種手法によって必要な情報収集を図ることになりますが、多様な分野の人々による話し合い、意見交換を通して、食育推進の基本的方向性を見極めながら、現状の分析を重ねることも重要です。計画づくりに多様な分野の人々の参画を進めることは、地域の「食」を知る近道ともいえます。

資料2 食育基本法、食育基本計画にみる全国レベルの食の現状
地域の数だけ、食の現状があるー

食の変化

- ・調理や食事を家の外に依存する食の外部化の進展、簡便化志向の高まり
- ・家族等と楽しく食卓を囲む機会の減少
- 食に関する理解や判断力の低下
- ・食に関する情報の氾濫、料理をする機会の減少等により、食に関する正しい情報を適切に選別し、活用することが困難な状況
- ・適切な食品選択や食事準備に必要な知識・技術が十分に身につけられていない状況
- 栄養バランスの偏りや不規則な食事
- ・脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足
- ・朝食の欠食に代表されるような朝・昼・晩の食事を規則的にとらない状況
- 肥満や過度の痩身志向
- ・肥満は増加傾向にあり、男性では30～60歳代を中心に全年齢で増加傾向
- ・女性の場合は若い世代を中心にやせている人の割合が増加傾向
- 生活習慣病の増加
- ・糖尿病は増加傾向、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）も強く疑われる、または予備群と考えられるのが40～74歳の男性で約2人に1人、女性の約5人に1人
- 食の大切さに対する意識の希薄化
- ・食品産業や家庭において食べ残しや食品の廃棄を大量に発生させ、“もったいない”という物を大切にする精神が薄れがち
- ・自然の恩恵の上に食料生産が成り立っていること、食という行為は動植物の命を受け継ぐことであること、食生活は生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力に支えられていることが実感しにくい状況
- 食の海外への依存
- ・わが国の食料自給率は39%と世界の先進国の中で最低の水準であり、食を大きく海外に依存
- 多彩な食文化の喪失
- ・地域における伝統や気候風土と深く結びついた多彩な食文化が失われつつある状況
- 食の安全上の問題
- ・国内外の事案の発生による、食品の安全性に対する関心の高まり

(2) 食育の計画づくりが目指すのは、人づくり、地域づくり

“なんのために” 食育を推進するのか、目標を考える

食育推進は、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくみ、健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること等を目的としており、人づくり、地域づくりを目指すものでもあります。また、食育基本法にいう食育に関する基本理念にのっとり、食育の推進を図ることになります。(資料3)

すでに作成された市町村計画では、食育推進の目指す姿として、まちづくりの視点で目指すまちの姿が描かれているもの、次代を担う子どもの姿が描かれているものがあります。

まちづくりの視点で食育を推進

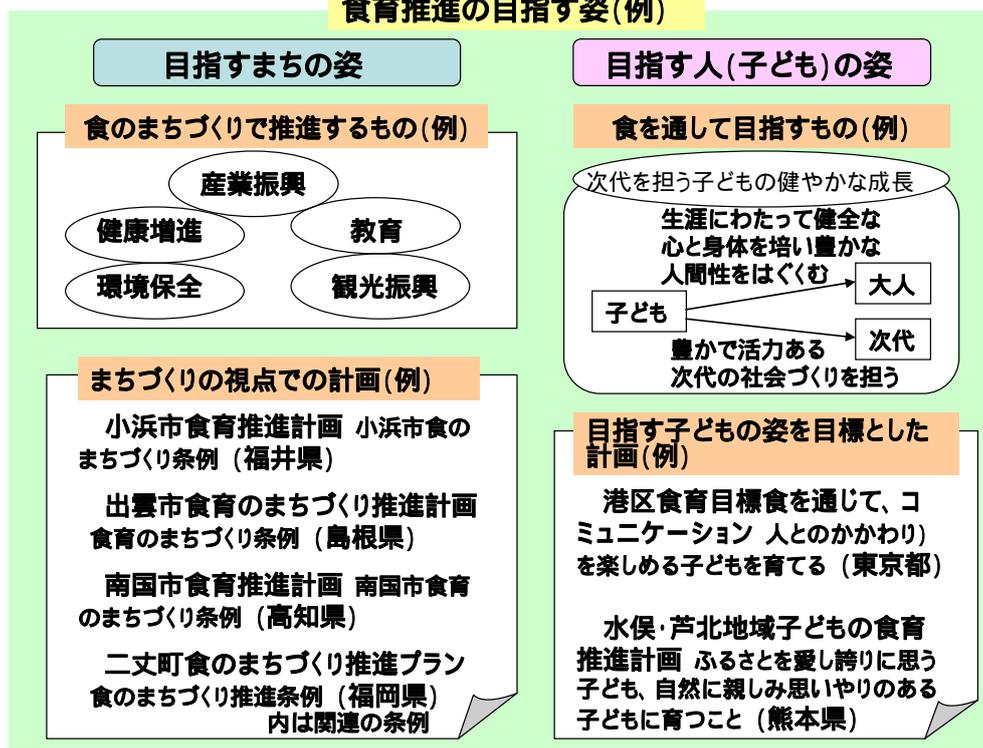
食のまちづくりで推進するものとしては、産業振興、健康増進、教育、環境保全、観光振興などがあがっています。まちづくりの視点での計画には、食に関するまちづくり条例をもとに、計画づくりが進められているものがあります。

そして、地域の食と暮らしに着目し、地域活性や産業振興の観点から、その土地の食材やその土地ならではの料理を、「地域のブランド」として高めていこうという考えを組み入れたものもみられます。

次代を担う子どもを中心に人づくりの視点

一方、人づくりの観点からは、次代を担う子どもの健やかな成長を目指すものがあります。この場合、計画の主たる対象は子どもですが、その健やかな成長のためには保護者等大人の関わりが欠かせません。目標を理解し共に取組を進め、子どもにかかわる様々な取組の融合や発展を目指していく、保護者から子どもへのアプローチとともに子どもから家庭へのアプローチ、さらに子どもの食を地域全体の問題としてとらえ、地域から子どもへ、子どもから地域へ、アプローチを広げていくことをねらいとして、計画づくりが進められているものもあります。

食育推進の目指す姿(例)



資料3 食育推進の基本的考え方を理解する

食育推進の目的

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進

現在及び将来にわたる **健康で文化的な国民の生活** **豊かで活力ある社会** の実現に寄与
食育基本法第1条

食育に関する基本理念

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行う 第2条
- (2) 食に関する感謝の念と理解
食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮する 第3条
- (3) 食育推進運動の展開
食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開する 第4条
- (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行う 第5条
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行う 第6条
- (6) 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進する 第7条
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割
食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行う 第8条

(3) 食の「つながり」に着目した取組を展開する

分野からはじめるのではなく、目指す姿の実現に向けた重点目標や取組を考える

食育の推進に当たっては、多くの場合、重点分野ごとに具体的実践活動が展開されています。重点分野という形で提示されていると内容が絞られているのでわかりやすく、どの分野に重点を置くかは、地域によって異なるので、地域性を生かした取組の展開例だと言えます。

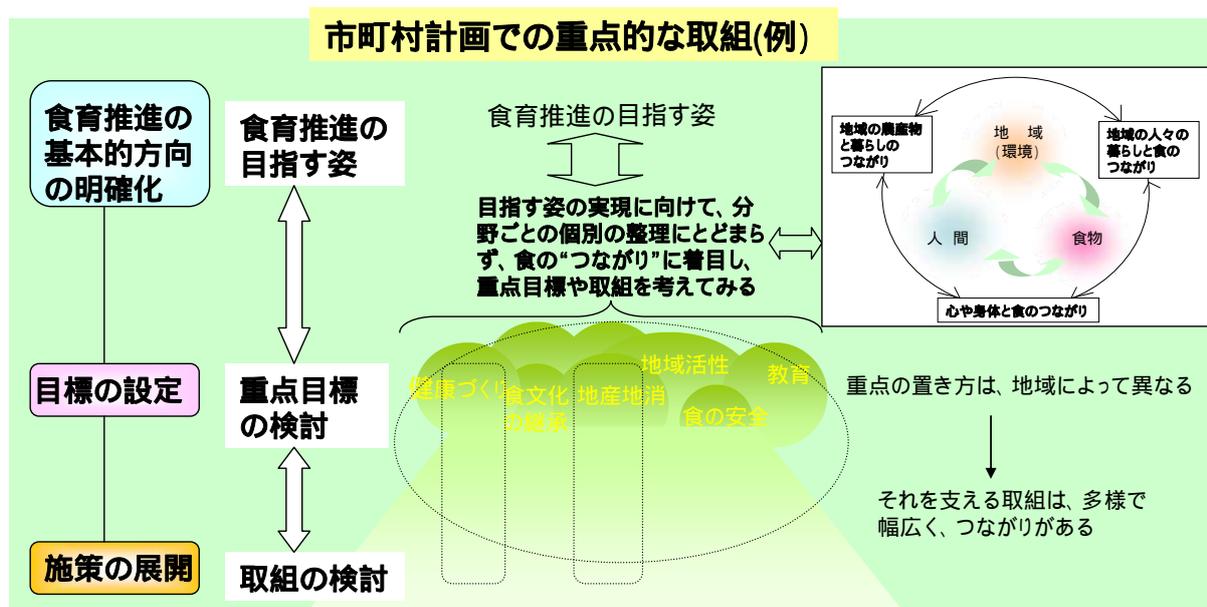
一方で、計画づくりに当たっては、食育推進で目指す姿の実現に向けた重点目標を考え、目標達成に必要な取組を考えることとなります。既存の活動も含め、取組全体を再構築する必要も出てきます。取組が、目指す姿の実現に向けた重点目標の達成に有効なのかをとらえ直す視点も必要です。

食育を推進する実践活動は多様で幅広く、つながりをもって展開されています。食育全体を山にたとえると、その裾野がどこまで続いているのかはわからないほど、広がりがあります。目指す姿の実現や重点目標の達成のためには、このように幅広い既存の活動分野の取組と新たな取組をうまくつなげていくことも必要です。

今回実施した計画づくりの実践事例の中には、「野菜をつくり、選び、食べる」(甲州市)、「土づくり 栽培・収穫 加工 販売 調理 食事 残渣処理 肥料づくり (土づくり) 食の循環」(新発田市)といったように、地域の食の特徴を“つながり”でとらえ、重点目標や取組を絞りこみ、整理する試みが提案されています。

食の“つながり”に着目し、なにが重要で、なにに取り組むかを考える

食育基本法や食育推進基本計画から、人、食、地域(環境)の“つながり”に着目し、「心や身体と食のつながり」、「地域の農産物と暮らしのつながり」、「地域の人々の暮らしと食のつながり」という観点から、関連する記述を抜粋し、整理してみました(資料4)。

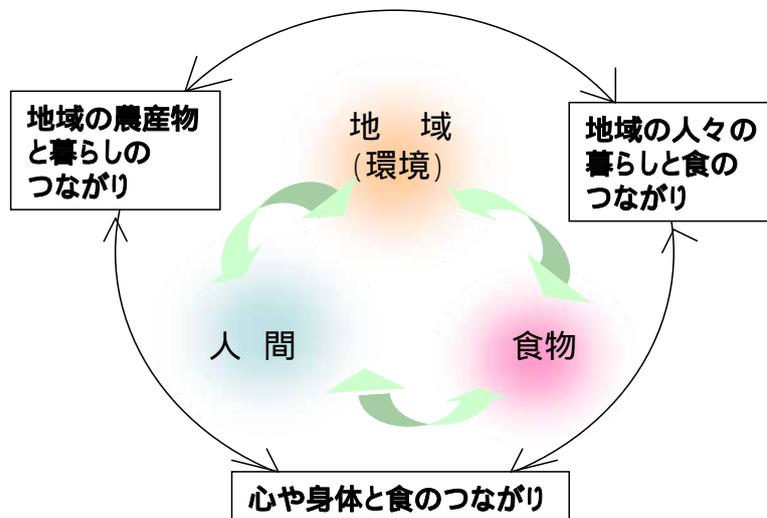


こうした“つながり”を意識することによって、分野という“部分”からはじめるのではなく、食育を推進する上でなにが重要かを考え、そこからそれぞれの分野においてできることを考えるという新たな流れを作り出せるように思います。

資料4 「食」の特徴を“つながり”でとらえる

- 多様で幅広い「食」を、部分ではなく、つながりで理解する

- ・ 限られた国土や水資源といった自然の恩恵の上に食料生産は成り立っている
- ・ 食という行為は、動植物の命を受け継ぐこと
- ・ 農産物は、豊かな土壌をはぐくみ、稲や苗を植え付け、多くの作業を経て収穫されるもの
- ・ 農林水産物の生産から、食品の製造、加工及び流通、消費に至るまでの過程の理解
- ・ 生産者と消費者の交流
- ・ 自然を犠牲にした食料生産には限界があり、自然との共生が必要。環境への負荷の低減や持続可能な農林漁業への配慮が必要
- ・ 食は、地域における伝統や気候風土と深く結びつくことによって、地域の個性ともいべき多彩な食文化や食生活を生み出す
- ・ 食に関する情報や知識、伝統や文化は世代を超えて受け継がれている
- ・ 毎日の食生活は食に関わる様々な知恵や活動に支えられている
- ・ 食材とのふれあいや食事の準備をはじめとする食に関する様々な活動
- ・ 地域の食文化に知見を有する高齢者等との交流



- ・ 食は心身の健康の増進に欠かせない
- ・ 食を通じたコミュニケーションは、食の楽しさを実感させ、人々に精神的な豊かさをもたらす
- ・ 食品の安全性が損なわれれば、人々の健康に影響を及ぼす

〔資料：食育基本法及び食育推進基本計画から、「心や身体と食のつながり」「地域の農産物と暮らしのつながり」「地域の人々の暮らしと食のつながり」に関する記述を抜粋、整理〕

(4) 食育に取り組む多様な「主体」を増やす

「国民運動だから、みこしをかつぐ人に声援を送ればいいと思っているのですが」という意見があります。確かに、祭りには、みこしをかつぐ人、かつぎ手を誘導しサポートする人、祭り全体の運営を行う人、そして温かい声援を送る人など、さまざまな人たちが関わっています。温かい声援を送る人たちも必要だけれど、それだけで活気を存続させていけるのでしょうか。祭りを守り、伝えたいという強い思いを抱き、そのために滞りなく実行・運営するのだという強い責任をもって関わる人たち、こうした「主体」となる人たちがいなければ、成り立たないように思います。

自らの問題として“なんのために”食育を推進するのかを共有

食育についても、自らが関わる食の分野には熱心だけれど他の分野には関心がなく食育について共に考える必要性を感じていない、どこか他人事のように自らのこととして責任をもち役割を担ってはいない、こういう考え方や行動の仕方では、食育への取組は根付きません。この地域で“なんのために”食育を推進するのかというねらいを共有し、そのために自ら取り組み、関係分野の取組に理解を示し、出てきた結果についても自らの問題としてとらえ、考えていく、そうした「主体」を増やしていくことが、食育を国民運動として推進するためには重要です。そしてなにより、市町村の食育担当者の方々が、食育推進の「主体」になることが求められます。

多様な「主体」の参画でお互いの取組への理解を深めてよい循環をつくる

事例では、多様な「主体」が関わっています。「主体」となって取り組む人々に様々な分野から参画していただくことが重要です。これによって、地域の食のことを広く深く知ることができ、それぞれの取組への理解も深まり、そこから共に取り組むべきねらいが共感できれば、それぞれの役割が自ずと見えてきて、自ら実践することにつながります。そして、その結果が良好であれば参画している「主体」で達成感を共有することができるし、不十分であればアイデアを出し合っただうすればよいかを考えることができる、よい循環が築けるように思います。

食育基本法では、食育推進の関係者について、その責務が記述されています(資料5)。地域の実情に応じた「主体」となる人々の取組によって、食育が広く深く発展していくと考えます。

自主的で地道なボランティアによる活動の積み重ねが食育を推進

また、食育を国民運動として推進し、地域に根ざし、地域に定着させていくためには、ボランティアの活動が重要です。一人でも多くの人々が「食」を通して自分たちの暮らす地域社会に関わることができれば、地域の「食」について主体的に考え、取り組む人たちが増えることとなります。中でも、食生活の改善とともに、食文化の伝統や技術、食品の生産・加工の知恵や技術などを地域で継承していくためには、ボランティアによる地道な活動の積み重ねが欠かせません。



資料5 食育推進に当たっての関係者の責務等

教育関係者等の責務

食育基本法第11条第1項

教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

農林漁業等の責務

第11条第2項

農林漁業者及び農林漁業に関する団体は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

食品関連事業者等の責務

第12条

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

国民の責務

第13条

国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

地方公共団体の責務

第10条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

国の責務

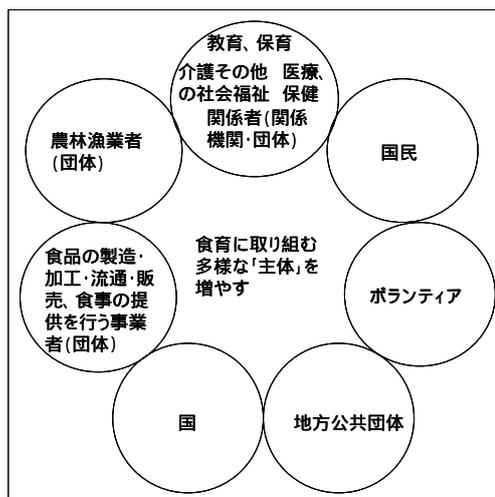
第9条

国は、第2条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

食育推進運動の展開

第22条

- (1) 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。
- (2) 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。



(5) 食育の取組を継続できる体制づくり

計画は地域に根付いた取組への設計図

食育基本法が制定されてから2年半が経過し、市町村の計画づくりは、徐々に進みつつあります。すでに作成済み、あるいは現在作成している市町村は、約2割で、作成予定がある市町村を含めると5割を超えます(平成19年12月末現在)。食育は、市町村における計画づくりによって、地域に根付いた取組として展開されつつあり、そうした取組の継続がなにより重要です。

計画は、食育推進のねらいや目標、具体的取組を、地域住民をはじめとした多くの関係者と共有する設計図であり、実践への橋渡しの役割があります。すべての人が食によって命を成り立たせ、すべての地域で食物や料理、食に関する情報が提供されている以上、その設計図はいずれの地域にも欠かせないものであり、誰もがその設計図と関わりがあるという意識を持ち合うことで、継続性が高まります。

食育に関する取組を継続的に推進するために必要なこととして、食育推進基本計画の「食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」をもとに、整理してみました(資料6)。

多様な主体が連携・協力して、仕組づくりと実態づくりを進める

1点目は、多様な関係者の連携・協力の強化です。計画段階で、庁内外の関係者が集まる機会が頻繁に設けられているように、実践段階でも引き続き連携・協力が図られる体制が維持されることが必要です。

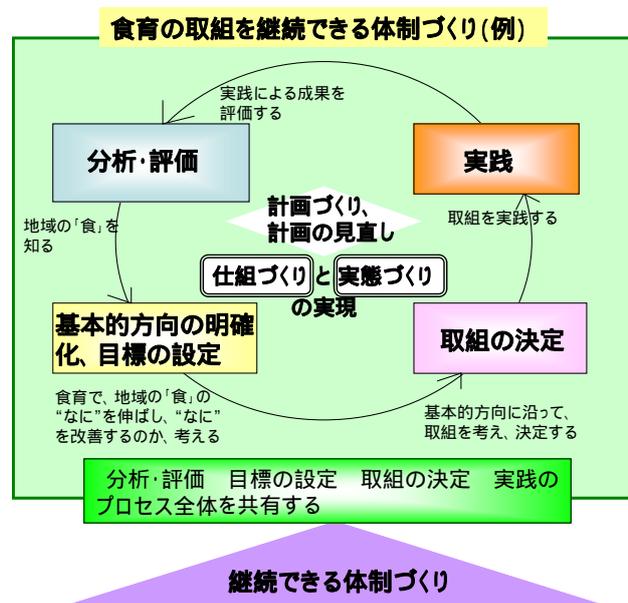
特に、食育推進の中心は地域住民なので、食育に関する様々な情報をわかりやすい形で提供するとともに、住民の意見や考え方を積極的に把握し、取組に反映させていくことも必要です。これが2点目です。

3点目としては、推進状況の評価を行い、限られた予算を効率的・重点的に運用できるようにすることです。

そして4点目は、計画の見直しです。計画は、実践し、その成果の評価・分析を経て、次の取組に役立てられるよう、計画の見直しが行われることとなります。分析・評価、目標の設定、取組の決定、実践といったプロセス全体を、共有できる体制づくりが必要です。

その際、計画づくりという食育推進の仕組づくりと、実際に活動を展開していく実態づくりの、いずれもが推進できる体制づくりが望まれます。

また、食育基本法では、「市町村食育推進計画作成及びその実施の推進のため、条例



で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる」とされています。条例の制定は、食育推進に関する市町村全体の機運の醸成とともに、仮に担当者が変わっても継続して推進されていく体制づくりに大きく寄与すると考えます。

資料6 食育に関する取組を継続的に推進するために必要なこと

多様な関係者の連携・協力の強化

食育に関する取組主体は、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者、農林漁業の関係者、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係者、さらには様々な民間団体やボランティア等に至るまで多様かつ多数

関係者が密接に連携・協力することが重要であり、その強化を図る

関係者による創意工夫を凝らした取組が、これまで以上に活動の幅を広げつつ自発的かつ積極的になされるよう配慮

積極的な情報提供と住民の意見等の把握

食育は、個人の食生活に関わる問題であることから、地域住民一人一人による理解と実践を促すことが重要

多様な手段を通じ、食育に関する様々な情報を住民にわかりやすい形で提供

住民の意見や考え方を積極的に把握し、これらをできる限り取組に反映させていく

推進状況の把握と効果等の評価、予算の効率的・重点的運用

食育に関する取組を計画的に推進するためには、その推進状況を把握しつつ取り組むとともに、限られた予算を有効利用することが必要

計画に基づく取組の推進について、目標の達成状況を含めてその推進状況を適切に把握し、これを行政関係者だけでなく、広く住民にも明らかにする

実施した取組については、その効果等を評価し、その結果を住民に明らかにするとともに、これを踏まえた取組の見直しと改善を行う

厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に利用する観点から、選択と集中の強化、施策の重複排除、関係部局間の連携強化、官民の適正な役割分担と費用負担等の徹底を図る

食育推進計画の見直し

食をめぐる状況は常に変化している。また、目標の達成状況や取組の推進状況等によっても、計画の見直しが必要

食育推進計画については、施策の成果の検証結果を十分活用し、見直しを行う

食育推進計画づくりの実践事例

調査の方法と事例紹介の切り口

市町村の食育推進計画づくりの実践事例として、関係者にヒアリング調査を実施して、分析、とりまとめを行いました。本書では、地域特性を生かした計画づくりとして、様々な側面で特徴を持った15件の事例について、計画前からの地域の食育活動、計画作成の特徴、計画内容・実施の特徴などを紹介しています。紹介にあたっては、今後、食育推進計画づくりに取り組む市町村にとって有益であることを基本に編集しています。

食育推進計画づくりの実践事例

1. 体制づくりに特徴のある事例

- ・五泉市（新潟県）「行動計画で庁内連携体制を構築 共通の思いをもって計画推進」
- ・松山市（愛媛県）「息の長い取組をしよう！」
- ・小浜市（福井県）「推進計画策定で食のまちづくりのステップ・アップ」
- ・出雲市（島根県）「食育推進室から交流を広げる」
- ・新発田市（新潟県）「「豊かなる大地」と「食の循環」」

2. 計画内容に特徴のある事例

（1）住民主体の地域づくりに特徴のある事例

- ・甲州市（山梨県）「世代を超えてじゃんじゃん交流」
- ・紫波町（岩手県）「現場の声で計画を策定し、食への意識を高めよう！」
- ・大野市（福井県）「市民発意の総合的な地域づくり」

（2）企画や取組に特徴のある事例

- ・二丈町（福岡県）「ストーリーでつなげる主体と事業」
- ・越前市（福井県）「地場産を食べ 伝統を育む」
- ・南国市（高知県）「教育・農と健康で支える計画推進」

3. 個別の特性（人口規模、自治体間連携、県計画踏襲）を持った事例

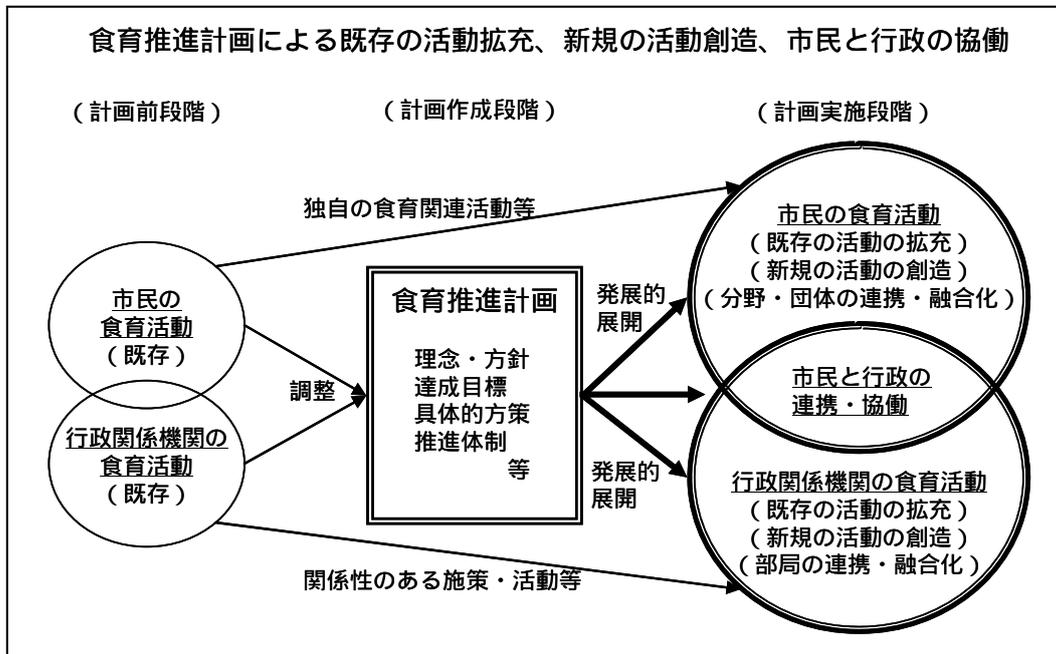
- ・東京都港区「都市型のネットワークで食への関心を広げる」
- ・虎姫町（滋賀県）「小さな町のつながりで育む」
- ・水俣・芦北地域（熊本県）「「食」と「生命」を大切に「もやし直し」のまちづくり」
- ・真庭市（岡山県）「県の計画をベースに知恵と遊び心が生む多様な活動」

社会的認知を進め発展させる食育推進計画

以下、実践事例を紹介するにあたり、ヒアリング調査でご協力いただいた食育推進計画・食育活動の現場に携わる関係者の方々の「食育」への思いを一部紹介します。

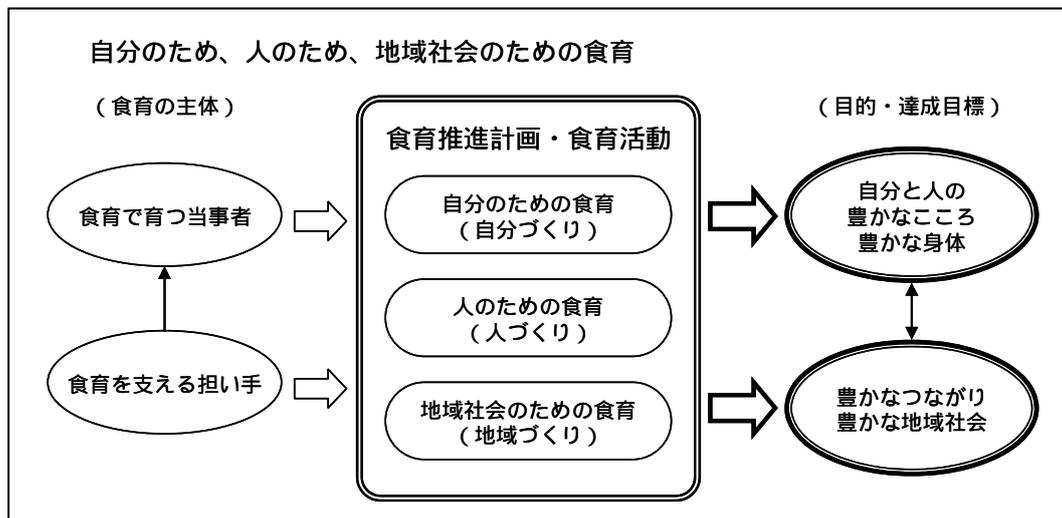
食育推進計画が作られる前から、食や食育に関わるそれぞれの活動分野において、熱い思いを持って、長く地道な取組を行ない、成果をあげてきた方々がたくさんいます。しかし、そうした方々の貢献は、これまで地域社会全体に知られ、広く評価を受けることが必ずしも多くはありませんでした。それが、食育推進計画づくりによって、多くの人たちに知られるようになり、食育

の重要性の認知と取組の多様な分野への広がりが生まれるようになっていきます。これは、「食育」というものが、様々な分野の市民と様々な行政部局が連携・協働して取り込まれるものであることなどが背景にあります。広く社会的な認知と取組の広がりに、食育に携わる関係者の方々は胸を躍らせ、勇気付けられ、食育が発展的・継続的に進むように願い、更なる取組に情熱を傾けるようになっていきます。



一人ひとりを大切に、同時に地域社会を大切にする食育活動

また、こうした食育に携わる方々の熱い思いと取組において、それを支えるものとして、食育というものが「自分のため(自分づくり)」とともに、「人のため(人づくり)」であり、「地域社会のため(地域づくり)」に行うものであるということがあります。例えば、親が愛する子どものことと身体を大事に育てようとする思いであり、地域の仲間たちが楽しく豊かに暮らせるようにしたいとする思いです。「食育」は、人を、地域社会を、自分のことと同じように愛し、大事にしようとする思いがあってこそその活動であり、市町村の食育推進計画はそうした自分たちの思いを実現していくためのものと言えます。そして、個人、家族、地域社会のつながりの再構築に貢献していくものでもあります。



五泉市食育推進計画「育てよう！ 食べる力と五泉の恵み」

計画の作成

検討体制

- ・ 五泉市食育推進委員会（2006年度設置、委員13名）
 - * 委員構成：医療関係団体の代表者、民間諸団体の代表者、関係行政機関の職員、学校職員
- ・ 五泉市食育推進検討委員会（2006年度設置、委員22名）
 - * 委員構成：小中学校（教諭・学校栄養職員）、こども課（栄養士・保健師）、健康福祉課（栄養士・保健師）、高齢福祉課（保健師）、農林課、認定農業者、農協職員、学校給食センター、地域福祉課（保健師）、教育事務所（栄養士）
 - 以上のメンバーによる4班編成で計画策定

* 計画策定にはアドバイザーとして学識経験者が参加

実態調査：園児及び小中高生の食の実態アンケート、保育園・幼稚園・小中高等学校での食育取組状況調査、関係課（こども課、健康福祉課、農林課、地域福祉課、給食センター）への食育に関する事業調査、スーパーへの聞き取り調査、子育て支援センター来訪者へのグループインタビュー等

計画の内容

基本理念：「家族みんなが、新鮮で安全な地場農産物を使った料理の並ぶ食卓を囲み、生涯にわたって健康で心豊かな生活が送れる市」

- 重点目標：1 早寝早起きをして朝ごはんを食べる
2 家族みんなで「いただきます」をする
3 地場農産物を使った野菜料理をつくる

計画期間：2007年3月策定、2007～2011年度（5年間）計画

計画評価：計画に関する事業評価として、毎年度、事業ごとに各課において評価

計画前からの地域の食育活動

自校調理方式による給食への思いから

五泉市は、サトイモやチューリップ・牡丹の栽培で全国的に知られ、肥沃な大地に恵まれた新潟県屈指の豊かな農業地帯である。市長は、1998年就任当初から、子どもたちの食を大切に考え、豊かな土地の恵みを給食に活かしたいという思いを抱いてきた。五泉市では、特に自校調理方式にこだわりをもって、給食センター方式からの転換を進めている。2004年の幼稚園への自校調理方式導入を皮切りに、順次切り替えを行ってきた。

国の食育基本法を追い風に、五泉市の食育推進計画の策定が始まった。

計画作成の特徴

委員に食育への共通認識をもたらした8回の検討委員会

五泉市での食育推進は、食については幼児期から小学校期の食習慣が大切と考え、事務局を教育委員会に置くこととなった。「五泉市食育推進委員会」は各関係団体の代表者から構成される。計画策定の核となった「五泉市食育推進検討委員会」は、庁内関係部局担当者を中心に生産者等の農業関係者(4名)を交えた22名によって構成された。会議は事務局のコーディネートによってワークショップ方式も取り入れながら進めてきた。半年間、全8回の会議での作業を通じて、委員22名は計画への共通認識をもつようになった。

五泉市食育推進計画策定までのフロー

食育推進検討委員会と食育推進委員会の合同会議

第1回～第3回検討委員会

- ・4班(母子保健班、学齢・青年期班、壮年・高齢期班、地産地消班)編成
- ・事務局からのデータの提供(各種健診の年次推移、学校給食の地場産野菜利用率、スーパーへの聞き取り、主婦を対象としたグループインタビュー、各課への事業調査など)
- ・データから問題点・課題の抽出・整理 ・現状から基本理念への絞込み

絞込み結果

- 【母子保健班】 「大人が子どもの姿に関心を持ち、健全で豊かな人間性を育む」
- 【学齢・青年期班】 「家族一緒の食卓で心と体を育む」
- 【壮年・高齢期班】 「健康でいきいきとした人生を送る」
- 【地産地消班】 「市民に地場産の安全で安心な農産物を供給する」

各班の絞込み結果をさらに集約

基本理念

「家族みんなが、新鮮で安全な地場農産物を使った料理の並ぶ食卓を囲み、生涯にわたって健康で心豊かな生活が送れる^{まち}市」

食育推進委員会(第2回)

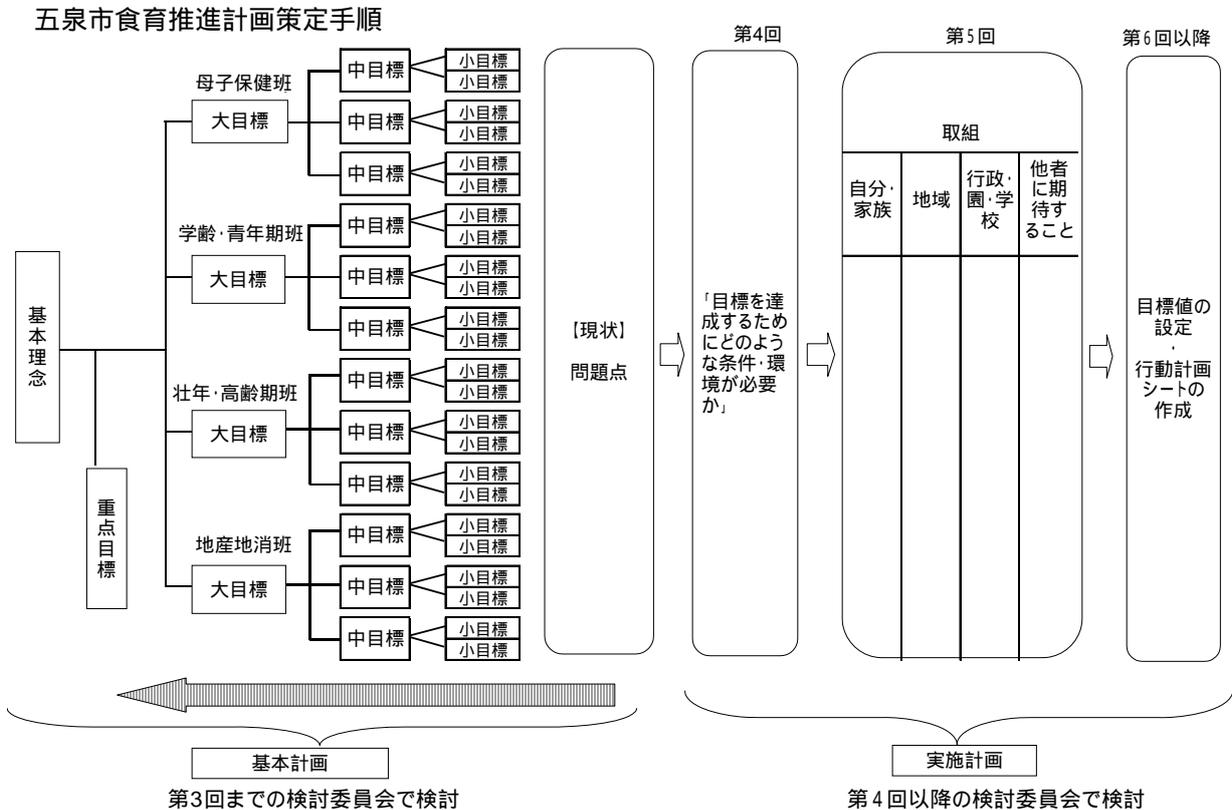
第4回～第8回検討委員会

- ・目標を達成するための行動条件の検討
- ・具体的な取組と、その実現性や効果を検討
- ・目標値の設定、行動計画シートの作成

食育推進検討委員会と食育推進委員会の合同会議

計 画 完 成

検討委員会の前期では、計画の基礎となる考え方を事務局が提供する資料・データを基に議論を通じて固めていった。作業は母子保健班、学齢・青年期班、壮年・高齢期班、地産地消班の4班に分かれて、多様な意見を集約する形で行った。作業では各委員の思いを班ごとに絞り込み、さらにもう一度、各班の意見を集約して検討委員会で一つの基本理念を作り上げた。基本理念には、委員全員の思いが凝縮されている。



計画内容・実施の特徴

行動計画シートで目標達成のための役割を明確に

計画では目標に対する事業を決め、目標年次に達成する目標値を細かく設定している。さらに実施主体が確実に実行して目標達成できるように「どの事業を」「誰が」「どのように」するかを明らかにした「行動計画シート」を作成し、204件の行動計画を立てた。計画以前から行われていた各課の取組と今後の取組を食育推進計画に位置づける作業を、関係各課の担当職員が行ったことから、実行に移しやすく、同時に自分たちで評価しやすいものとなっている。また、各課の縦割りを越える取組を行いやすくなり、市民アンケートや庁外との連携情報、食に関する広報など、課を越えての連携が進んできた。

ネットワークを広げ、いろいろな人の声が計画に活かされるシステムを作ろう

計画の推進では、庁外へも食のつながりを広げようと試みている。スーパーや郵便局など、人が集まるところに食育コーナーを設置してもらい、市民への食育に関する情報提供を進めたり、市内の温泉観光地で食育の観点を加味した料理を提供してもらえないか、事業者アプローチを

したりしている。「食育推進委員会」の委員に商工会関係者がいることから、事業者への働きかけのアドバイスを受けている。

2007年度の「食育推進検討委員会」の委員には、策定段階のメンバーに、現場の保育士、幼稚園教諭、学齢期の養護教諭、商工観光課、保健所の栄養士が加わり27名となっている。計画の推進にあたって連携を広げていくには、どんなメンバーがいいかを検討した結果、なるべく現場に近い関係各課の担当職員が参加することになった。現場を知る委員が多くかわり、現場の声を予算作成段階から反映していくことが、検討委員会の今後の方針となっている。

目的・課題を共有しよう！ 保育園でも保護者とワークショップ

市内のある保育園では、保護者を交えて、アンケートや地域の問題を基に話し合い、課題を整理する企画ミーティングをワークショップ方式で行い、問題の解決に向けてのイベントを開催した。

企画ミーティングでは、日ごろ、祖母が孫に甘いおやつを与えず夕飯が進まないという母親の悩みが話題となった。この悩みを解決するため、甘いお菓子の代わりに、子どもに自分でおにぎりを握って食べるということを体験させてみようということになった。イベントでは、指人形を使って食の大切さと生活リズムなどについて伝え、そのあとで子どもたち自身がおにぎりを握って食べた。この園ではこの取組をきっかけに、保護者と保育園関係者との意識の共有が進むようになった。

こうした個々の保育園での取組がその園だけの成果で終わらないよう、2007年度から、保育園・幼稚園では横のつながり作りとして、年に2回食育担当者会議を開催している。食育に関する取組についての情報共有や、お互いの取組についてのアドバイスを行っている。

調理員も調理場から出て活躍中！

自校調理方式の給食を導入したことで、調理員の活躍の場が、調理場の外にも広がった。

調理員の試みの一つが、「おにぎりレンジャー」である。子どもたちはご飯をよく残していたが、調理員が給食の場に出向いて、残ったご飯でおにぎりを作ると、喜んで食べるようになった。

もう一つの試みが、「ハッピーキャロット」。給食用のにんじんの一部だけを星型に型抜きして食材として使う。給食のときに、自分のお皿に星型のにんじんが入っていたら、その日はハッピーになるという。にんじんが嫌いな子も給食が楽しくなった。「おにぎりレンジャー」と、「ハッピーキャロット」は調理員の研修会で発表され、市内全校に広がった。「調理員も作るだけでなく、調理場から出て行く時代」というのが、発案者である調理員の考え方である。

自校調理方式では、給食室が身近で、調理員はすぐに子どもたちと触れ合える。給食のにおいが校内に広がると、子どもたちが給食室に「今日はなんのおかず？」と聞きに来るようになった。子どもたちと調理員とのつながりが、おいしい給食と新しいアイデアのもととなっている。



調理員によるおにぎりレンジャー

松山市食育推進計画「楽しく食べて うまいぞなもし」

計画の作成

検討体制

- ・ 松山市食育推進会議 (2006 年度より設置、委員 20 名)
 - * 委員構成 : 保育所・学校・保護者等関係、高齢者関係、地域活動関係、生産者、消費者等関係、保健衛生等関係、学識経験者、市民(「みんなのまつやま夢工房(2006年)」代表)
 - ・ 市内連絡会 (2006 年度設置、31 課長)
 - ・ 市内担当者会 (2006 年度設置、24 課・栄養教諭 1 名及び外郭団体 1 団体)
 - * 窓口課 : 地域保健課
- 実態調査 : 「食に関する松山市民意識調査」2007 年度実施

計画の内容

基本理念 : 「食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健康な心身と豊かな人間性を育む」

基本的目標 : 自ら考え、判断する
健全な食生活を実践する
自然を愛し、食への理解を深める

行動目標 : 主食・主菜・副菜をそろえて食べる。
朝ごはんを食べる。
食事のあいさつをする。

施策の推進方針

- : 食育推進運動の展開
- 重点事項 : 食育の啓発
- 食育推進のためのネットワークづくり
- 重点事項 : 食育推進会議とそこからの広がり
- 食育推進サポーターの登録
- モバイルへの食育情報発信
- 食育の体験型学習の取組
- 重点事項 : 食育推進の人材育成
- 食育の体験型学習の場の提供

計画期間 : 2007 年 3 月策定、2008 ~ 2012 年度 (5 年間) 計画、2012 年度に見直しをして、2013 年度から次期計画実施

計画評価 : 計画の終了年度に進捗状況、成果、問題点等を評価分析。

計画前からの地域の食育活動

食材は豊富、松山らしい料理が欲しい

愛媛県松山市は瀬戸内海に面し、年間を通じて温暖な気候に恵まれていることから、水産物、農産物ともに豊富である。しかし、こうした食材を活かした特徴的な料理がないというのが課題となってきた。地元を象徴できるような料理でまちづくりを盛り上げようと、松山鮓などのアピールが始まっている。

計画作成の特徴

財政課をはじめ多くの課が会議に参加、横のつながりで食育を推進

松山市では、食育推進計画を策定するにあたっては、庁内会議になるべく多くの課が参加し、

食育への意識を高めながら連携を図っていくことになった。

また、「松山市食育推進会議」の委員はすべて庁外からだが、人選は各関係課からの推薦という方法をとった。各課からの推薦によって、庁内と庁外にネットワークを広げようという意図があった。

委員の意見を聞きながら、作業を一緒に進める

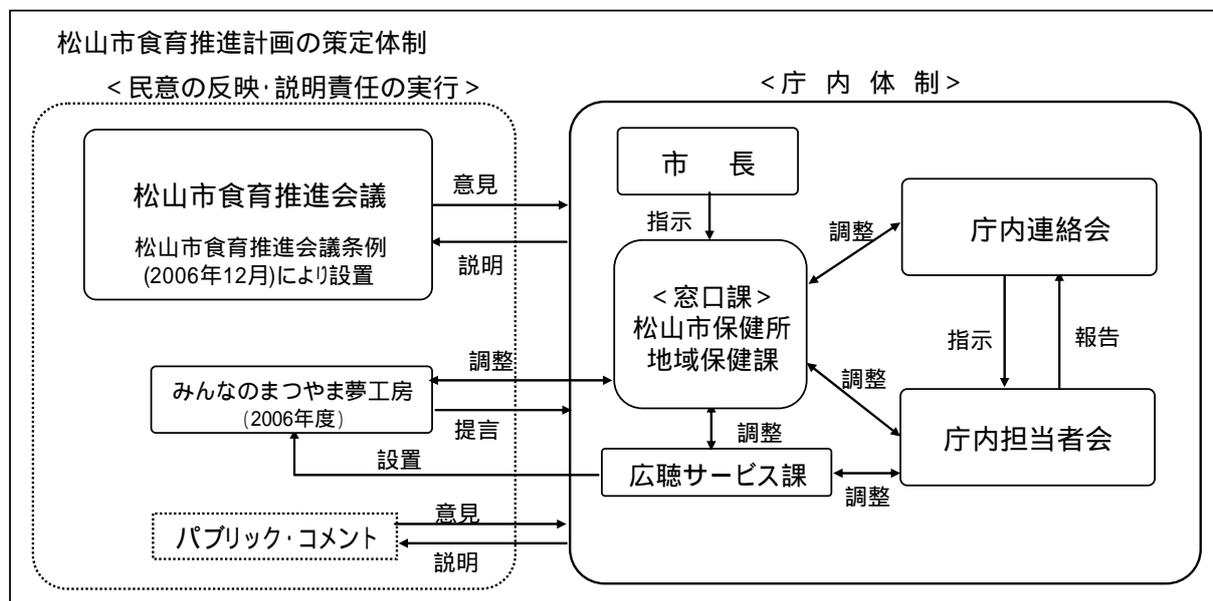
松山市では食育推進計画の策定に際して、「食に関する松山市民意識調査」を実施し、調査結果をもとに、食育推進会議で委員を交えて話し合った。他の計画の策定では、庁内でほぼ原案を固めてから庁外の委員に意見をもらうというやり方が多いが、今回の食育推進計画策定では庁外の委員にもデータを見てもらって、一緒に意見を出し合った。現場を知る庁外の委員と、職員とではデータの

松山市の食育に関する庁内会議の構成
(2007年度末現在)

		連絡会 (課長会)	担当者会	作業部会
総務部	行政改革推進課			
	職員厚生課			
理財部	財政課			
総合政策部	企画政策課			
	国際文化振興課 (国際交流センター)			
市民部	市民政策課			
	市民参画まちづくり課			
	人権啓発課			
	広聴サービス課			
保健福祉部	保健福祉政策課			
	国保・年金課			
	介護保険課			
	高齢福祉課			
	障害福祉課			
	子育て支援課			
	保育課			
	地域保健課			
	生活衛生課			
環境部	環境政策課			
	環境事業推進課			
産業経済部	産業政策課			
	地域経済課			
	観光産業振興課			
	農林水産課			
	市場管理課			
教育委員会事務局	生涯学習政策課			
	地域学習振興課			
	学校教育課 (栄養教諭)			
	スポーツ・健康教育課			
消防局	総務課			
	防災対策課			

見方が違って、職員にとっては委員の意見が参考になった。最終的に行動目標を思い切って3つにまで絞り込んで設定したが、委員と議論できたことから、庁内担当者らに迷いがなくなった。

食育推進計画のスローガンである「楽しく食べて うまいぞなもし」も、アンケートの中から、委員が選んだものとなっている。



「食」への思いで集まった市民が市長に提言

松山市広聴サービス課では、「みんなのまつやま夢工房」として、公募の市民による市長への研究発表を毎年テーマを変えながら行ってきた。2006年度は、国の食育基本法制定に絡んで、テーマを「まつやまフード ぱくぱくトーク」(食育)として公募したところ、多数の市民からの応募



みんなのまつやま夢工房による四季の松山鮓
中央上が春、右が冬、中央下が夏、左が秋。四季の食材を利用し、盛り付けにも季節感を取り入れている。

があった。公募により選出された20名の市民がアンケート調査や研究を進め、その成果は食育推進計画に活かされることとなった。

公募の市民は、「食生活改善班」と「食文化の継承班」の2班に分かれて、地域保健課のサポートを受けながら作業を進めた。食生活改善班は、朝食を食べるということをテーマに、朝食を食べているか、食べているとしたらどんなものを食べたいかについて、松山市主催のイベントの際にアンケート調査を行った。

食文化の継承班では、松山らしい料理について、給食などではど

んな料理が出されているかを調査した。結果として、29品目を松山の味とし、また、四季に合わせた松山鮓を提案した。市長には、松山の味のレシピ集をカードにして、主婦が使いやすいようにしてはどうかと提言した。

その他にも、食育サポーターの募集のほか、食のカレンダー・絵本・メールマガジン、親子クッキングデー、食の歳時記等を提言した。この中のいくつかが、食育推進計画の行動計画に取り入れられている。

2006年度のみんなのまつやま夢工房の代表者は、2006年度に松山市食育推進会議の委員として、計画の策定に加わった。

計画内容・実施の特徴

息の長い食育推進を目指すために条例化

計画の推進方針は、松山市行政と市民がつながってネットワークを形成し、市民の運動として展開していくことを目指しているが、実際に市民の運動にまで育てるには、長期に渡って食育に取り組むことになる。松山市では、息の長い活動を続けるための枠組みとして、「松山市食育推進会議条例」で体制を作った。

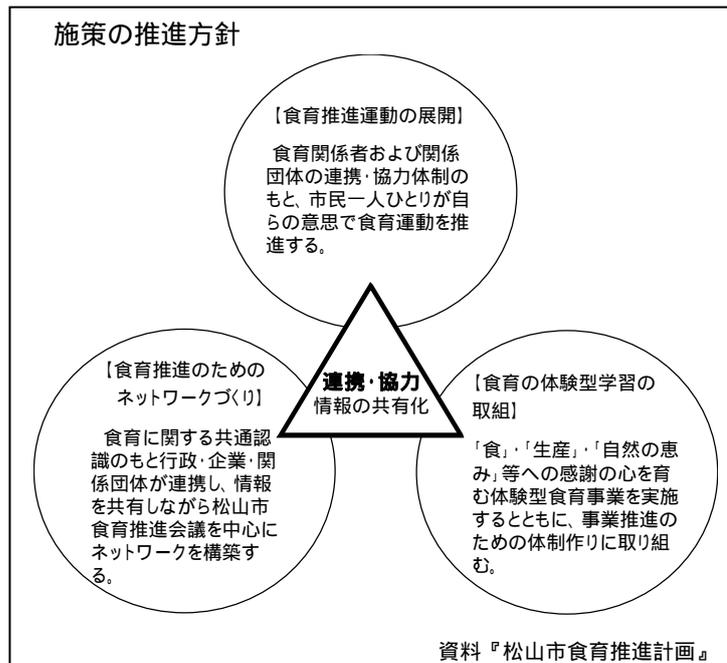
また、この度の計画は2008年度から2012年度までだが、計画の最終年度である2012年度に進捗状況、成果、問題点等を評価・分析し、2013年度からは次期計画を実施するとしている。

生産者の声は効果的！保護者にも届けよう

食育推進計画では、行動計画の重点事項の一つに、「食育の体験型学習の場の提供」を掲げている。食育推進計画策定以前に、松山市教育委員会が学校給食に関するアンケート調査(2005年)を行ったところ、保護者が学校の食育に望んでいることとして、「自然の恵みや勤労への感謝の気持ちを育てる」がもっとも多く、「農業体験」を必要とする回答が特に多かった。

そこで、松山市教育委員会は、モデル調理場対象校において、生産者との交流を本格的に実施し、田植えやジャガイモの収穫などを子どもたちが生産者と一緒に体験する授業を行った。収穫した地元の食材を調理場に持ち込み、子どもたちは自分たちで収穫した食材を味わった。

また、食育を本格的に進めていくにあたり、保護者に食育への理解を深めてもらうために、食育をテーマに講演会やシンポジウムを開催した。特にシンポジウムでの地元松山の生産者の話は、保護者にとっては印象的で反響が大きかった。松山市教育委員会では、食育推進計画の策定を受けて、今後も、子どもたちや保護者に生産者の話を伝えたいと考えている。



小浜市（福井県）

推進計画策定で食のまちづくり のステップ・アップ

小浜市食育推進計画「御食国若狭おばま食育推進プラン」

計画の作成

検討体制

・小浜市食育推進会議（2007年度より設置、委員21名）

* 委員構成：市長、学識経験者、校長会、園長会、栄養教諭、JA、森林組合、漁業協同組合、医師会、まちづくり団体、食生活改善推進員、食育サポーター、消費者協議会、箸組合、農業実践者、市議会、老人クラブ、PTA、教育長、食育専門職員

・小浜市食育推進計画庁内検討委員会（2007年度設置、政策幹1名、関係課課長11名、事務局4名）

* 関係課：企画調整課、市民生活課、観光交流課、商工振興課、社会福祉課、健康長寿課、医務保健課、環境衛生課、農林水産課、教育総務課、文化生涯学習課、食のまちづくり課（事務局）

実態調査：「食育に関する市民意識調査」2007年度実施

計画の内容

基本方針：「食育文化都市」宣言の内容

<「食育文化都市」推進の柱>

- 1 「食」が育まれる水・森・川・海・田畑や豊かな環境を大切に守り、育てよう。
- 2 身土不二に基づき、地産地消に心がけ、地域の食材を尊重して、健康増進を図ろう。
- 3 伝承料理や、四季折々のふるさと料理を学び、郷土の誇りである鯖料理や若狭塗り箸など伝統的な食文化を大切にし、次代へ継承していこう。
- 4 農林漁業の体験や料理の実習を通じて、「食」に関する理解を深め、生命を尊び育む心、敬虔な心、感謝の心を育もう。
- 5 幼少より食育を実践し、人づくりの糧としよう。
- 6 「食」の安全・安心に関する知識を深め、実践し、健康長寿を実現しよう。
- 7 「食」を通じて、もてなしの心を育み、広くふれあいや交流を深めよう。

計画期間：2008年3月策定、2008～2010年度（3年間）

計画前からの地域の食育活動

御食国から、食のまちづくりへ

豊かな自然や漁場を有する小浜は、飛鳥・奈良時代から天皇の食料（＝御食（みけ））を献上する御食国（みけつくに）のひとつであった。漁業・農業による豊かな食材を提供してきた環境や歴史・文化を活かしてまちづくりを進めるため、小浜市は2001年、「食のまちづくり条例」を制定した。条例では、市、住民、事業者が主体的に参画し、協働してまちづくりに取り組むことを

掲げ、市では住民の主体性が発揮できるよう支援施策を実施してきた。

また、「食のまちづくり課」を新設し、食育専門員を配置するなど、庁内体制を整え、保育園・幼稚園・小中学校のカリキュラムへの食育の導入、地場産食材による学校給食、農林漁業の体験学習、朝市グループの組織化等による地産地消の推進、イベントの開催など、多様な取組を展開してきた。

小浜市の観光入込み客数は、海水浴客の減少等で年間100万人を割るようになっていたが、「交流・活力、そして未来の創造」をテーマに開催した2003年の食の祭典・若狭路博の後、2004年、2005年は140万人台、2006年から150万人台となり、食のまちづくりの観光への貢献がうかがわれる。

食のまちづくりの拠点施設が生み出すさまざまな交流と成果

2003年、「御食国若狭おばま食文化館」がオープンした。同館の中にある「キッチン・スタジオ」では、食生活改善推進員の有志でつくる「グループマーマイド」が、市内外からの受講者を対象に、地場産の食材を使った料理教室を市から委託されている。また、子どもの料理体験「キッズ・キッチン」では、市内の就学前の子どもが包丁を握って調理をし、保護者はその光景を近くで見守る。子どもたちは、料理を通じて自分の力を体験し、達成感を味わい、親も料理を通じた子どもの成長で「食」の力に気づく。「キッズ・キッチン」には、県外からの参加も増えている。

計画内容・実施の特徴

食育サポーターの新たな展開

「キッズ・キッチン」を支えてきたのが、栄養士や歯科衛生士、スポーツインストラクター、調理師などの専門性を持つ若手女性を中心とした食育サポーターである。食育サポーターのグループでは、「ジュニア・キッチン」等の新たな企画の準備を進めている。食育推進計画では、食育マイスター制度を構築して、NPO等や、食生活改善推進員、食育サポーターとの連携・協力体制を整備していくとしている。

これまでの取組の評価と今後の目標設定

小浜市では、食育推進計画策定に先駆けて、市民への食育に関する意識調査を行ったところ、ほとんどの数値が全国平均を上回っていた。食育推進計画の数値目標の設定は、全国平均より高い数値を設定し、「マイ箸の携帯」などの新しい取組も追加した。

小浜市食育推進計画の数値目標

	現 行	目標年度
・ 食育に関心を持ち、重要性を認識している市民の割合の増加	90.4%	100%
・ 朝食を欠食する市民の割合の減少	子ども 3.4%	0%
	大学生 48.7%	0%
	一般市民 5.0%	0%
・ 地場産学校給食の増加 原則週5日の米飯給食を目指し、日数の増加に努める小・中学校の拡大	12校 0校	15校 3校
・ バランスガイド等を参考に、地産地消に心がけたり、日本型食生活を実践している市民の割合		100%
・ メタボリックシンドロームを認知し、予防に心がけている市民の割合		95%
・ 食育活動へ参加する市民ボランティアの割合	5%	50%
・ 「キッズ・キッチン」や教育ファームに参加する市民の割合		
ア 農林漁業体験	園児 92.5%	100%
	小中学生 57.0%	100%
	高校生 45.5%	75.5%
	一般市民 78.0%	100%
イ 料理教室に参加する一般市民	30.5%	70%
・ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合		60%
・ マイ箸を携帯する市民の割合	5%	25%
・ 正しく箸を持てる市民の割合	85.3%	100%
・ 各家庭において伝承・郷土料理を食べる機会		30%増加
・ 食の安全・安心や環境に配慮した農業生産の推進		
有機JAS農作物の作付面積	617.6a	720.0a
福井県特別栽培農産物認証制度の作付面積	452.6a	550.0a
エコファーマーの認定件数	27名+1団体	40名+2団体

小浜市では、食育推進計画策定に先駆けて、市民への食育に関する意識調査を行ったところ、ほとんどの数値が全国平均を上回っていた。食育推進計画の数値目標の設定は、全国平均より高い数値を設定し、「マイ箸の携帯」などの新しい取組も追加した。

出雲市食育のまちづくり推進計画「みんなで食育 楽しく食育」

計画の作成

検討体制

- ・ 出雲市食育のまちづくり推進会議 (2006年度設置、委員16名)
 - * 委員構成：市長、ボランティア・NPO、学識経験者、地域組織代表、教育関係、事業者、JA・漁協、栄養士会
- ・ 出雲市食育のまちづくり推進委員会 (2005年設置、委員16名)
 - * 関係課：部長(健康福祉部、環境事業部、産業振興部)、次長(教育委員会)、課長(自治振興課、市民活動支援課、少子対策課、観光政策課、環境保全課、資源リサイクル課、商工振興課、農林政策課、水産振興課、教育政策課、学校教育課、学校給食課)
- ・ 出雲市食育のまちづくり推進委員会ワーキンググループ (関係課担当者)
実態調査：「食育アンケート」(児童生徒及びその保護者対象)

計画の内容

基本理念：

心身の健康増進と豊かな人間性を育む 食に関する感謝の念と自然環境保全
地産地消による産業・観光振興
市民は、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場での食の理解、学習体験を实践
食育を通じたまちづくりの人材育成 食品の安全性確保、衛生の保持

市民の取り組む目標：

みんなが朝ごはんを食べましょう 食事は楽しくとりましょう
バランスのとれた食生活に心がけましょう 地元でとれたものをおいしく食べましょう

市の取組： 健康増進と環境保全 産業・観光の振興及び交流の促進
食の教育、学習及び体験 安全で安心な食生活

計画期間：2006年6月策定、2006～2010年度(5年間)計画

計画評価：数値目標を年次的に調査し、推進会議において施策や目標数値の効果等を精査

食育推進室を設置、「食育のまちづくり」がスタート

出雲市は、2005年に食育の視点から総合的にまちづくりを進める意向を固め、市民参画のもとで施策を推進するため、「出雲市食育のまちづくり懇話会」を設置した。食への見識を有する市民や関係団体で構成された懇話会は、2005年11月に市長への答申をまとめ、この答申をベースに「出雲市食育のまちづくり条例(2005年12月)」に続き、「出雲市食育のまちづくり推進計画(2006年6月)」が策定された。

2006年4月には健康増進課に食育推進室が設置され、食育のまちづくりの普及啓発・広報、情報収集・情報発信、市民の活動支援、コミュニティセンター等との連携など、さまざまな取り組みを行っている。市内のボランティアをはじめとする各関係団体、県や国との連携・調整など、食育推進室が担うところは大きい。

「出雲市食のボランティア連絡協議会」で、地域での食育を推進

2006年4月、合併前の旧市町毎にある食生活改善推進協議会や食のボランティア団体が相互に連携をとって活動するため、「出雲市食のボランティア連絡協議会」が設立された。出雲市は、地域での食育を推進するため、同協議会に「食生活改善推進事業」の一部を委託している。同協議会は、親子食育教室や各種料理講習会の開催、子どもたちへの行事食や郷土料理の伝承、文化祭や食育イベントなどで栄養バランスや地産地消のPRなど、地域に根ざした食育活動を行っている。

出雲市は推進計画の中で、食育を推進するためのボランティアを計画策定時の199人から2010年には280人に増やすと目標設定しており、現在、「食のボランティア育成講座」を開催し、人材育成に取り組んでいる。

農林高校との連携で、「わくわく食育体験事業」

出雲市では、市内の農林高校と連携して、就学前の子どもを対象とした親子での農作業体験を実施している。子どもたちは、種まき、間引き、草取り、収穫、調理の過程、全5回を体験する。指導は全て高校生が行い、高校生たちは子どもたちに教えることで、自らも農作業についての理解を深めている。また、子どもと一緒に参加した保護者にとっても、親子のふれあいはもちろん、野菜作りの大変さや収穫の喜び、旬の野菜のおいしさなどを知る機会となっている。



高校生と一緒に農作業をする子ども

「いずも給食week」で給食を試食、学校における食育の推進

出雲市では、学校給食への理解を深め、同時に給食で使用している旬の地元食材や栄養バランスについて家庭で考えてもらおうと、食育月間の6月19日を中心とする1週間を「いずも給食week」として、市内全域で学校給食試食会を開催している。また、夏休みと冬休みには、給食センターを会場に、学校給食をアレンジしたメニューで親子料理教室（いずもスクールランチクッキング）を実施している。

新発田市(新潟県) 「豊かなる大地」と「食の循環」

食の循環によるまちづくり推進計画(作成中)

計画の作成

検討体制

- ・ 食のまちづくり検討委員会 (2007年3月~2008年3月設置、委員23名)
 - * 委員構成: 公募市民、学識経験者、関係機関・民間団体(JA、商工会議所、食生活改善推進委員、料理業組合、温泉旅館協働組合、栄養士会、事業者)、生産者、地域組織、庁内関係課(学校教育課、農林水産課、健康推進課、観光振興課)
[事務局: 企画政策課]
 - ・ 食の循環によるまちづくりプロジェクト (2008年4月より設置予定、庁内会議)
- 計画の内容: 2008年度中に「食の循環によるまちづくり推進計画」(仮称)を策定予定

「地消地産」をベースに「食の循環」へ

新発田市は、めざす将来都市像を「食料供給都市」とし、「食」と「農」を重視したまちづくりを展開してきた。新発田市では、「地産地消」ではなく、「地消地産」という表現を用いる。土づくりからこだわり、消費者に求められるものを生産するという消費者の視点に立った農業を推進するという意味が込められている。2005年度には「地消地産」に向けた良質な堆肥づくりのための「有機資源センター」が市内3箇所にオープンした。このことは「食の循環」、つまり「土づくり」に始まり「栽培・収穫」「加工」「販売」「調理」「食事」「残渣処理」「肥料づくり」、そして「土づくり」へと資源を循環させる仕組みづくりを進める一つの契機となった。

そして、2006年度からの「新発田市総合計画・中期基本計画」(~10年度)では、取り組むべき3つの重点課題を「食と農の資源循環型社会づくり(農)」、「健康しばた21めざせ100彩(健康)」、「ニューフロンティア21新発田ひとづくり(教育)」と定め、各重点課題の共通テーマとして「食(食育)」を課題の中心に据えている。

「食の循環によるまちづくり推進計画」(仮称)の策定に向けた経緯 (2008年3月現在)

推進計画策定のベースとなるキーワード
食料供給都市、
食と農の資源循環型社会、地消地産等

【食と農の資源循環型社会づくりCFT】

2005年7月~2007年1月(庁内政策調整機構)
・「新発田市地消地産推進計画」策定
・「食のまちづくり」提案
・「食とみどりの新発田っ子プラン」提案

【新発田市食のまちづくり検討委員会】

2007年3月~2008年1月(公募市民、関係機関・民間団体、関係課職員等による会議)
「食の循環」をベースとした「地消地産の推進」、「生涯にわたる食育の推進」、「地域での食のまちづくり」、「食のまちづくりを観光に生かす」の4つの取組の視点を提言

【食の循環によるまちづくりプロジェクト】

庁内に作業部会を立ち上げ、行動計画を策定中
「食の循環によるまちづくり推進計画」(仮称)を策定(予定)

「食の循環によるまちづくり」に向けて計画策定へ

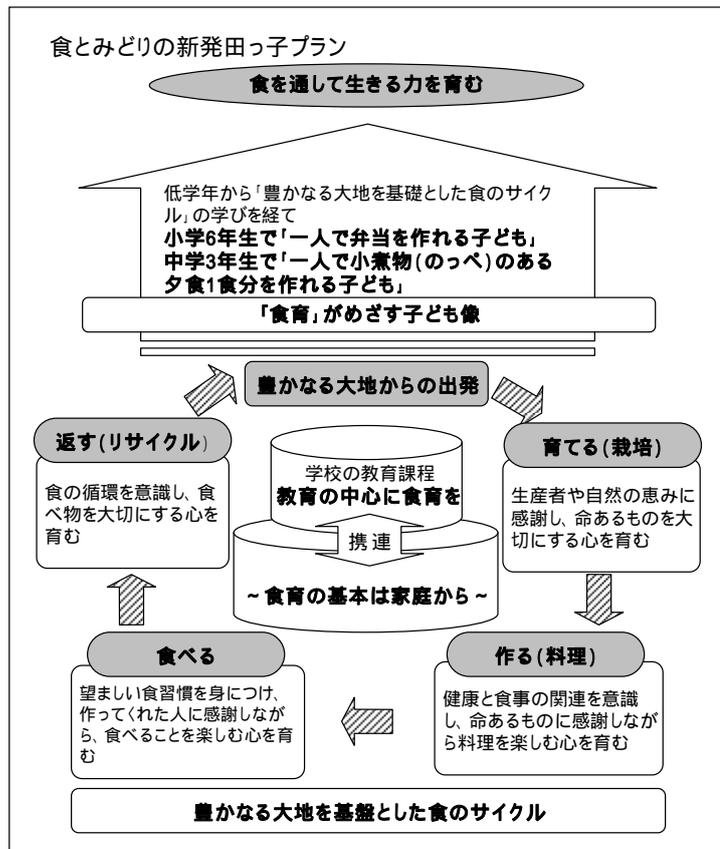
新発田市は、3つの重点課題への取組を全庁的なものにするために、部局横断的な政策調整機構として、2005年に「食と農の資源循環型社会づくりCFT（クロス・ファンクショナル・チーム）」を設置した。CFTでは、「地消地産」の推進に向けて、「資源の地域内循環の推進」、「安全・安心な食の提供」、「食育の推進」、「食を中心とした地域活性化の推進」の4つを基本方針とする「新発田市地消地産推進計画」を策定。同時に、「食のまちづくり」として、市民と行政部局横断による「食」を核としたまちづくりの必要性を提案した。また、「食のまちづくり」の一環となる学校教育における取組として「食とみどりの新発田っ子プラン」を提案した。

この「食のまちづくり」を推進するための条例制定と推進計画の策定に向けて、2007年、公募市民、関係機関・民間団体、関係課職員等を委員とする「新発田市食のまちづくり検討委員会」を設置。委員会では、ワークショップ方式で検討を重ね、2008年1月に、「食の循環」の一連の流れをベースとした「地消地産の推進」、「生涯にわたる食育の推進」、「地域での食のまちづくり」、「食のまちづくりを観光に生かす」という4つの視点からなる取組を提言した。そして、この提言に基づいて、庁内会議としてプロジェクトを立ち上げ、食育推進計画を含めた「食の循環によるまちづくり推進計画」（仮称）の策定を進める（2008年中予定）。

教育の中心に食育を！ 教育委員会内に食育推進室を設置して「食の循環」を推進

「食とみどりの新発田っ子プラン」では、小学校6年生で「一人で弁当を作れる子ども」、中学校3年生で「一人で小煮物（のっぺ）のある夕食1食分を作れる子ども」を、新発田市の食育がめざす子ども像として、保護者も理解しやすい目標を設定。2007年度には教育委員会内に食育推進室を設置し、「食の循環」の学習を進めるための統一プログラムを作成。教職員向けの調理実習、食のマナー講座、有機資源センター等の見学、体験学習における地元の人材紹介などを行っている。

新発田市の「食の循環」の取組は、「豊かなる大地」と藩政時代から先人達が築き上げてきた「食文化や伝統」を守り、育み、次世代へ伝えていくことを基盤に据えている。小・中学校では、「豊かなる大地を基盤とした食のサイクル」である「育てる」「作る」「食べる」「返す」という「食の循環」の学習を進めており、モデル校では、大豆や野菜の栽培、草もちなどの地域食の調理と試食、有機資源センターの見学などを行っている。



甲州市（山梨県）

世代を超えてじゃんじゃん交流

甲州市食育推進計画「野菜・果物をつかっておいしく食べるじゃん」

計画の作成

検討体制

- ・ 甲州市食育推進検討会（「食育推進マニュアル」作成のために2005年度設置、委員26名）
 - ・ 甲州市食育推進会議（甲州市食育推進会議条例のもとで2006年度より設置、委員25名）
 - * 委員構成：公募委員、地域組織、福祉・保育所、子育て分野、教育関係、医療、介護、飲食関係、販売分野、生産分野、環境分野 [策定と推進で同じ委員]
 - ・ 食育推進庁内会議（助役、教育長、関係課部長、関係課課長）、作業部会（関係課担当者）
 - * 関係課：総合政策課、子育て支援課、環境課、果樹農林課、観光商工課、学校教育課、生涯学習課、健康増進課（事務局）[07年度より機構改革で構成変更・追加有]
- 実態調査：小中高生の食の実態アンケート、保育所（園）・幼稚園・小中学校での食育取り組み状況調査、その他日常的に様々な形で調査を実施

計画の内容

基本理念：「食は生活の基本であり、私たちの心身の源となるものです。甲州市では、市民が「食」を通じて豊かで健やかな生活を生涯にわたって送れるよう、家庭や保育所（園）・幼稚園・学校・地域などあらゆる機関が相互に連携し食育を推進します。」

基本目標：「子どもを中心に、大人も一緒になって、『野菜・果物を楽しくつくり かしこく選び おいしく食べる』体験ができるような環境づくりに取り組むことで、世代を超えた交流が広がり、すべての人々が「食」に関心を持つことをめざします。」

計画期間：2007年3月策定、2007～2011年度（5年間）計画

重点施策：楽しくつくる（菜園づくり、教育ファーム） かしこく選ぶ（流通・学習）
おいしく食べる（料理づくり、食の交流）

計画評価：分野ごとに各年度の実施計画を策定。数値目標を設定し進捗状況を客観的に評価。進捗状況を食育推進会議に報告、ホームページに公表、必要に応じ適正に見直す。

計画前からの地域の食育活動

「もっと野菜を食べるじゃん」運動のはじまり

甲州市は果樹栽培が盛んな農村地域でありながら、子どもも大人も共通して野菜をあまり食べず、野菜料理を「どんなふうにつくったらいいの?」、「どれくらい食べたらいいいの?」という悩みを持っていることが、2000年度の実態調査（塩山地区）からわかってきた。この悩みを解決する糸口として、食生活改善推進員らによる「もっと野菜を食べるじゃん」運動が始まった。

どんなふうにつくったらいいの？「料理カード」を持って出前型食育活動

2002年から食生活改善推進委員がアイデアを出し合い、旬の野菜料理を手軽に作れる「料理カード」を作成し、行き詰まり感があつた「人集め型」の料理教室から、地域の集会所やイベント会場など人が集まる場所に出向いていく「出前型」活動へと切り替えた。これを「支援がもっとも必要な若い世代」に対して展開した。

どれくらい食べたらいいの？「^{えんざん}塩山式手ばかり」の開発と普及活動

市民3,595人の手と身長の高さを調査した結果、「手の大きさは身体発育のものさしになる」ことがわかり、1回の食事で食べたらよい「自分にあつた分量が一目でわかる方法」として、2003年度に独自に「塩山式手ばかり」を開発した。すべての年代の体格の違う個人が、自分の手のひらの大きさを指標にして、適切な量をバランスよく摂取できるツールとして、保育所・児童館・学校・地域に広げてきた。

計画作成の特徴

食育推進会議の委員メンバーは 食を大事に考える実務型

食育推進計画では「委員メンバーの人選」がカギと考へた。食は身近で誰でも議論でき取り組むことができるものであるから、「組織の長での人選（宛職）はしない（役職で選ばない）」、「食に興味を持っている人、現場に精通している人、楽しく意見を言ってくれる人を選ぶ」ということを大事にした。尋ね歩いて人探しをして、みなさんの総意で決めた。



甲州市食育推進会議の様子

担当職員・委員の手づくりの計画作成で愛着を生む

食育推進計画は担当職員と市民の立場の委員が一緒になってすべて手づくりで作成したことから（印刷のみ業者に依頼）“自分たちのもの”という意識が生まれるようになった。また、食への関心が高い人が委員として集まってもらうことで、それぞれの取組のなかで連携・協働できることが見えてきた。JAで果物の出荷情報を保育所・学校にFAXで流す取組は、推進会議での担当職員とJA委員の交流から生まれた。

地域の既存の食育活動がつながり、相乗効果を生む

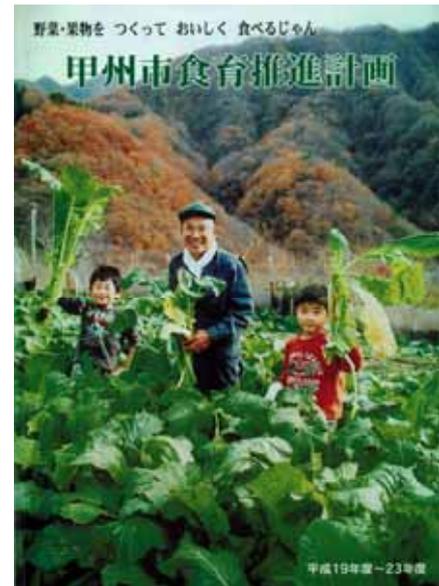
甲州市では、食育推進計画づくりに取り組む前から、既に様々な分野で様々な食育の取組（当時は「食育」との表現を使っていないものも含め）が行われていた。だが、そうした取組が、それまで情報としてつながっていなかった。計画づくりによって取組の情報がつながり、整理され、それぞれの意識が高まって相乗効果が生み出されるようになってきている。

計画内容・実施の特徴

計画の切り口は「子ども」と「野菜」から

計画では、総花的な目標を掲げずに、あえて中心を「子ども」と「野菜」に絞り込んだ。計画は作ることよりも推進することの方が大事との考えから、大それたことを計画にしないで、実際の取組みに移せるところを計画にした。「子ども」という切り口は、子どものことだと大人も動く、世代間交流にもつながるとの考えから生まれた。

「野菜」という切り口は、長年の食に関わる取組の中で、「野菜を食べること」が「栄養のバランスの指標」になるだけでなく、「生活スタイルの指標」となることが明らかになってきたことによる。「野菜の摂取量をあげよう」ということが目標ではなく、野菜を食べる生活スタイルを個々人を含めて地域全体で考えていくということを推進の柱にして計画全体を調整していく。そうすれば、最初の切り口は狭くても、すべてのことにつながっていくと考えた。



甲州市食育推進計画

みんなの話し合いから「体験と交流」に着目

食育推進計画の策定会議では、事務局が素案を出すのではなく、まず担当職員・委員のメンバーで話し合いをした。これまでやってきたこと、これからやっていきたいことを、「野菜」を切り口にして、メンバーがワークショップで意見を出し合い分析・整理したら、理屈ではなく、とにかく「みんなで協力」して、「作って食べるという体験」が大切ではないかということになった。

多様な世代間交流で、伝える、学ぶ機会を増やす

「子どもと野菜」に食育の軸をおく一方で、最近の子どもたちの親とその親の半数が、野菜の育て方を体験していないのではないかと、との危機感があった。そこで、まずは子どもに焦点をあてながら、野菜の作り方を知っているおじいちゃん、おばあちゃん（地域の野菜づくり名人）に教わる機会をつくる。その様子をCATVに収録し、30～45分の「食育」番組として毎月放送する。番組では、食生活改善推進員による地域の料理の紹介にもつなげる。CATVで子どもが出てくると親は必ず見ることから、「種まき～育て～収穫～調理～食事」という一連の流れを学ぶ機会をつくるのである。

きっかけづくりとしてのプランターを使った野菜づくり体験

野菜づくり体験をしたことのない人たち（モデル地区の団地住民）を対象に、野菜づくりに関心を持つように「プランターでつくる野菜づくり講習会」を行う。プランターは邪道という考え方もあったが、とにかく自分たちで作って食べることをやってみよう、まずはそのきっかけづく

りが大事と考えた。甲州市では農業が後退傾向にあるが、将来的には遊休農地での栽培へとつながってくればと考えている。

市民と行政の混合チームによるプロジェクト方式

食育推進計画の推進に当たっては、計画策定の委員をそのまま計画推進の委員とし、計画づくりでのそれぞれの思いを生かすようにした。食育推進計画の重点施策に従って、「楽しくつくる」「かしこく選ぶ」「おいしく食べる」の3つの「食育推進プロジェクトチーム」を立ち上げた。各プロジェクトチームのメンバーは、市民の立場の委員と各関係課の担当者と一緒に、交流・連携のある実務型のプロジェクト運営体制をとっている。

甲州市食育推進計画の施策体系と推進プロジェクトチーム
「野菜・果物を つくって おいしく 食べるじゃん」

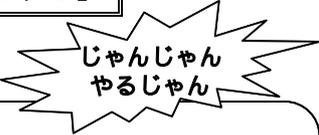
1) 「楽しくつくる」 楽しくつくるプロジェクトチーム

(1) 菜園づくり(野菜づくり体験) **野菜をつくってみるじゃん**

野菜づくり体験の推進 野菜づくり講師の紹介やネットワークづくり
 畑を借り野菜づくりの推進 遊休農地活用の推進 メディアを使い情報発信

(2) 教育ファーム(農家で体験学習) **おじいちゃん おばあちゃんに 教えてもらおうじゃん**

保育所(園)・幼稚園・学校における農業体験の推進
 農作業の体験受け入れ農家の登録推進 メディアを使い情報発信



2) 「かしこく選ぶ」 かしこく選ぶプロジェクトチーム

(3) 流通(収穫した野菜や果物を朝市・直売施設で販売、給食に活用) **売ってみるじゃん 使ってみるじゃん**

収穫した野菜や果物を、朝市・直売施設で販売
 地元で栽培された果物を給食に取り入れるシステムづくり メディアを使い情報発信

(4) 学習(野菜・果物の旬や見分け方 加工食品の安全性の学習) **学ぶじゃん**

学習の推進 メディアを使い情報発信

3) 「おいしく食べる」 おいしく食べるプロジェクトチーム

(5) 料理づくり(「塩山式手ばかり」や料理づくり出前講習の推進) **「塩山式手ばかり」を使って つくってみるじゃん**

「塩山式手ばかり」出前講座の推進 料理づくり出前講座の推進 メディアを使い情報発信

(6) 食の交流(「食」のつどいの開催) **いっしょに食べるじゃん**

家族みんなで「早寝・早起き・朝ごはん」の推進
 朝市・直売施設、市内で実施するイベント会場に「食」に関するブースを設置
 メディアを使い情報発信

紫波町（岩手県）

現場の声で計画を策定し、 食への意識を高めよう！

紫波町食育推進計画「まんずたべよう！ 食から築く紫波のみらい」

計画の作成

検討体制

・紫波町食育推進計画策定委員会（2006年度設置 15名）

* 委員構成：大学教員、小学校長、栄養士、保健師、PTA、婦人会、食改協、農協、生産者、消費者、事業者、NPO、公募委員、国（農政事務所）、県（環境生活企画室）

・食育推進計画策定委員会事務局（2006年度設置 9名）

* 関係課：農林課（所管）、総務課、循環政策課、福祉課、長寿健康課、学務課、学校給食センター、生涯学習課

実態調査 国、県のデータ、紫波町学校給食センターのアンケート調査、長寿健康課元気はつらつ計画アンケート調査、等

計画の内容

基本理念：「紫波の地域力を生かし、自然の恵みに感謝する心、いのちを尊ぶ心、食を大切に作る心、郷土の食文化を伝えていく心を育みます」

地域力＝時代を超えて受け継がれてきた、伝統、文化、自然、人と人との交流、人と自然など地域の財産とのかかわり。

目標：「生きていくために毎日欠くことの出来ない食について、子どもと子育て世代を中心に、町民すべてが食の大切さを意識し、次世代につながる食生活を実践し、心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことができること」

計画期間：2007年3月策定、2007～2011年度（5年間）計画

重視する点と取組の方向：

- 1 町民の意識を高め、実践を促す食育の推進
- 2 子どもと子育て世代に焦点をあてた食育の推進
- 3 地域力による食育の推進
- 4 生き生きと暮らす食育の推進
- 5 循環型農業に支えられた食育の推進

推進体制

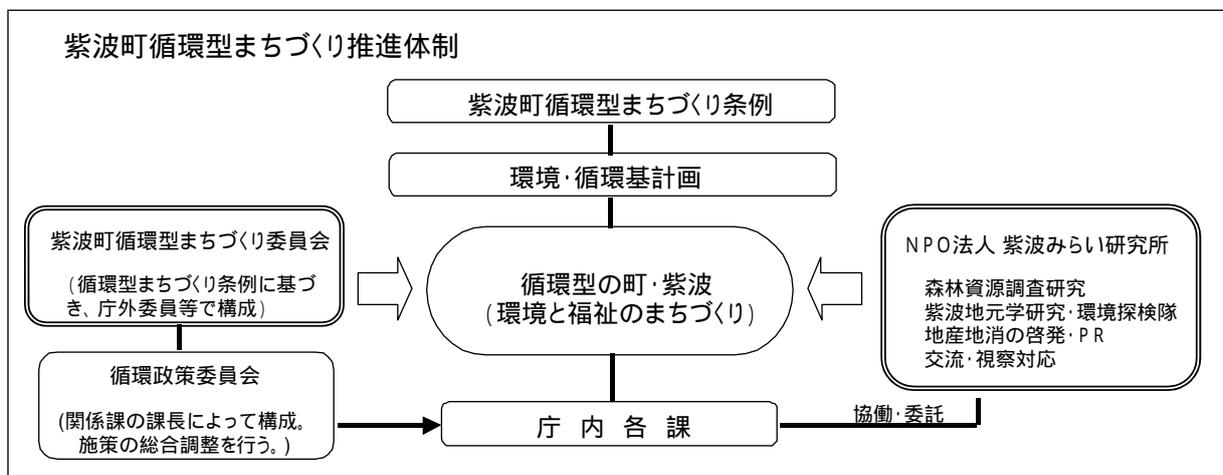
・紫波町食育推進協議会（2007年7月～2009年6月）

* 委員構成：学校関係者、学校給食食材生産供給組合、PTA、婦人会、JA、JA女性部、栄養士会、食生活改善推進員協議会、NPO、食育パートナー、市民グループ、飲食店、野菜ソムリエ、食品事業者

計画前からの地域の食育活動

「環境と福祉のまちづくり」を町民参画で推進

紫波町は、2000年に「新世紀未来宣言」を発表、翌2001年度には循環型まちづくり条例に基づく「環境・循環基本計画」を策定し、「環境と福祉のまちづくり」に取り組んできた。環境・循環基本計画は、共生・協働・地元学・交流をキーワードに、次世代に引き継ぐ環境を中心としたまちづくりを目指す。町民と町がともにまちづくりに取り組むという条例のあり方を示し、様々な施策は町民公募委員による「紫波町循環型まちづくり委員会」で意見を求めながら行われてきた。また、NPO法人紫波みらい研究所等も紫波町との協働による調査研究やイベントの開催、啓発事業、PRなどで、循環型まちづくりの一翼を担ってきた。



町民による地産地消への取組

NPO法人紫波みらい研究所は、「みらいの子どもたちによりよい紫波を残す」ことを目的に2001年に設立され、町内の森林資源の有効活用、地元の暮らしや文化の見直し、地産地消などの事業を手がけてきた。地産地消への取組として継続してきたのが、ワン・コイン・セミナーである。参加者はワン・コイン（500円）を負担し、地域の生産者や調理へのこだわりを持つ人などから、様々な食材についての話を直接聞き、その食材を使った料理を試食する。紫波みらい研究所はこのほかにも地産地消にかかわるセミナーや町のイベントへの協力を行ってきた。

計画作成の特徴

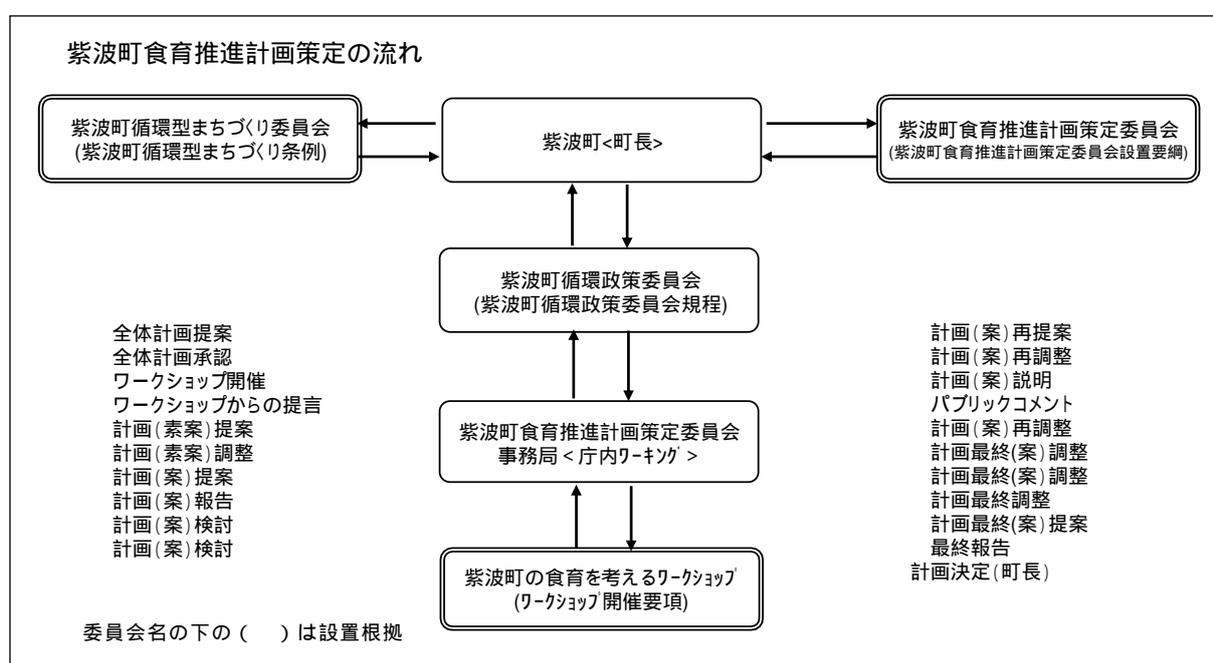
町民の暮らしを大切に！だから委員メンバーは現場を知っている方に

紫波町では、食育推進計画策定委員会は、普段、食にかかわる現場で活躍している人を委員にと考えた。委員会で「議論すること」、それと「情報交換に結びつくこと」を大事にした。

現場から距離がある組織の長を中心とした会議となると、事務局が原案を出してそれに対して意見をいただく、という形式的な委員会になりがちになる。食育の推進は、それぞれの現場が目的を共有し、一緒に計画を進められるかがカギとなるため、委員会が現場を知る者同士の情報交換の場ともなり、取組を語るなかで目的を共有できればと考えた。

現場を知るナンバー２で、ざっくばらんに庁内会議

食育推進計画の策定では、庁内にも推進チームを立ち上げ、ざっくばらんに語れるように、いわゆる「各課のナンバー２」で会議を進めた。「紫波町食育推進計画策定委員会事務局」は、主幹・主査や室長レベルで構成し、現場に近い役職で、かつ、ある程度の決裁ができるレベルで構成した。



計画策定はいろんな立場の人との調整を図りながら

計画策定で、食にかかわる現場で活躍している人を中心とする会議が「紫波町食育推進計画策定委員会」、庁内関係者でざっくばらんに行われた会議が「事務局<庁内ワーキング>」である。生活者としての意見聴取のために開催したのが「紫波町の食育を考えるワークショップ」(全3回)。まちづくりを考える市民有志からの意見は「紫波町循環型まちづくり委員会」から寄せられた。紫波町が目指す循環型まちづくりとの調整は「紫波町循環政策委員会」で行う。その他に、紫波町では、地区公民館を会場に町長との直接対話による意見交換会を行う「まちづくり座談会」を開催しており、この中で食育も取り上げられた。

本音を語ろう！食べながらワークショップ

町民の生の声を知るために、公募によるワークショップを毎回会場を変えて3回行った。1回目は子育て支援センター、2回目は保健センター、3回目は町の記念館。おやつやおにぎり、伝統食などを食べながらワークショップを開催した。子どもを抱いて参加する母親の姿などがあり、会議形式での話し合いとはまったく違った雰囲気で見聞交換を行った。結果として、アンケートでは得られない生の意見を直接得ることができた。



子育て支援センターでのワークショップ

計画内容・実施の特徴

食育の大切さ、地場産食材のすばらしさを講演会で伝える

紫波みらい研究所では、食育推進計画策定の前の2001～03年に、東京に店舗を構えるプロの料理人を迎えて講習会を行った。料理人は、町民が当たり前のように毎日食べている新鮮な食材のすばらしさについて講演し、素材が本来持っている味を引き立たせる料理を講習した。この講演会は参加した町民にとって食についての気づきとなり、その後の地場産の食材を使った料理への取組のベースとなった。プロから学ぶ講習会は2006～07年、紫波町主催で、小学校での親子調理教室として行われた。紫波町では食育推進計画に基づき、今後も食育講演会を計画している。

教育現場と食育担当課との結びつきを深める

紫波町では、計画でかかげる子どもの食育の推進に向けて、食育担当課の職員が学校に出向くと同時に、学校関係者に食育推進計画策定委員会（計画策定後は食育推進協議会）の委員になってもらうなど、食育担当課と学校との結びつきを深める機会をできるだけ多く作ってきた。紫波町教育委員会は年3回、地域に根ざした食育の推進をねらいとする食育推進研究会を行っており、食育担当課や給食センター職員も参加している。

給食を作ってくれている地域の人達とのコミュニケーションから学ぶ

紫波町の小学校では、紫波町産の食材を給食に取り入れていることを子どもたちに教え、生産者試食会を開き、生産者を学校に招いて一緒に給食を食べる機会をつくってきた。また、給食センター職員から直接話を聞く授業も年に1回、行っている。さらに、町内の小学校2校には、岩手県立大学ソフトウェア情報学部との連携事業によって「給食ブログ」が開設されている。学校給食の献立や食材、生産者や給食センターの様子について、子どもと給食センター職員、生産者、管理者（岩手県立大学学生）がインターネットを使い、双方向でコメントすることができるようになっている。

大野市食育推進計画「みんなで食守！ 笑顔でいただきます」

計画の作成

検討体制

- ・ 越前おおの食育推進計画策定懇話会 (2006年度設置、委員16名)
 - * 委員構成：JAテラル越前、生産者、商工会議所、消費者グループ連絡協議会、大野食品商協同組合、社会福祉協議会、食生活改善推進員連絡協議会、PTA連合会、保育園保護者連合会、大野市連合ふわわ女性の会、食育ボランティア、越前大野もてなし隊、大野市ふるさと活性化協議会、市関係3部長
- ・ 食育推進庁内連絡会議 (助役及び庁内関係部局の部局課長)
 - * 関係課：市民福祉部 (社会福祉課、児童福祉課、生活環境課、保健衛生課)
産業経済部 (農政課、商工振興課、林野耕地課)
教育委員会 (社会教育課、学校教育課)
- ・ ワーキンググループ (庁内連絡会議関係課担当者、アドバイザー (関係機関等))

[庁内連絡会議とワーキンググループは、計画実施の07年度より機構改革で構成変更・追加有]

実態調査：各種関係調査を分析

計画の内容

基本理念：「食守」

- ・ 『「食」を守る』：「食育」を推進していく担い手として、市民一人ひとりが、また家庭、地域、学校、生産者、行政などのそれぞれが、「食育」について共通の認識を持つことが必要
- ・ 『「食」で守る』：「食」を正しく理解し、実践することは、自らの健康や伝統料理などの食文化を守り、自然の恵みや生産者への感謝の心を育み、地域の環境や産業を守ることにつながる

基本目標：『「食」を守る』担い手の活動促進

「みんなで食守！ 笑顔でいただきます」運動の推進

『「食」で守る』取組の基礎固め

規則正しい食生活習慣の定着 / 伝統料理などの食文化の普及と伝承 / 感謝の心を育む

計画期間：2007年3月策定、2007～2011年度(5年間)計画

推進体制：

- ・ 大野市食育推進会議 (2007年度条例に基づき設置、委員18名)
 - * 委員構成：区長連合会、商工会議所、JAテラル越前、社会福祉協議会、大野食品商協同組合、消費者グループ連絡協議会、食生活改善推進員連絡協議会、校長会、PTA連合会、保育園保護者連合会、学識経験者、福井県奥越農林総合事務所、奥越健康福祉センター、副市長、教育長、食育ボランティア、食育コーディネーター

計画評価：数値目標(12項目)の達成状況を定期的に把握し評価

多様な市民発意の取組が「食育推進計画」に生かされる

大野市では、食育推進計画の策定前から、小中学校では、家庭科や保健体育の授業、総合的な学習の中で農産物の生産から調理あるいは販売（伝統産業の朝市販売等）までの体験学習、保護者や生産者による指導学習などが実施され、また、学校給食では大野産コシヒカリによる米飯給食や、地域の生産者グループからの地元農産物の供給などが行われてきている。家庭や地域でも、乳幼児の栄養相談や食生活改善推進事業、親子料理教室、イベントなど、「食」に関わる取組が様々な形で実施されてきている。

計画の策定においては、こうした「食」に関わる様々な取組を連携、発展させるとともに、新たな取組を生み出して、食生活の改善、食べ物の安全・安心、食文化の伝承などの多様な課題の解決に向けて、総合的に「食育」を推進していくとしている。

大野市の特徴の一つは、以前から行われている取組の多くが、市民の主体的な活動として行われてきたことである。行政から言われたからやるのではなく、もともと市民自身が自発的に始めてきた取組が多いのである。

「地域づくり」全体の観点から設定された計画の数値目標

大野市の推進計画では、掲げられた数値目標の中に、「エコファーマーの推進」、「企業協力による製造工程の見学」、「ゴミ1人1日当たりの排出量」、「ゴミのリサイクル率」といった項目が盛り込まれている。これは、計画における「食」を正しく理解し、実践することは、…(略)…、自然の恵みや生産者への感謝の心を育み、地域の環境や産業を守ることにつながる」という基本理念「食」で守る」に基づく基本目標、基本方針、ならびに取組計画の達成状況を具体的に評価するために作られた指標である。食育は、健康増進や学校教育、地産地消の推進などにとどまらず、地域づくり全体の観点から総合的に行う必要があるとの理念を忠実に生かしたものである。

そこには、豊かな水や緑や空気の自然環境に育まれた農林産物や、自然の名水などに培われた食文化や産業を、市民の誇れる財産としてみんなで後世に残していこうという強い思いがある。これは大野市の取組の姿勢として、計画を作ることは重要だが、それ以上に計画を実際にどう実践するかが大切である、といった認識が関係者の間に共通してあることから来ている。

越前おおの食育推進計画における数値目標

【基準値(2006年度、*は05年度) 目標値(2011年度)】

小・中学校の地場産給食における食材の総使用量(重量)に占める地場食材(市産)の使用量の割合	【23.4% 35%】
地元の生産者グループ等が生産する農林産物を利用した地場産給食を実施する小・中学校数	【16/17校 全校】
地元の生産者グループ等が生産する農林産物を利用した地場産給食を実施する公立幼稚園数	【4/5園 全園】
地元の生産者グループ等が生産する農林産物の保育園給食等への利用促進	【0園 公立全園(6園)】
朝食をほとんど食べない小中学生の割合	【*1.9% 0%】
エコファーマーの推進	【255人 300人】
ふくい食育ボランティアに登録する個人・団体数	【38人・9団体 50人・10団体】
食育コーディネーターの人数	【0人 20人】
「食育」に関する教室への延参加者数	【2,676人 3,100人】
企業協力による製造工程の見学	【2企業 5企業】
ゴミ1人1日当たりの排出量	【*915g 800g】

二丈町（福岡県）

ストーリーでつなげる主体と事業

二丈町“食のまちづくり”推進プラン～連携・連動による実践～

計画の作成

検討体制（いずれも 2006 年度設置）

- ・ 二丈町食のまちづくり推進委員会（町長・助役・収入役・教育長及び関係課課長、委員 14 名）

* 関係課：総務課、企画調整課（事務局）、税務課、住民課、健康福祉課、生活環境課、産業振興課、都市整備課、議会事務局、教育課

- ・ 職員部会（企画調整課長、企画調整課企画係長及び関係課担当者、部会員 12 名）

* 関係課：総務課、企画調整課（事務局）、税務課、住民課、健康福祉課、生活環境課、産業振興課、都市整備課、議会事務局、教育課

計画の内容

基本理念 『食』で育む元気な体と豊かな心

食の正しい知識を身に付ける

食を大切にする心を養う

体験を通じて食への理解を深める

食を通じて町を活性化する

計画期間 2007 年 1 月策定、2007～2009 年度（3 年間）計画

重点事業 家庭 正しい知識を身に付け健全で楽しい食生活を実践する

学校 体験を通じて食の大切さを学ぶ

地域 ふるさと料理を見直し食文化を継承する

行政 食のまちづくりの効果的な推進

推進体制

- ・ 二丈町食のまちづくり推進委員会（町長、副町長、教育長及び各課等の長、委員 14 名）

* 関係課 総務課、企画調整課（事務局）、税務課、住民課、健康福祉課、生活環境課、産業振興課、都市整備課、出納室、議会事務局、教育課

- ・ 職員部会（各課担当者、部会員 14 名）

家庭部会 健康福祉課、企画調整課、生活環境課、出納室、教育課

学校部会 教育課、住民課、産業振興課、都市整備課

地域部会 産業振興課、総務課、税務課、健康福祉課、議会事務局

計画評価 年度毎に部会で調整後、二丈町食のまちづくり推進委員会で進捗状況を確認

計画前からの地域の食育活動

自然の恵み豊かな山や海と、福岡都市圏という立地

二丈町は、福岡都市圏にありながら、山や海にかけて豊かな自然にあふれ、農林漁業が営まれている。二丈町西部の福吉地域には、2002 年に福吉ふれあい交流センター「福ふくの里」（地元生産者による農産物・水産物の直売コーナーと調理加工室、研修室などを備え、地域活性化の拠点となる施設）がオープン。直売のほかに、地元の女性を中心に加工品の開発・販売も事業化され、地元客はもちろん、福岡市内の常連客も多く、平日・休日を問わずにぎわっている。

1996年に立ち上がった二丈町女性農業者協議会「ひまわり」は、設立当初から「食」「農」「健康」についての学習会や視察・研修会を継続。女性農業者・漁業者の食育への貢献に期待が寄せられている。

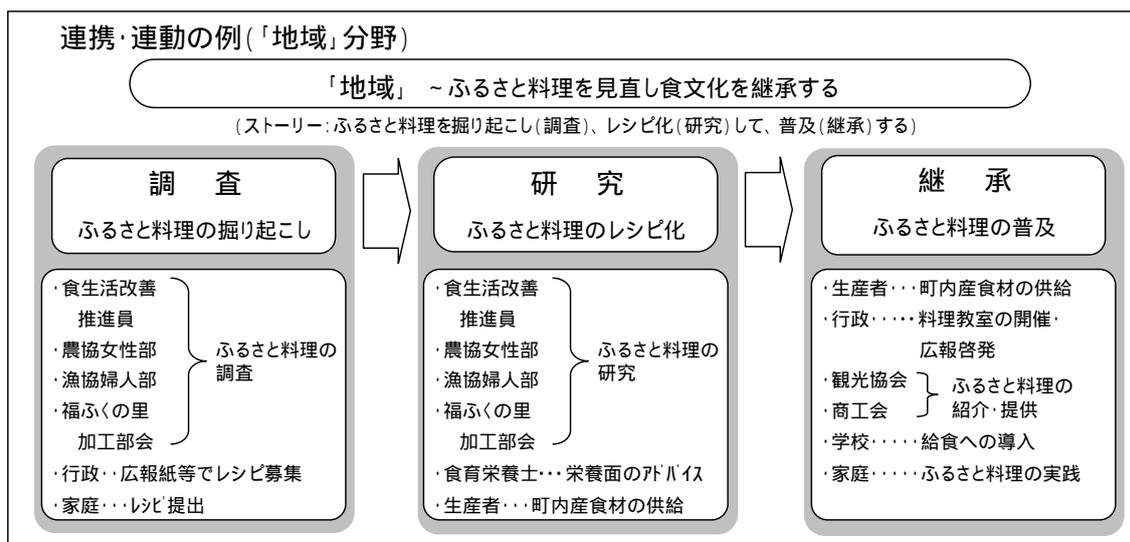
計画作成・内容の特徴

全庁体制で推進プランを策定

2006年度、二丈町は食をまちづくりの核として位置づけ、全町をあげて「食のまちづくり」に取り組むことになった。推進プランの策定は、「二丈町食のまちづくり推進条例」の制定と平行して行われ、二丈町食のまちづくり推進委員会には、庁内の出納室を除く9課1局全てが参加した。

事業を連携・連動させよう

推進プランの策定作業は町職員で行い、調整が必要となるJA、福ふくの里、食生活改善推進会等の関係団体には関係各課から調整を図った。既存事業と新規事業を洗い出して策定作業を進め、日常生活の場に視点を置き、「家庭」「学校」「地域」「行政」を切り口に、現状・課題・目標を立てていった。



行動計画では、「家庭」「学校」「地域」「行政」の各場面で、ストーリーが関連し合う具体的なイメージを創り、様々な主体の「連携」により事業を「連動」していくこととした。

毎月19日は「弁当の日」～まずは職員みずから実践！

食のまちづくり推進委員会の学校部会では、毎月19日を「弁当の日」として手づくり弁当の持参を計画した。まずは町職員が実践しようと、2007年6月から弁当の日を庁内でスタート。毎月、「弁当の日」の1週間ほど前に、地元の食材を使ったレシピをメールで配信したり、時間外には自主的に料理教室を実施。「弁当作りは楽しかった」「家族のありがたみが分かった」と好評で、今ではしっかり定着し、職員の食育への理解が一步進んだ。19年9月からは町内全中学校で、20年4月からは町内全小学校でも「弁当の日」をスタート。取組は着実に広がっている。

越前市 (福井県)

地場産を食べ 伝統を育む

越前市食育推進計画「楽しいね。元気だね。輝く笑顔とおいしい食事」
= 市民一人一人が育てる「元気で活力あふれるまち越前市」=

計画の作成

検討体制

- ・ 越前市食育推進検討委員会 (2005 年度設置、委員 10 名)
 - * 委員構成：青果市場 (旬菜.com)、学校給食担当、学校栄養教諭、保育園栄養士、食生活改善推進員、健康づくり推進員、食育ボランティア、生産者、消費者
 - ・ 食育幹事会 (庁内関係課部局課長) 食育担当国会議 (庁内関係課担当者)
 - * 関係課：農政課 (事務局)、健康増進課、児童福祉課、学校教育課、生涯学習課
- 実態調査：越前市内小学校 6 校にアンケート、小学校給食調査等

計画の内容

計画趣旨：「健康で豊かな生活の実現を目指して、越前の地域性や「越前ブランド」を活かした「食育」の推進を図るため、食育推進計画を策定します。」

基本理念：「学校、保育園、家庭、地域のみならず、生産者や小売業者等「食」に関するあらゆる関係機関の密接な連携の下、みんなが楽しく「食」について考えることができる取り組みを積極的に推進します。」

「子どもや市民が主役となった運動を推進します。」

- 基本方針：1. 「食」に関する知識や判断力を高め、健全な食習慣を自ら実践できる力を育てます。
2. 「食」の大切さを理解し、自然の恵みや食に関わる人々への感謝の心を育てます。
3. 「食」を通じてコミュニケーションを深め、食の楽しさ、豊かさを体験します。
4. 郷土の行事食や伝承料理を学ぶことにより、越前の食文化への理解を深めます。
5. 安心安全な地元の農産物への知識と関心を深めます。

計画期間：「食育推進計画」2006 年 3 月策定、2006～11 年度 (6 年間) 計画

「食育実践プログラム」2006 年 8 月策定、2006～07 年度 (2 年間) 第 1 期計画

推進体制：

- ・ 越前市食育推進委員会 (2006 年度設置、委員 16 名)
 - * 委員構成：副市長、教育長、教育委員会事務局長、保健福祉部長、産業経済部長、PTA、学校給食担当、保育園栄養士、栄養教諭、健康づくり推進員、食生活改善推進員、食育ボランティア、青果市場 (旬菜.com)、生産者、消費者
 - ・ 食育幹事会 (庁内関係課部局課長) 食育担当国会議 (庁内関係課担当者)
 - * 関係課：農政課 (事務局)、健康増進課、児童福祉課、学校教育課、生涯学習課
- 計画評価：数値目標を設定し評価。越前市行政評価システムにより進捗状況を管理し評価。
第 1 期実践プログラムの検証と社会情勢の変化等を勘案して、第 2 期を策定。

計画前からの地域の食育活動

地域に脈々と流れる「身土不二(しんどふじ)」

「身土不二」とは、福井県出身で陸軍薬剤師だった石塚左玄(いしづかさげん)が論文に著した言葉で、地方に先祖代々伝わってきた伝統的食生活にはそれぞれ意味があり、その土地に行ったらその土地の食生活に学ぶべきということを表している。越前市をはじめ福井県の人々はこの「身土不二」という言葉を尊び、そのあり方を生活の中で様々な形で実践してきている。

安全な地場産食材を届けたい！生産者の思いを学校給食へ消費者へ

越前市では、2004年4月から学校給食で使用する食材を小売業者に発注すると、越前市産(旬菜.com)、県内産、国内産の順番で納入される「地場産食材納入ルート」を構築してきている。その学校給食への地場産食材の供給を支えてきたのが、「旬菜.com ねっと(しゅんさいどっとこむねっと)」である。福井県南越地区内の生産者、JA(越前たけふ、たんなん、福井池田)市場(武生青果(株))で組織している団体で、2002年9月から市内の小学校の給食に地場産野菜を提供している。

また、「旬菜.com」は、南越地区のスーパーなど店舗に専用コーナーを設けて、商品の収穫日がわかるようにシールを貼り、栽培地や生産者の名前と顔がわかるように販売コーナーにポップ広告を設置するなど、地元の消費者に新鮮で安心な食材を届ける地産地消運動を展開してきている。

地道に続く自主グループの活動

福井県には、歴史風土と結びついて報恩講(ほうおんこう)料理などの行事食が地域に伝わってきた。こうした伝承料理が、越前市では、食生活改善推進員や「農村婦人研究会」などによって継承されている。越前市は、福井県内では食生活改善推進員の活動が活発な地域であり、推進員の高齢化など課題はあるものの、市の委託などで多様な事業が展開されてきている。また、



地場産の玉ねぎの地域の幼稚園児による収穫体験

自主グループの農村婦人研究会は1982年から活動を開始し、地産地消をふまえた料理を子ども達に伝える紙芝居や、特産の食用菊などを使った料理の講習会を行ってきている。市の公民館での食育活動では、食育講座、伝承料理教室、農業自然体験などを実施してきているが、自主グループは、公民館での食育活動とも連携して取り組んできている。

おいしく楽しく安全な「スクールランチ」の導入

越前市では、中学生のための新しい食のかたちとして、健康、安全、環境問題に関心を深め、自ら対応できる能力を育てるために、家庭からの弁当持参を選択肢の一つとした選択制中学校給食「スクールランチ」を取り入れている(2002年度から試行、05年度から本格実施)。

計画作成の特徴

基本は「食育推進計画」、実践は「食育実践プログラム」の2本立てで

越前市では、食育推進計画を基礎編としての「食育推進計画」と実践編としての「食育実践プログラム」に分けて作成している。「食育推進計画」では基本的な方向を打ち出すものとし、計画期間は市総合計画との整合性を図るために6年間と設定した。「食育実践プログラム」で具体的な事業計画（事業の名称・目的・概要、対象者、実施時期、事業費、担当課等を明記）を策定し、その実践期間は、社会情勢の変化、実践状況の評価・検証による事業内容の補強・修正を随時、柔軟に行えるように2年毎に区切っている。

越前市の食育推進の数値目標（2011年度）

（*は2005年度調査）

朝食を欠食する子どもの割合を0%に近づける。

【*毎日欠食2%、週半分欠食3.1%】

小学校給食における地場産物（県内産）を使用する割合を品目ベースで12品目以上、重量ベースで35%以上とする。

【*越前市は重量ベースで30.1%、県平均25.8%】

食育人材バンクの登録者数を120人にする。

【2005年度福井県食育ボランティア登録者数は、越前市16名】

越前市内での野菜と果実の販売額（地産地消）を4%以上増やす。

【旬菜・Com 2005年度販売実績（越前市分）30,900千円を地産地消の目安として、毎年0.6%以上の増額を図る。】

「食事バランスガイド」を活用した食生活改善推進員養成講座で、推進員（リーダー）を100名養成する。

【推進員養成講座で、毎年15人以上養成する。】

計画内容・実施の特徴

推進計画の数値目標の大きな柱は「地産地消」

越前市の食育推進計画では、2011年度までの数値目標として5つの項目を設定しているが、「越前の地域性や「越前ブランド」を活かした「食育」の推進を図るため」として、そのうち2つの項目で「地産地消」の推進を目的とした項目を掲げている。一つは、「小学校給食における地場産物（県内産）を使用する割合を品目ベースで12品目以上、重量ベースで35%以上とする」。もう一つは、「越前市内での野菜と果実の販売額（地産地消）を4%以上増やす」とするものである。

学校・生産者・流通業者の協力で、給食での地場産割合が35%に迫る

地産地消については、計画策定前から「地場産食材納入ルート」の構築など様々な取組が行われてきているが、計画策定によりその取組がさらに活発になってきている。地元の生産者は、子どもたちに新鮮で安全な地場産野菜を提供したいとの思いを持ち、地区毎（小学校区単位）に新たな生産者グループを作るなどして、学校や青果店との協力体制づくりに取り組んできている。小中学校（6校）では、2007年度から米粉パンを月1回、年6回試行的に導入している。2008年度からは越前市産の米粉を使用して拡大実施を予定している。

2006年9月には、越前市からの声かけで、学校給食の地産地消を推進していくために、「地場産食材導入促進検討会」が開催された（2007年度までに2回開催）。各学校の調理員と栄養教諭、生産者、流通業者が集まり、これまで直接顔を合わすことがなかった調理の現場と生産・流通関係者とが、会議に同席して活発な意見交換を行っている。

また、地場産食材（主に越前市産）を活用した学校給食用新メニューの研究・開発を図るとと

もに、学校給食調理員の調理技術の向上を図るための研修会を実施している。2007年10月に開催された「第1回越前市食育フェア」では、「食・農の再生と食農育」と題した記念講演会を行うなど、「食農育」に力を入れている。

こうした様々な取組の成果は、数字にも表れるようになってきており、食育推進計画における「小学校給食における地場産物の使用割合（重量ベース）を35%以上」とする数値目標が2007年度現在34%で達成間近となっている。

食といっしょに伝統産業も学ぼう

「大根まるごと体験隊」という事業では、保育園児たちが、大根の畑おこし・種まき、草取り、収穫までの一連の農作業を体験し、最後に大根を調理してパーティーを開く。調理体験では、子どもたちが良く切れる本物の包丁（越前打ち刃物）を使って大根を調理する。越前市は刃物のまちであり、食を通じて、地元の伝統産業についても学ぼうという取組となっている。

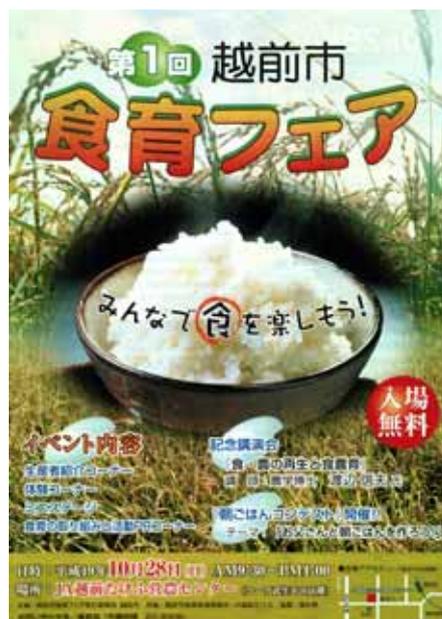
また、「親子 de 食育モデル事業」では、親子で地域の農業者や越前打ち刃物、越前和紙などの伝統産業に携わる人たちと関わりながら、作物の栽培・収穫・調理や伝統製品づくりなど様々な体験活動を行なう。例えば、手織りや手すきでランチョンマットを作り、そのランチョンマットで自らが育てて料理した野菜を食べたりする。こうしたことにより、地域の食に親しむとともに、地域の伝統産業への関心を深める機会を作っている。

「食育エプロン」で関心度アップ！

学校の授業では食育という教科の時間はない。そのため、家庭科や特別活動などいろいろな学習を通して教えることになるが、その場合、子どもたちは食についての学習をしているという意識を持ちにくい。そこで、越前市独自に統一デザインの食育エプロン（赤黄緑3色の栄養素をイメージしたエプロン）を作り、栄養教諭・学校栄養職員のほか、学級担任の先生は授業を行う際に、このエプロンを着けて指導をしている。このことで、学校教育の中に食育が浸透し、子どもたちの食への関心を高めている。

食育の担い手づくり「越前市食育人材バンク」

越前市内の学校や地域で実施される農業体験、料理体験、あるいは子どもや地域住民が食に関する講習や体験・実習の活動を行う際に、その受入れ、指導、指導対応など、市民の食育活動に協力・支援する人材（食育ボランティア）の登録制度「越前市食育人材バンク」を設けている。分野は、食生活・食文化（料理や作法を指導）、栄養・健康（食品の成分や生活習慣病予防を指南）、農林水産物の生産（栽培や収穫を伝える）、食品製造・流通・加工、その他の5分野。2007年度には70名近くの個人・団体が登録している。



第1回越前市食育フェアの開催案内

南国市食育推進計画

計画の作成

検討体制

- ・ 南国市食育推進会議（2006年度設置、委員19名）

- * 委員構成：消費者（コープ）、生産者、J A、流通事業者、食生活改善推進協議会、市民グループ、保育所長、小学校校長、P T A、学識経験者（大学教授）、報道関係者、庁内関係課（企画課長、学校教育課長、生涯学習課長、商工水産課長、農林課長、農業委員会事務局長、福祉事務所長、保健課長）

- ・ 南国市食育推進会議作業部会（2006年度より設置、委員28名）

- * 委員構成：公募委員、庁内（企画課、学校教育課、生涯学習課、商工水産課、農林課、農業委員会、福祉事務所、保健課）、アドバイザー（高知県中央東福祉保健所）

- * 事務局：保健福祉センター

実態調査：健康に関する市民アンケート（既存アンケート活用）

計画の内容

計画の目的：「食育の重要性を市民一人ひとりが認識し、地域社会が一体となって食育のまちづくりに取り組むことで、健康で豊かな社会の実現と活力ある南国市を目指す」

目指す食育を推進するまちの姿（2011年までの目標）

- 1 情報キャッチで楽しい食事
- 2 未来に羽ばたくために ～子育ての一步は食事から～
- 3 コミュニケーションがとれる家庭の味
- 4 見て食べて、安心安全ありがとう
- 5 旬を豊かに地元第一 ～地産地消が合言葉～
- 6 食育は教育の原点 ～作る喜び、食べる楽しみ、みんな一緒に～
- 7 一汁三菜、基本は日本食
- 8 「ありがとう」食は愛情のキャッチボール
- 9 毎日実践、食で健康、笑顔で長寿

計画期間：2007年3月策定、2007～2011年度（5年間）計画

行動計画の策定：2007年度以降、行動計画を策定し順次実践する。

行動計画策定の体制

- ・ 南国市食育推進会議：委員は計画策定と同じ

計画前からの地域の食育活動

学校給食に安全な食材を供給したい！

南国市は年間を通じて温暖な気候と広い耕地を利用した農業が盛んな地域である。南部では、ししとう、ピーマン、子ナス等の野菜、中部では米の栽培が盛んである。北部山間地には高度 400 m以上のところもあり、棚田では米とともに有色米（よさ恋むらさき）等が栽培されてきた。しかし、中部の水田が国内市場に早稲米を出荷できるのに対して、北部の棚田米は収穫時期が遅く、他の産地と出荷時期と重なることから、中部の早稲米と価格差が生じてきた。

そこで、北部の棚田米を学校給食に使用することで安定した価格を確保し、中山間地域の農業を守っていこうということになった。これにより、棚田が保全されて、南国市の水源となっている一帯の環境や生態系を守ることができる。さらに、生産地域がわかる安全で安心な地場産の米を、学校給食で子どもたちに提供することができるようになる。

「農業」と「教育」の両輪で歩みだした食育

棚田米による米飯給食は、1996年に農業委員会と教育委員会の2つの委員会組織が、それぞれに現場を何とかしたいという思いから手を組むことではじまった。棚田米での学校給食の実現に向けて、教育委員会による内外の関係者への説得、JAや農林課による流通システム構築が行われ、棚田米での米飯給食は、1997年に一部の市内の小学校でスタートし、1998年には全校で導入された。その後、給食への食材の供給やメニューの開発、農村での体験や交流等、「教育」と「農業」との連携を進められてきた。

自校炊飯の導入で残飯が激減！

1998年には、家庭用電気炊飯器による自校炊飯が全小学校に広がった。それまでの委託炊飯方式では業者が配送する間にご飯が冷めてしまい、ご飯を残す子どもが多かった。電気炊飯器で炊き立てのあたたかいご飯が食べられるようになってから、子どもたちはほとんど残さなくなった。導入の過程では、調理員の労働強化となるなどの課題があったが、最終的には子どもたちが喜んで食べて残食が出ないということが調理員の励みになり、全校に導入されることになった。1999年から無洗米を実験的に導入するなど、調理員の労力の軽減に努めてきた。



電気炊飯器で炊いた米飯給食

給食が変われば、人のつながりも変わる

棚田米による米飯給食導入を契機に、南国市では知育、徳育、体育に食育を加え、食育を中核に学校教育への改革を進めてきた。特に学校給食にいろんな試みが登場した。1999年度には、地場産の果実を活用した「まほろばクレープ」と「十市のすももちゃん」をJAとともに開発し、地元企業の協力も得ながら商品化した。学校間交流を進めてきた札幌市から送られてくるジャガイモと、地元のちりめんじゃこを使った「海と大地のなかよしコロッケ」も考案された。

2000年度からは、子どもたちが栄養について興味を持ち、自らバランスを考えて食事をとる力をつけるため、バイキング給食を取り入れてきた。バイキング給食では、PTAや生産者を含めた地域住民と一緒に、地域の食材や伝統食などを会食する。給食への意識を変えたことで、JA、調理員、PTAや生産者の意識も変わり、連携が生まれることでつながりができた。

2003年度には、市内の全小学校で米飯給食が完全週5日となった。

子どもに「飲んでもいい水で作った安全なお米を！」生産者の次世代への想い

南国市のJAは、棚田での米づくり親子セミナーを1997年から開催してきた。セミナーは中山間地域の中でも一番高度が高いところで行ってきており、参加者は、「南国市にこんな山があったなんて」「学校給食の米がここで作られていたのか」と驚く。セミナーでは田植えと稲刈りの体験が行われ、親子で生産者との交流を通じて農業への理解を深めている。

棚田米の生産者は高齢化してきたが、子どもたちが食べるということが、励みとなって生産を続けている。学校給食への提供ということがなかったら、もう既に引退していると言う生産者もいる。また、生産者の意識も変わり、できるだけ安全なものを作ろうということで減農薬での生産を続けており、飲むことのできるきれいな水で作った安全なお米が学校給食に届けられているということ、親子セミナーの参加者は体験を通じて知るようになった。



生産者と一緒に棚田で田植えをする子どもたち

「南国食育プラン21」で教育委員会の食育の方針を固める

南国市教育委員会では、目指す子ども像を「かしこく食べる、心で食べる、体で食べる」として、食育を進めてきた。これまでの学校教育分野における食育の取組をふまえながら、学校における食育計画「南国食育プラン21」を2006年4月にまとめた。プランでは食育の展開として、「学校全体での『食』の位置づけと系統化」や、食習慣の形成や体験活動を重視した「各教科領域における『食』を題材とした学習の展開」、「保護者・地域との連携による食育の推進」を目指している。

計画作成の特徴

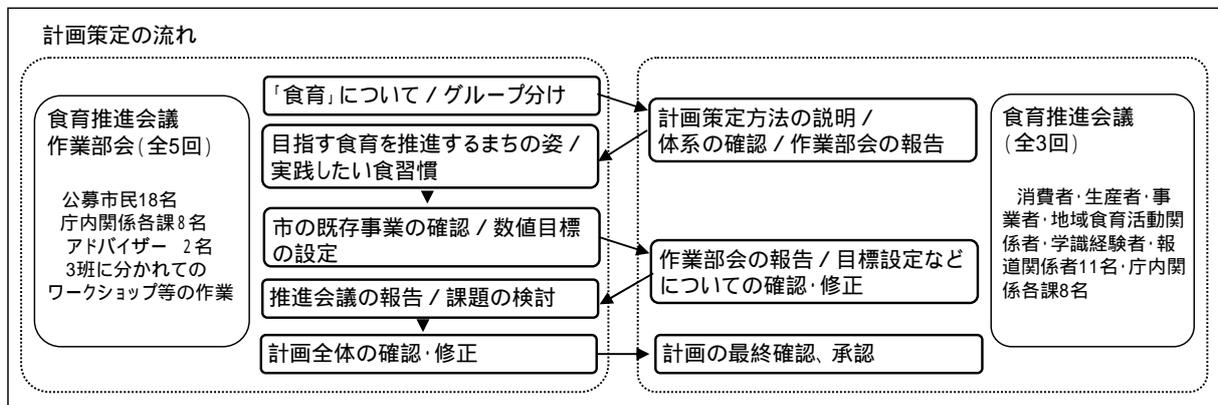
食育のまちづくりを教育、農業、健康づくりで支える

南国市は、2005年9月に「食育のまちづくり宣言」を発表し、同年12月に「南国市食育のまちづくり条例」を制定した。食育推進計画では、これまで食育の推進役の中心を務めてきた教育分野、農業分野をとともに、健康づくりを推進するという立場から保健福祉センターが加わり、同センターが食育推進計画策定の事務局を担当することとなった。

公募市民を中心に生活者の目線で語り合う

食育推進計画が掲げる目標を実現していくには、市民一人ひとりの力が必要であることから、南国市では、市民が計画づくりの段階から主体的に関わることが必要と考えた。そこで、「食育推進会議」は、専門性を有して食育にかかわる現場で活躍している10名と、学識経験者・庁内関係者9名で構成し、計画のベースを作る作業は「食育推進会議作業部会」を設置し、公募メンバー18名を中心に庁内関係者8名、アドバイザー2名で進めた。作業部会は3つの班に分かれてのワークショップ形式で進行し、生活者の目線で語り合うことで市民生活に根付いた計画となるように心がけた。ワークショップは初めてという部員もいたが、結果としては、参加者みんなの意見が反映された形で計画がまとまった。

作業部会からの提案に、食育推進会議による食育の現場や専門的な視点からの意見を補足して、食育推進計画が完成した。



「これならできそう」な行動計画を作成しよう

南国市は、食育推進計画をもとに、行動計画を策定することとしている。行動計画では、「『これやったらできそうなねえ』『これなら続けられそう!』という声があちらこちらで聞こえてくるように」、市民が主役となって自分にできるところから行動できるよう、具体的な取組を定めるとしている。

東京都港区

都市型のネットワークで 食への関心を広げる

港区食育推進計画・港区食育目標

「食を通じて、コミュニケーション(人とのかかわり)を楽しめる子どもを育てる」

計画の作成

検討体制

- ・ 健康みなと推進会議 (2006 年度設置 委員 15 名)
 - * 委員構成 : 学識経験者、PTA、体育指導員、公募区民、医師会、歯科医師会、薬剤師会、食品衛生協会、大学、企業、商店街連合会、区職員
- ・ 健康みなと 21 検討委員会 (庁内課長会議) (2006 年度設置 委員 12 名)
 - * 関係課 : 5 地区総合支所地区政策課長、産業振興課、高齢者支援課、生活衛生課、保健予防課、子ども課、土木事業課、環境課、企画課、学務課、生涯学習推進課、指導室、委員 12 名
- ・ 食育担当者会 (2003 年度設置 以下は 2006 年度食育推進計画策定時のメンバー(20 名))
 - * 関係課 : 健康推進課(事務局)、5 地区総合支所、産業振興課、保健福祉課、生活衛生課、子ども課、環境課、企画課、学務課、生涯学習推進課、指導室指導主事、区立学校栄養職員、小学校保健主任、中学校保健主任、メンバー 20 名

実態調査

健康みなと 21 に関する意識調査、港区子どもの生活実態調査、港区民世論調査等

計画の内容

港区食育目標 : 「食を通じて、コミュニケーション(人とのかかわり)を楽しめる子どもを育てる」

標 語 : 「食で はぐくむ みんなと笑顔」

基本方向 : 遊ぶことを通して 人とのかかわりを通して
自然とのかかわりを通して 食事づくりへのかかわりを通して
食文化との出会いを通して

計画期間 : 2007 年 3 月策定、2007 ~ 2010 年度(4 年間)計画

計画評価 : アンケート調査等を実施予定

計画前からの地域の食育活動

新区民に人とのかかわりを!

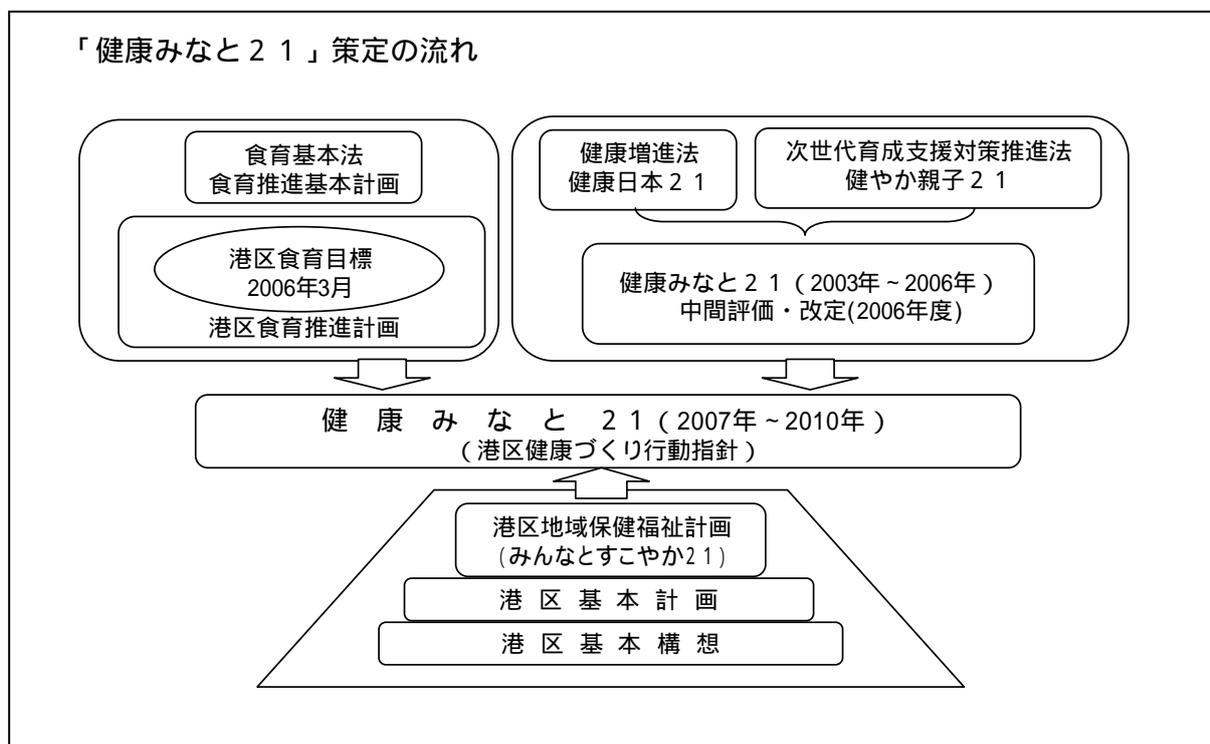
東京都港区では、ここ数年、台場、汐留、港南等で大規模開発が行われ、マンション等に移り住んできた若い世代の新区民によって人口が増加してきた。新区民たちは既存の地域組織とのかかわりをもたないことが多く、人間関係が希薄になりがちである。若い世代の孤立を防ぎ、教育や育児を支援していくには、若い世代が人とのかかわりを持てる地域コミュニティづくりが求められている。

港区みなと保健所では、港区健康づくり行動指針である「健康みなと21」を2003年に策定し、その中で、既に子どもの健康づくりの目標として食育を掲げてきた。また、「港区次世代育成支援対策推進計画」の重点事業として、「地域食育支援事業」を展開してきたという地域での食育についての取組の実績があった。

計画作成の特徴

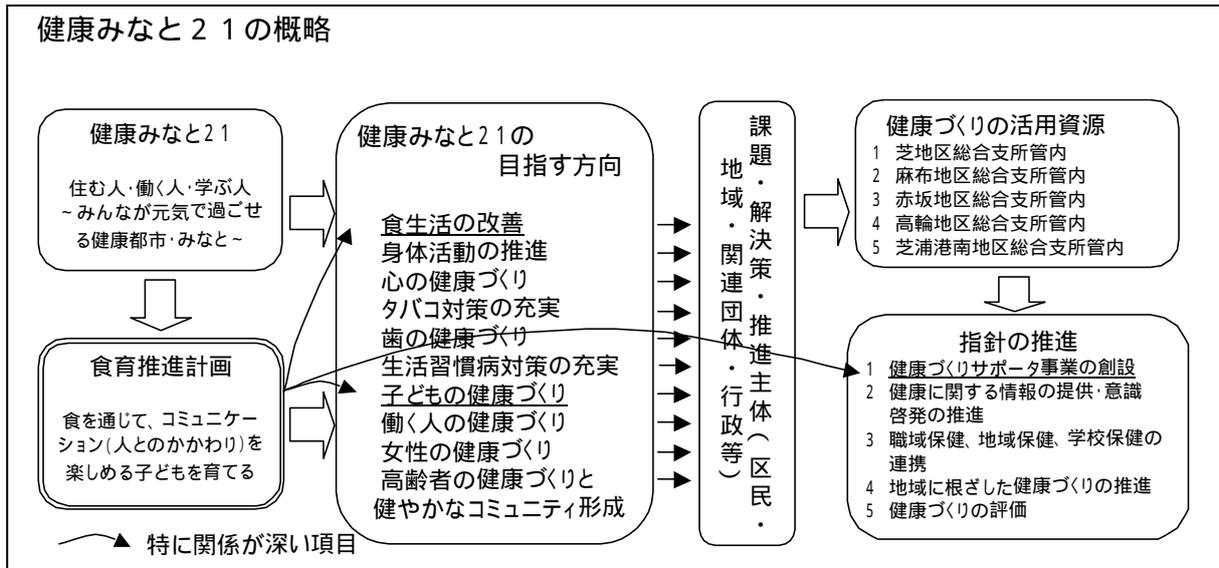
食育の理念を共有しよう！庁内関係者で「港区食育目標」を策定

2003年度、港区の目指す食育の理念を明確にするために、庁内の子どもや食に関係する部署に参加を求めて「食育担当者会」を立ち上げ、3回の全体会と個別の作業部会で検討を重ね、「港区食育目標」を策定した。2006年度には、国の食育基本法制定もあって、「港区食育目標」のもと、これまでの地域食育支援事業での取組をベースに食育推進計画の策定に取り掛かった。



健康みなと21の改訂版に盛り込む形で計画を策定

2006年度、「食育担当者会」でとりまとめた「港区食育目標」をもとに、食育推進計画を策定した。同年度は港区の健康づくり行動指針である「健康みなと21」の中間評価・改定の年度でもあり、「食」を健康づくりの中に体系的に位置づけようという考えから、「健康みなと21」に「港区食育推進計画」を盛り込んだ。

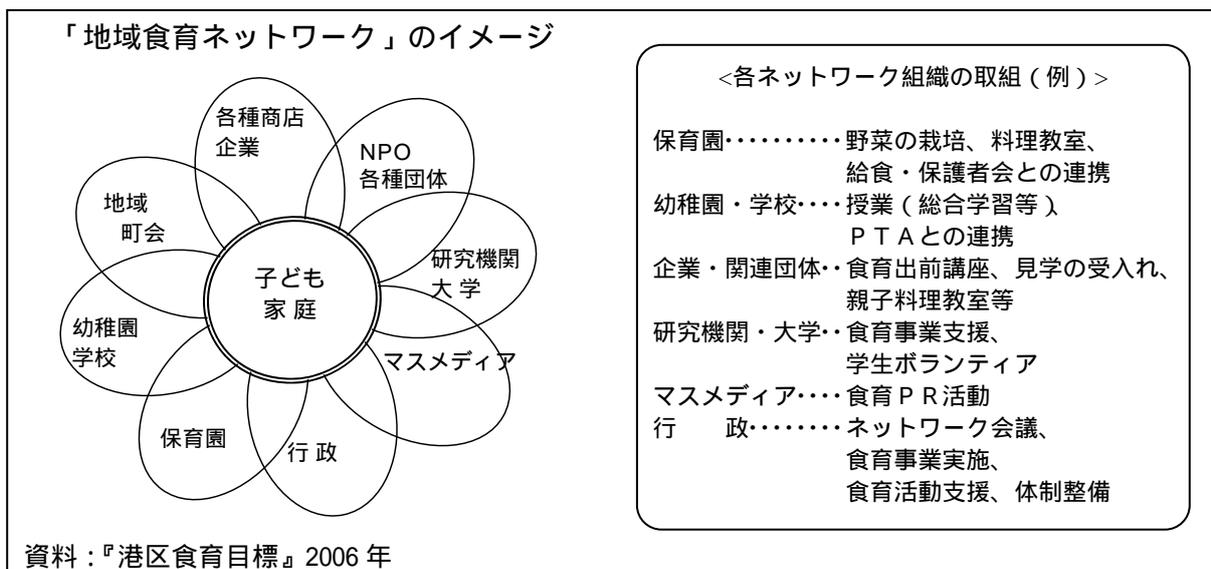


計画内容・実施の特徴

子どもと家庭を支援する、地域食育ネットワーク

港区の食育は、「港区次世代育成支援対策推進計画」の流れから、子育て支援策を総合的・一体的に進める施策の一つと位置づけられている。「港区食育目標」における基本理念は「食を通じて、コミュニケーション（人とのかかわり）を楽しめる子どもを育てる」ことであり、対象年齢を0～18歳とした。

子どもの成長には保護者をはじめとする大人の関わりが欠かせない。港区では「港区食育目標」の実現を目指して、個人や様々な団体等が「食育」への理解を深め、情報交換を行い、それぞれの活動を通して連携し、食育を推進していくための、「地域食育ネットワーク」の構築を推進することとした。



食育のサポーターを増やそう！

港区みなと保健所では、2007年度から、健康づくりを支援する「港区健康づくりサポーター」の登録を進めている。港区には既に健康づくりに取り組んでいる個人や団体等が見られることから、こうした個人や団体等に「港区健康づくりサポーター」として登録してもらい、情報交換、交流、活動を行って、区民等の健康づくりをサポートする体制を整えることとした。

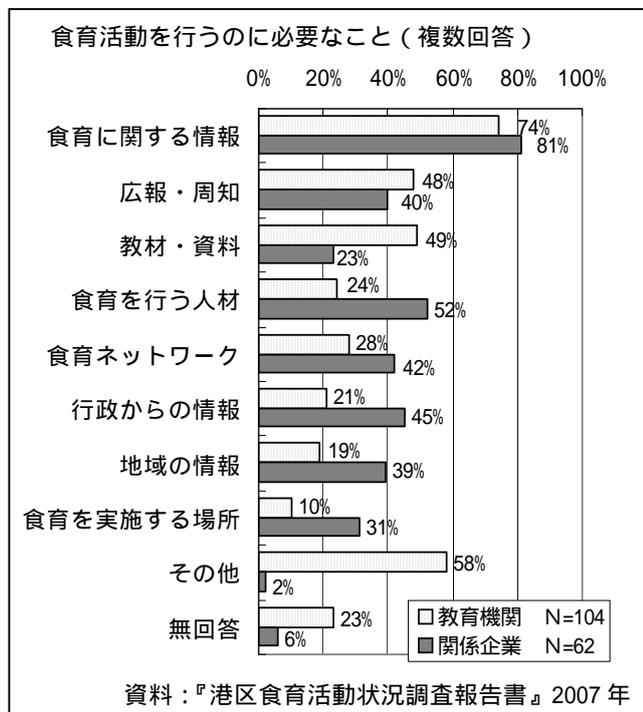
新しくサポーターに加わった東京都司厨士協会港支部では、子どもや保護者の「食」への関心を広げる機会を増やしたいと考え、各年毎に小学校で「フランス料理を楽しむ集い」を開催してきた。30名ほどの一流シェフが小学校に揃い、子どもたちに野菜の持つ力やテーブルマナーを教え、子どもたちはコース料理を味わう。野菜をたくさん食べられるように工夫した料理のおかげで、普段は食べられなかった野菜が食べられたという子どももいた。この集いは多くの企業が立地し、一流のホテルや飲食店も多い大都市ならではの取組となっている。

企業・NPO・各種団体が参加する「港区食育ネットワーク」

港区健康づくりサポーターの中で、特に主体性を持って活動する団体のネットワークをつくらうというのが、「港区食育ネットワーク」である。

2006年度、港区みなと保健所は、教育機関と関係企業を対象に、食育に対する認識及び実施状況等についての調査を行った。企業が、「食育活動を行うのに必要なこと」と考えるものは、食育の情報・人材、行政からの情報、及び食育のネットワークということがわかった。

2007年度、企業、各種団体、NPO、大学等の15団体が参加して、港区食育ネットワークがスタートした。中でも、企業や民間団体、NPOの多さが都市型の特徴を示している。2008年2月に開催された「港区食育セッション'08(主催：港区)」では、港区食育ネットワークの活動紹介の後、メンバーがコーディネータとなってフロアとの話し合いを進め、参加者に食育に取り組む上での家庭や地域の役割等について呼びかけた。2008年夏には、港区食育ネットワークのメンバーによる夏休み食育体験のイベントを企画している。



港区食育ネットワーク参加団体(2008年3月現在)

港区立小学校PTA連合会
 みなと地域栄養士会
 東京都司厨士協会 港支部
 社団法人 東京都食品衛生協会 恵比寿総合事務所
 財団法人 食品産業センター 普及・食育推進部
 コムラズクラブ
 NPO法人夢中塾
 La.La.La
 キッコーマン 株式会社
 東京ガス 株式会社 南部支店
 株式会社 虎屋
 日進畜産工業 株式会社
 株式会社 ローソン FCサポートステーション
 株式会社 博報堂
 戸板女子短期大学

計画の作成

検討体制

・食育推進会議（2006年度より設置、委員14名）

* 委員構成：教育委員会委員長、健康推進連絡協議会会長・副会長、町議会の代表者、区長会の代表者、老人会連合会代表者、女性会連合会代表者、主任児童委員（2名）、保育所保護者代表、幼稚園保護者代表、小学校保護者代表、中学校保護者代表、医療関係代表者

* 関係課：福祉保健課（事務局）、産業振興課、学校教育課、生活環境課、企画課
実態調査 小中学生へのアンケート調査、給食センター地場産利用率についての調査

計画の内容

基本理念：「生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らす、豊かな人間性の実現」

基本目標：正しい食について自分で判断できる力を身につけます。
心身の健康を育むため健全な食生活を実践します。
自然の恵みに感謝し食べ物を大切にします。

スローガン：食育で 笑顔輝く めくもりの町

計画期間：2007年3月策定、2007～2010年度4年計画

食育視点：
・虎姫町民が主役になる食育の推進
・生涯を通じた食育の推進
・次世代支援対策としての食育の推進
・虎姫の良さや地域性を活かした食育の推進
・食の大切さや食に対する感謝の心を育む食育の推進
・健康と環境に配慮した食育の推進

計画前からの地域の食育活動

食育へのニーズの高まり

虎姫町は人口が約5,800人（2008年現在）で、町内には、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校がそれぞれ1つずつある。保育所・幼稚園・小中学校とも町役場と距離は近く、クルマでなら5分もかからない範囲にすべてがある。関係者の顔が見えることで、役場職員にとっては課題を共有しやすい。

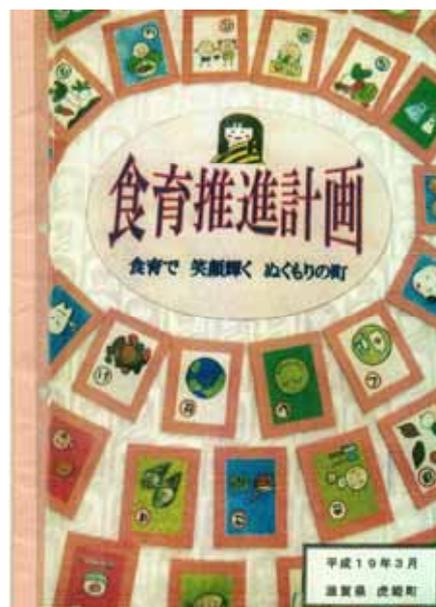
虎姫町の推進計画策定は、滋賀県内では早かった。策定へのきっかけとなった一番の理由が、小学校高学年の児童へのアンケートで、朝食を「食べない」という回答が約10%と、全国平均よりも高かったことである。また、小学校における脂質検査から、肥満の傾向が高いこともわかっ

た。学校関係者から、家庭での食育も含めて全町的な取組が必要ではないかという声があった。2005 年度には国の食育基本法が制定され、虎姫町では食育推進計画に取組んではどうかという気運が高まった。

計画内容・実施の特徴

手作り食育カルタ大会の開催

虎姫町では、推進計画をつくるのと平行して、子どもたちが遊びながら、食育について学べるように、町の職員が中心となってオリジナルの食育カルタを作成した。職員がカルタの文言について考え、保育所の職員がイラストの専門家の指導を受けながら絵を作成した。カルタは絵と文言を台紙に貼って、丁寧に手作りしたオリジナルなもので、保育所・幼稚園・小学校や図書館などに配布した。カルタが欲しいと町外からの問い合わせもあった。カルタについては町の図書館に寄贈され、利用者が図書館へ行けば借りることができる。



このカルタを使って、町では小学生を対象としたカルタ取り大会を開催している。

保育所・幼稚園・小中学校での食育は、できるところから、できる形で

「カレーに必要な野菜を釣ってください」と先生からの指示が出ると、子どもたちは紙やビニールでできた野菜を釣り上げる。野菜釣りゲームは、庁内からの提案で幼稚園に取り入れられた。もともとは、障害者用に考え出されたゲームだが、町の職員が食育の推進ということから幼稚園に提案し、すぐに取り入れが決まった。

保育所・幼稚園・小中学校では、米やいもの栽培、近隣の生産者による栽培指導、「わら」での米俵づくり、PTAでの餅つきなど、食育に関する取組は計画の前から行ってきた。小学校には学校水田もある。しかし、新たに食育推進計画を策定したことで、町の考える食育についてあらためて各関係者で意識を共有しあい、保育所・幼稚園・小中学校へと食育を導入する機会を見つける工夫をした。「野菜釣りゲーム」は運動会に、「朝食メニューコンテスト」は夏休みの宿題に、保護者への講習会などは参観日に、とできる範囲からの連携を進めてきた。

毎月の「食育の日」には特色のある給食を

食育推進計画に基づき、毎月19日を町内統一で「食育の日」とした。小学校では、毎月、栄養職員による指導と、夏なら夏野菜やうなぎを使った献立、あるいは子どもたちが収穫した菜の花油を使用した献立等、特色のある学校給食の日となっている。また、毎月、「給食だより」「学年だより」などで、保護者あてに食に関する情報発信をしている。

水俣・芦北地域(熊本県)

「食」と「生命」を大切にした 「もやい直し」のまちづくり

水俣・芦北地域子どもの食育推進計画「食育をととした地域づくりをめざして」

計画の作成・実施

検討体制

- ・ 子どもの食育連携会議 (2003 年度設置、委員 46 名)
 - ・ 子どもの食育計画策定部会 (2004 年度設置、委員 82 名) 計画推進部会 (05 年度より変更)
* 総合相談・運営窓口 (水俣市部会、芦北町部会、津奈木町部会の各部会に 2006 年度設置)
- 実態調査: 「子どもの食育実態調査」(2003 年度、07 年度) 等

計画の作成・実施・評価の経緯

- ・ 2003 年度: 実態調査 / 食育フォーラム / 食育連携会議
- ・ 2004 年度: 「推進計画」策定・評価項目設定 (05 年 1 月) / 食育フォーラム・策定報告会
- ・ 2005~06 年度: 事業実施 / 実施評価 / 食育フォーラム・成果報告会
- ・ 2007 年度: 実態調査 / 事業実施 / 実施評価 / 食育フォーラム (成果発表会) / 最終評価
「第 2 次推進計画」策定

計画の内容 (熊本県(芦北地域振興局)と水俣市・芦北町・津奈木町の共通の内容)

最終目標 (子どものめざす姿): 「ふるさとを愛し誇りに思う子ども」

「自然に親しみ思いやりのある子ども」

健康目標 (子どものめざす健康状態): 子どもがこころも身体も健康である

<こころの健康> 「すぐ怒ったりいらいらしたりしない」、「朝すっきりした気分である」

「喜んで園又は学校に行く」 / <身体の健康> 「適正体重である」

「家族が子どもの健康に不安を感じていない」、「家族が子どもの体重が気にならない」

食生活目標 (子どものめざす食生活): 望ましい食習慣の確立

「朝食を毎日食べる」、「偏食を少なくする」、「一日一回は家族そろって食事をする」

「固い物をよく噛んで食べる」、「素材の味をいかした料理を好む」、「郷土料理を好む」

食育で取り組む 3 本柱: 「子ども自身に付けたい能力」(7 項目)

「家庭や地域のサポート」(8 項目) 「食環境の整備」(9 項目)

具体的な取組: 「水俣市食育推進計画」、「芦北町食育推進計画」、「津奈木町食育推進計画」

計画評価: 「子どもの食育実態調査」(2003 年度、07 年度) で数値目標を比較評価

計画作成・内容の特徴

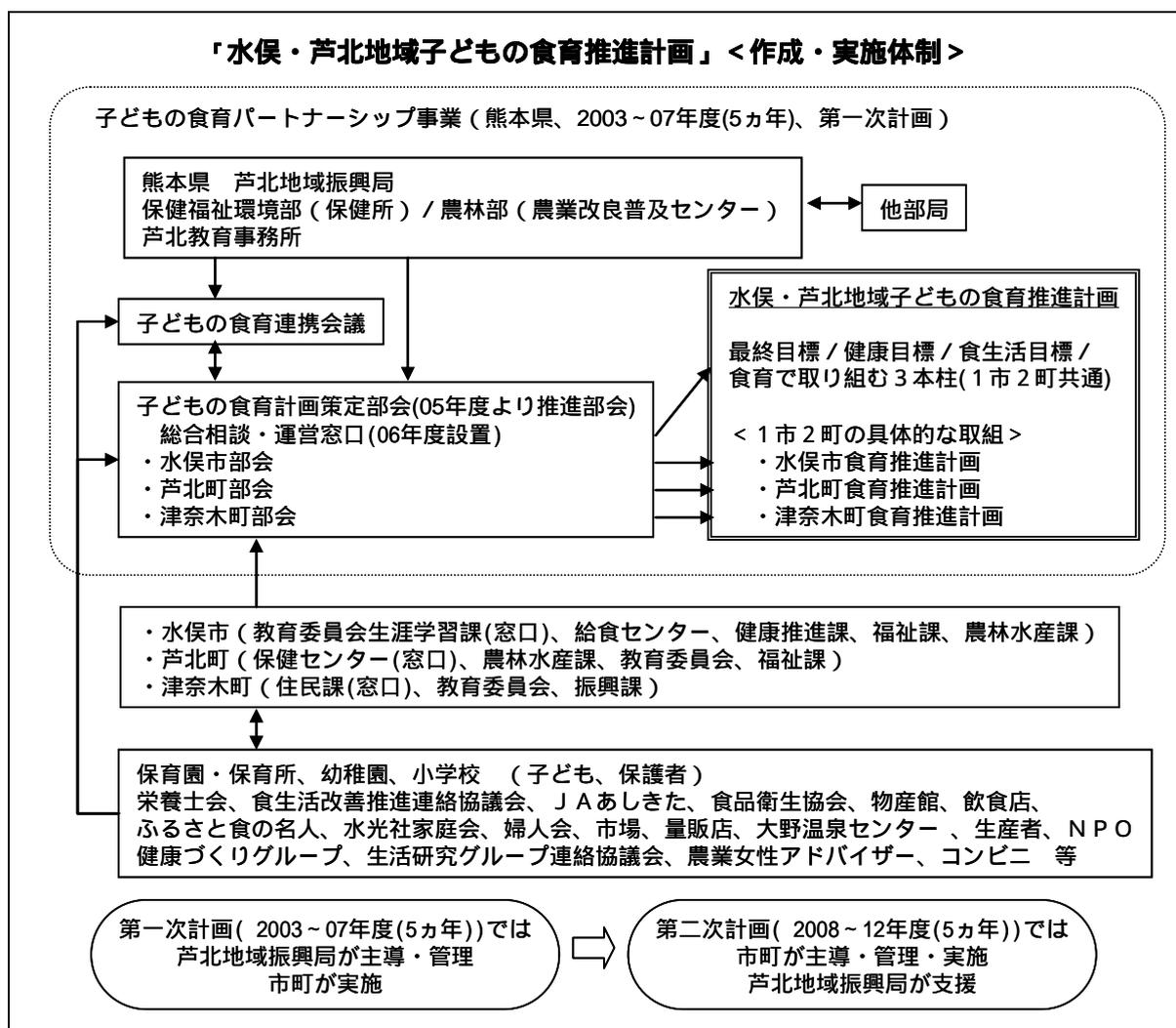
県・市町、住民・関係機関等の連携・協働により進める食育

「水俣・芦北地域子どもの食育推進計画」は、熊本県の芦北地域振興局と芦北教育事務所、その管内の 1 市 2 町 (水俣市、芦北町、津奈木町) ならびに地域の子どもの保護者、教育機関、企業・団体、NPO 等が連携・協働して、子どもの食育推進に取り組むものである。推進計画においては、県と 1 市 2 町に共通した計画として、地域の子どもの「ふるさとを愛し誇りに思う子ども」

も、自然に親しみ思いやりのある子ども」に育つことを最終目標としてめざしている。その最終目標に向けて、6つの心と身体の「健康目標」、6つの「食生活目標」、ならびに「食育で取り組む3本柱」として「子ども自身に付けたい能力」、「家庭や地域のサポート」、「食環境の整備」を定めている。そして、その具体的な取組計画として、1市2町がそれぞれ部会を設置して、「水俣市食育推進計画」、「芦北町食育推進計画」、「津奈木町食育推進計画」を連携・協力しながら作成し、実施している。

第一次計画(2003～07年度(5ヵ年))においては、熊本県の「子どもの食育パートナーシップ事業」の予算と枠組みの中で行ってきており、県の振興局と教育事務所が主導して企画・管理・評価等を行ない、その枠組みのもとで1市2町が運営実施する方式をとってきた。そして、第一次計画の実績を踏まえて、第二次計画(2008～12年度(5ヵ年)、07年度策定)では、市町が主導・管理・実施し、芦北地域振興局が支援する体制に変わる。第一次計画では、食育連携会議や計画策定部会のメンバー、市町の担当課、モデル校・モデル園の選定などを県の振興局と教育事務所が行ってきたが、第二次計画では、食育連携会議以外を各市町が中心になって行う予定である。

2003年度から07年度までの5年間の取組によって、推進計画で設定した「健康目標」と「食生活目標」の数値目標は、多くが改善された。今後も、最終目標である「ふるさとを愛し誇りに思う子ども、自然に親しみ思いやりのある子ども」の育成に向けて、食育の取組を一層活発に行うこととしている。



計画前からの地域の食育活動

水俣・芦北地域は、長年にわたり、水俣病という多くの犠牲を払う中で、様々な形で環境再生・創造のまちづくりに取り組んできている。住民、企業・団体、NPO、行政などあらゆる立場の人たちが、「食」と「生命」というものへの意識が非常に高く、「食」を大切にする取組が活発に行われてきている。水俣病患者の人の言葉で、「食べものでなった病気は、食べもので治す、一度は健康になって死んでいきたいもんなぁ」、「自分の生命が大切だからこそ、人の生命も大切にする」、という言葉がある。漁師であるその人は、医者薬に頼らず、家族で漁をして無添加の加工品を作り、また自ら無農薬で野菜や果物を作って食べている。こうした患者自身の思いや生き方が、地域の人たちに伝わり、「食」を大切にしたい取組が様々な形で広がっている。

水俣市の食育に関わる取組

食べもので「もやい直し」、「食」と「生命」を大切にしたい循環のまちづくり

1994年に水俣市長が水俣病犠牲者慰霊式において、患者への謝罪とともに、壊れてしまった人々の絆、自然とのつながりを対話と協働によって再生させる「もやい直し」を市民に呼びかけた。そして、住民、企業・団体、NPO、

行政等が、「食」に関わることを含めた様々な環境再生・創造の取組を行い、今では全国有数の「環境モデル都市」となっている。例えば、「食」のもやい直しでは、農山漁村と都市の出会いの場として、「村丸ごと生活博物館」などの取組が、住民の手で行われてきており、その一環として2003年秋に行われた熊本県民文化祭では、「食の生活文化祭」をテーマに「水俣の秋を食べる」として参加者が家庭料理を持ち寄り、食べ歩きを行った。

水俣市では、このように「食」に関わる取組がかねてより非常に活発に行われてきている。食育推進計画の策定後も、こうした住民、企業・団体、NPO、行政等が連携・協働をしながら、様々な形で食育の取組が展開されている。

例えば、住民組織の「寄る会みなまた」が2005年から取り組んでいる「菜の花を活用したまちづくり」では、小学校の子どもたちとともに、休耕田に「菜の花を植え」、「見て楽しみ」、「摘み取って給食で食べ」、「菜種を採り」、「菜種油を搾って食べ」、「廃食油で石けんをつくり」

「搾りかすは畑の肥料にする」、という循環のまちづくりと食育をつなげた活動を行っている。採った菜種油を使った給食では、さつまいもてんぷらを料理し、小学生、食材を提供してくれた生産者、体験の場や食材を提供してくれた「寄る会みなまた」、学校給食センターとで合同試食会を行った。このように様々な活動がつながり、地域に広がることで、地域全体で「食」、「生命」、「循環」を考えることのできる取組が増えてきている。

2008年度からの第二次計画では、PTAなど、これまで実施主体者となっていなかった団体にも働きかけ、活動を広げるとともに、学校給食センターの施設整備に伴い、食育活動の拠点づくりにも力を入れていく予定である。



真庭市（岡山県）

県の計画をベースに 知恵と遊び心が生む多様な活動

真庭市食育推進計画「食育まにわ ～楽しく食べて、元気な笑顔～」

計画の作成

検討体制：真庭市食育推進計画策定委員会（2007年度設置、委員26名）

* 委員構成：[健康増進分野]保健所、医師会、歯科医師会、栄養士会、健康まにわ21実行委員会、愛育委員会、栄養改善協議会、おやこクラブ、[農林商工業分野]真庭地方農村生活交流グループ協議会、農業生産者、農業協同組合、商工会、生協、[教育分野]幼稚園・保育園連絡協議会、PTA連合会、学校給食会、養護教諭、栄養教諭、[市職員]健康福祉部長、企画政策課参事、学校教育課参事、商工振興課主幹、農業振興課参事、子育て健康推進課課長・参事

・作業部会（学校教育課、農業振興課、子育て健康推進課（事務局）各担当者）

実態調査：食と生活に関する実態調査（真庭保健所）等

計画の内容

「岡山県食育推進計画」をベースにして、真庭市の諸計画（総合計画等）との整合性を図り、地域特性やこれまでの地域の食育活動を生かした形で策定。

計画趣旨：市政の基本目標「賑わいと安らぎの杜の都」のもとでの「楽しく食べて、元気な笑顔」あふれる地域社会の形成

目指す方向：「食べることをもっと考えよう」

基本的視点：「家庭」における食育の推進、「子どものときからの食育の推進」、「魅力あふれる食文化の継承」、「協働で食をはぐくむ環境整備」

施策の方向：「家庭での食育の大切さを実感し、正しい食習慣を身に付ける」、「食を楽しみ、選択する力を付ける」、「体験を通じた食育の推進」、「食育を進める人材の育成、活用」、「地域特性を生かした取組」、「積極的な情報提供、意見交換」

計画期間：「真庭市食育推進計画」2007年12月答申（08年3月発行）08～10年度（3年間）計画

推進体制：「真庭市食育推進本部」、「真庭市食育推進協議会」を設置予定

計画評価：国と岡山県の計画指標に準じて、真庭市独自の目標を設定

計画前からの地域の食育活動

地域に根を張る栄養委員と愛育委員

真庭市では、栄養委員と愛育委員による食や健康づくりに関わるボランティア活動がかねてより活発に行われてきている。地区毎に代表者からの推薦を受けた住民が務めており、栄養委員は主に食に関わる活動に、愛育委員は健康づくり全般に関わる活動に取り組んでいる。今まで地道に取り組んできた活動を「食育」という明確な位置づけで広げていけることが励みになっている。

野菜の「おひなさま」を作って食育キャンペーン

食に関心を持つ人を育て、食文化を伝承する担い手を育成するための取組の一環として、栄養委員が野菜を使って手作りで人形を作ることを考案した。野菜の雛人形を勝山おひな祭りに展示したり、野菜人形を使って食の大切さを伝える芝居を行ったりしている。

将来を担う若い「外食世代」の健康づくり

若い世代は、ファーストフードなど外食を頻繁に利用する傾向が見られることから、栄養委員が高校の文化祭に参加して、「外食世代」の若者に健康にやさしい食品選択の知識を教え、健康づくりができるようにサポートしている。食事バランスガイドを使って一日に何をどれだけ食べたらいいかを伝えたり、弁当箱を使ってバランスの摂れた食事ができる3：1：2（主食3、主菜1、副菜2）の「お弁当箱ダイエット」法を体験してもらい、卒業後に生かしてもらっている。

計画作成・内容の特徴

「まにわ食育ちんどん」で楽しく食育を学ぶ

真庭市では、「楽しく食べて、元気な笑顔」あふれる地域社会の形成という趣旨のもと、岡山県の計画をベースにして、地域特性やこれまでの地域の食育活動を生かした計画を進めている。例えば、市内湯原地区で何年も前から「ちんどん」が行われてきたことから、保育士が、食の大切さを教えるために、「まにわ食育ちんどん」を考え出し、楽しく覚えやすい歌と振り付けを作った。まずは幼児期から楽しく食育をしていこうという考えから生まれたものだが、子どもたちが動けば地域の親やおじいさん、おばあさんを巻き込みやすいとのねらいもあり、保育園から取り入れてきている。



まにわ食育ちんどんの様子

郷土料理に愛着を持ち食べる習慣をつける様々な取組

真庭の郷土料理は人が集まるときにできてきたものが多く、人が集まるときの郷土料理ほど多く残っているという。真庭の郷土料理・行事食を継承していくために、広報紙に郷土料理を定期的に掲載したり、子どもたちへの調理実習で郷土料理を教えたり、伝達講習会などで郷土料理を普及することに努めている。また、真庭の郷土料理が気軽に食べれる店を増やすことなどで、郷土料理に愛着を持ち、食べる習慣をつけていくような取組を行っている。

郷土料理を使った食事バランスガイドづくり

真庭市栄養改善協議会が、「あなたのまちの食事バランスガイド」～あなたのまちの郷土料理を使った食事バランスガイドを作ってみましょう！」として、市内9地域ごとの郷土料理を取り上げた食事バランスガイドの作成を行ない、食育推進の活動に役立てている。

実践事例の担当部局・人口等一覧表

市町村	担当部局	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 密度 (人/k㎡)	面積 (k㎡)
五泉市(新潟県)	教育委員会学校教育課	57,372	18,027	163	351.87
松山市(愛媛県)	地域保健課(松山市保健所)	514,878	221,399	1,200	429.03
小浜市(福井県)	食のまちづくり課	32,426	11,765	139	232.86
出雲市(島根県)	健康増進課食育推進室	146,606	48,447	270	543.48
新発田市(新潟県)	企画政策課	105,091	34,142	197	532.82
甲州市(山梨県)	福祉保健部健康増進課	36,437	13,026	138	264.01
柴波町(岩手県)	農林課食育推主幹	34,460	10,687	144	239.03
大野市(福井県)	産業政策課	38,055	11,728	44	872.30
二丈町(福岡県)	企画調整課	13,560	4,634	238	57.07
越前市(福井県)	農政課	83,939	26,549	365	230.75
南国市(高知県)	保健福祉センター	50,309	21,168	401	125.35
東京都港区	港区みなと保健所(健康推進課)	195,508	111,077	9,612	20.34
虎姫町(滋賀県)	福祉保健課	5,698	2,069	603	9.45
水俣・芦北地域 (熊本県)	熊本県芦北地域振興局保健予防課 (水俣保健所)・芦北教育事務所	55,296	22,062	128	430.65
水俣市	教育委員会生涯学習課(2008年 度より健康高齢課に変更予定)	28,843	12,346	177	162.88
津奈木町	住民課	5,462	2,011	161	33.97
芦北町	保健センター	20,991	7,705	90	233.80
真庭市(岡山県)	子育て健康推進課	52,433	17,565	63	828.43

人口：各市区町住民基本台帳、2008年2月29日現在

(但し、南国市(高知県) 東京都港区、虎姫町(滋賀県)は、2008年3月1日現在)

面積：国土地理院(2007年10月1日時点の市区町の面積)

実践事例の食育推進計画掲載ホームページアドレス一覧表

市町村	食育推進計画掲載ホームページアドレス
五泉市（新潟県）	http://www.city.gosen.niigata.jp/1090/1703/002006.html
松山市（愛媛県）	http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kenkou/1185360_929.html
小浜市（福井県）	食育推進計画公開予定 参考：関連ページ http://www1.city.obama.fukui.jp/category/category_list.asp?Cate1=4&Cate2=75
出雲市（島根県）	http://www.city.izumo.shimane.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1151657141055&SiteID=0&ParentGenre=1124770756360
新発田市（新潟県）	参考：食育関連ページ http://www.city.shibata.niigata.jp/info.rbz?ik=1&nd=80
甲州市（山梨県）	http://www.city.koshu.yamanashi.jp/koshu_wdm/html/hear-press/72054594754.html
柴波町（岩手県）	いわて紫波「食と農」の情報発信 紫波の食ナビ リンク集に掲載 http://www.made-in-shiwa-agri.jp/
大野市（福井県）	http://www.city.ono.fukui.jp/web_ono/view/view_h.asp?ID=2976
二丈町（福岡県）	http://www.town.nijo.fukuoka.jp/gyousei/index.html
越前市（福井県）	http://www.city.echizen.lg.jp/office/060/020/nousei/shuurakukyouteinot eiketujyoukyou_2.jsp
南国市（高知県）	http://www.city.nankoku.kochi.jp/life2/life_dtl.php?hdnSKBN=B&hdnKey=747
東京都港区	http://www.city.minato.tokyo.jp/kenko21/kenkolibrary/index.html
虎姫町（滋賀県）	
水俣・芦北地域（熊本県）	http://www.pref.kumamoto.jp/shinkoukyoku/ashikita_hp/syokuiku/home.html
真庭市（岡山県）	食育推進計画公開予定

付録資料

食育基本法

平成 17 年 法律第 63 号

目 次

前文

第一章 総則（第一条 第十五条）

第二章 食育推進基本計画等
（第十六条 第十八条）

第三章 基本的施策
（第十九条 第二十五条）

第四章 食育推進会議等
（第二十六条 第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの

問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生

活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者においては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保

育等を行う者にとっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食

育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の

推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなけ

ればならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報

の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色あ

る食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六條 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七條 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推

進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画(食育基本法(平成十七年法律第号)第十六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」を「食育推進会議 食育基本法 少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」に改める。

食育推進基本計画

平成18年3月

目次

はじめに	75
1. 食をめぐる現状	75
2. これまでの取組と今後の展開	76
第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針	77
1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成	77
2. 食に関する感謝の念と理解	77
3. 食育推進運動の展開	78
4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割	78
5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践	79
6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮 及び農山漁村の活性化と食料自給率向上への貢献	79
7. 食品の安全性の確保等における食育の役割	80
第2 食育の推進の目標に関する事項	80
1. 目標の考え方	80
2. 食育の推進に当たっての目標値	81
(1)食育に関心を持っている国民の割合の増加	
(2)朝食を欠食する国民の割合の減少	
(3)学校給食における地場産物を使用する割合の増加	
(4)「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加	
(5)内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加	
(6)食育の推進に関わるボランティアの数の増加	
(7)教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加	
(8)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加	
(9)推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合	
第3 食育の総合的な促進に関する事項	83
1. 家庭における食育の推進	83
(1)現状と今後の方向性	
(2)取り組むべき施策 (生活リズムの向上) (子どもの肥満予防の推進)	

（望ましい食習慣や知識の習得）	
（妊産婦や乳幼児に関する栄養指導）	
（栄養教諭を中核とした取組）	
（青少年及びその保護者に対する食育推進）	
2．学校、保育所等における食育の推進 -----	84
(1)現状と今後の方向性	
(2)取り組むべき施策	
（指導体制の充実）	
（子どもへの指導内容の充実）	
（学校給食の充実）	
（食育を通じた健康状態の改善等の推進）	
（保育所での食育推進）	
3．地域における食生活の改善のための取組の推進 -----	86
(1)現状と今後の方向性	
(2)取り組むべき施策	
（栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践）	
（「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進）	
（専門的知識を有する人材の養成・活用）	
（健康づくりや医学教育等における食育推進）	
（食品関連事業者等による食育推進）	
4．食育推進運動の展開 -----	87
(1)現状と今後の方向性	
(2)取り組むべき施策	
（食育月間の設定・実施）	
（継続的な食育推進運動）	
（各種団体等との連携・協力体制の確立）	
（民間の取組等に対する表彰の実施）	
（国民運動に資する調査研究と情報提供）	
（食育に関する国民の理解の増進）	
（ボランティア活動への支援）	
5．生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等 -----	89
(1)現状と今後の方向性	
(2)取り組むべき施策	
（都市と農山漁村の共生・対流の促進）	
（子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供）	
（農林漁業者等による食育推進）	
（地産地消の推進）	
（バイオマス利用と食品リサイクルの推進）	

6 . 食文化の継承のための活動への支援等 -----	90
(1)現状と今後の方向性	
(2)取り組むべき施策	
(ボランティア活動等における取組)	
(学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用)	
(専門調理師等の活用における取組)	
(関連情報の収集と発信)	
(知的財産立国への取組との連携)	
7 . 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 - 92	
(1)現状と今後の方向性	
(2)取り組むべき施策	
(リスクコミュニケーションの充実)	
(食品の安全性や栄養等に関する情報提供)	
(基礎的な調査・研究等の実施)	
(食品情報に関する制度の普及啓発)	
(地方公共団体等における取組の促進)	
(食育の海外展開と海外調査の推進)	
(国際的な情報交換等)	
第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 -----	94
1 . 多様な関係者の連携・協力の強化 -----	94
2 . 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進 -----	94
3 . 積極的な情報提供と国民の意見等の把握 -----	94
4 . 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用 -----	95
5 . 基本計画の見直し -----	95
(参考) 食育推進基本計画の定量的な目標値 -----	96

食育推進基本計画

はじめに

1. 食をめぐる現状

私たち人間が生きていくためには食が欠かせない。食は命の源であり、食がなければ命は成り立たない。私たち人間は、悠久の歴史の中で自らに最も適した食について豊かな知識、経験、そして文化を築き、健全な食生活を実践しながら生きる力を育んできた。

しかしながら、我が国では、近年、急速な経済発展に伴って生活水準が向上し、食の外部化等食の多様化が大きく進展するとともに、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中、食の大切さに対する意識が希薄になり、健全な食生活が失われつつある。加えて、食に関する情報が社会に氾濫し、情報の受け手である国民が食に関する正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられる。今や我が国の食をめぐる現状は危機的な状況を迎えていると言っても過言ではない。例えば、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れが子どもも含めて見受けられる。これらに起因して、肥満や生活習慣病の増加が見られ、過度の痩身等の問題も指摘されるようになってきている。これらの問題は、我が国の活力を低下させかねない問題であり、早期に改善を図らなければならない。

特に、子どもたちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間性を育んでいく基礎となることはもちろんのこと、今後とも、我が国が活力と魅力にあふれた国として発展し続けていく上でも大切である。子どもへの食育を通じて大人自身もその食生活を見直すことが期待されるところであり、地域や社会を挙げて子どもの食育に取り組むことが必要である。

急速な増加を続ける高齢者が生き生きと生活していく上でも、健康に過ごせる期間を長くすることが重要であり、運動習慣の徹底等とともに健全な食生活を心掛ける必要がある。

近年、生活時間の多様化等ともあいまって、家族や友人等と楽しく食卓を囲む機会が少なくなりつつあるが、心豊かに生活していく上で、できるだけこのような機会を持つよう心掛けることも大切である。

一方、食そのものや食を取り巻く環境の観点からみると、食品の安全性に関わる国内外の事案の発生によってその安全性に対する国民の関心が高まっており、食品の安全性の確保と国民の理解の増進を図る必要がある。

また、我が国の食料自給率は世界の先進国の中で最低の水準であり、食を大きく海外に依存しているが、世界的な人口の増加、水資源の枯渇や農地の砂漠化、地球環境問題による気候変動の懸念等安定的な食料供給への不安要因の拡大を考えると、食料自給率の向上を図っていく必要がある。

さらに、国民の生活水準が向上していく中で、人々は多様な食生活を楽しむことが可能となったが、その一方で、古くから我が国各地で育まれてきた多彩な食文化が失われつつあり、地域の気候風土等と結びついた、米を中心とした多様な副食からなる「日本型食生活」等健全で豊かな食生活の実践、個性あふれる地域社会の活性化等の観点から、伝統ある優れた食文化の継承を図っていくことが重要である。

2. これまでの取組と今後の展開

我が国の食をめぐる現状が危機的とも言える状況に至った背景には様々な要因があるが、戦後、我が国の社会経済構造等が大きく変化していく中であって、国民のライフスタイルや価値観・ニーズが高度化・多様化し、これに伴い食生活やこれを取り巻く環境が急激に変わってきたことが大きな要因の一つと考えられる。そして、このような過程において、国民の食に対する意識、食への感謝の念や理解等が薄れ、このままでは健全な食生活の実現は困難とも言える状態にまで至っている。

このような食をめぐる状況に対処し、その解決を目指した取組が食育である。食育という考え方自体は、明治時代において既に存在していたものであり、決して新しい概念ではない。しかしながら、このような状況にある今こそ、知育、徳育及び体育の基礎として食育を位置づけ、これに国民運動として取り組み、男女を問わず国民一人一人が自ら健全な食生活を実践することができるよう、男女共同参画の視点も踏まえて暮らしの構造改革の一環として日本人の食の再構築を推進していかなければならない。

もとより、食生活のあり方は、個人の価値観や考え方に負うところが大きく、その自由な判断と選択に委ねられるべきである。にもかかわらず、国を挙げて食育に取り組みなければならない現状があり、これを看過することなく、食育を国民一人一人に浸透させていくことに最大限の努力を傾注していくことが求められている。この場合において、国民の自発的意思に基づいて健全な食生活が実践されることが基本であり、国民の多様なライフスタイルや価値観等が尊重されるとともに、食育が何らかの強制を伴うものではないことが重要である。

このような問題意識の下、これまでも国、地方公共団体、民間団体等によって食育への取組がなされてきており、一定の成果を挙げつつあると考えられるが、既に述べたような危機的な状況の解決につながる明確な道筋は未だ見えておらず、国はもとより地方公共団体においても国との連携を図りつつ自主的な施策を講じることが求められている。

国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、今こそ、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進していかなければならない。このため、食育の基本理念と方向性を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、これまで以上にその実効性を確保していくことを目指して、平成17年7月、食育基本法（以下「基本法」という。）が施行された。

この食育推進基本計画（以下「基本計画」という。）は、基本法に基づいて策定するものであり、

平成18年度から平成22年度までの5年間を対象として、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるとともに、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画（以下「推進計画」という。）の基本となるものである。

今後は、基本計画に基づき、国及び地方公共団体をはじめ、関係者が創意と工夫を凝らしつつ、その総力を結集して食育を国民運動として強力に展開することにより、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指すこととする。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

国民が健康で豊かな人間性を育む上で健全な食生活が重要であり、このことは子どもだけでなくあらゆる世代においても等しく当てはまることである。

しかしながら、近年、栄養の偏りや食習慣の乱れが目立つようになり、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等の問題を引き起こしている。これらの多くは、生活習慣に起因しているが、その中でも食に関する様々な情報の氾濫や料理をする機会の減少等とあいまって、健全な食生活の実現に欠かせない食に関する知識や判断力が低下していることが大きな要因の一つであると考えられる。

特に、我が国では、国内外から様々な種類の食材が供給されるとともに、食の外部化等が進展している。そのような中で、国民一人一人が健全な食生活を自ら実践できるだけの食に関する正確な知識や的確な判断力を主体的に身に付ける必要性が従来以上に高まっていると言える。

また、昨今、家族と暮らしている環境下において一人で食事をとるいわゆる「孤食」や家族一緒の食卓で特段の事情もなく別々の料理を食べるいわゆる「個食」が見受けられる。食を通じたコミュニケーションは、食の楽しさを実感させ、人々に精神的な豊かさをもたらすと考えられることから、楽しく食卓を囲む機会を持つように心掛けることも大切である。

健全な食生活に必要な知識や判断力については、年齢や健康状態、さらには生活環境によっても異なる部分があることから、食育の推進に当たっては、より実践的なものとなるよう十分に配慮しつつ、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指して施策を講じるものとする。

2. 食に関する感謝の念と理解

現在、世界中で8億人を超える人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいる一方で、我が国では、日常生活において食料が豊富に存在することを当たり前のように受け止め、食べ残しや食品の廃棄を大量に発生させており、世界に通じる「もったいない」という物を大切にする精神が薄れがちである。

また、産業構造の変化や人口の都市集中、さらには食の外部化等が進んでいく中で、食料の生

産や加工等の場面に直接触れることができる機会が減少し、いわば生産者と消費者との物理的、精神的な距離が拡大してきた。この結果、限られた国土や水資源といった自然の恩恵の上に貴重な食料生産が成り立っていること、食という行為は動植物の命を受け継ぐことであること、そして、食生活は生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感しにくくなっている。

食の大切さに対する国民の意識が薄れている大きな要因として、このような背景があると考えられることから、食育の推進に当たっては、心身の健康に直接関わる知識等を身に付けるだけではなく、様々な体験活動等を通じて自然に国民の食に関する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じるものとする。

3．食育推進運動の展開

食育の推進が十分な成果を挙げるためには、国民一人一人が健全な食生活の実践に取り組むことが必要であるが、もとより個人の食生活は、その自由な判断と選択に委ねられるべきものであり、国民が自らの意思で食育に取り組むことが重要であることから、国民が自ら取り組み、国民が主役となった、国民的広がりを持つ運動として食育を推進していくことが必要である。

このため、食育推進運動の展開に当たっては、国民一人一人が食育の意義や必要性等を理解し、これに共感するとともに、国や地方公共団体のみならず関係者が食をめぐる問題意識を共有しつつ、家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野において、男女共同参画の視点も踏まえ、男性も参加して積極的に食育の推進がなされることが重要であり、このような観点から、国民や民間団体等の自発的意思を尊重するとともに、地域の特性に配慮し、多様な主体の参加と連携・協力に立脚した国民運動として推進することを目指した施策を講じるものとする。

4．子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

健全な食生活は健康で豊かな人間性の基礎をなすものであり、特に、子どもの頃に身に付いた食習慣を大人になって改めることは困難であることを考えると、子どもの食育が重要である。このため、家庭での健全な食習慣や学校での農林漁業体験をはじめ様々な機会や場所における適切な食生活の実践や食に関する体験活動の促進、適切な知識の啓発等に積極的に取り組むことによって、子どもの成長に合わせた切れ目のない食育を推進し、運動習慣等を含めた適切な生活習慣を形成させていくことが重要である。

また、大人と異なり子どもの時期は、食に対する考え方を形成する途上にあることから、適切な食育が行われることにより、日々の食生活に必要な知識や判断力を習得し、これを主体的に実践する意欲の向上を図ることはもとより、食を大切にし、これを楽しむ心や広い社会的視野を育てていく上でも大きな効果が期待できる。

しかしながら、朝食の欠食や、「孤食」や「個食」等も見受けられることから、社会全体で働き方の見直しを進めることに加え、父母その他の保護者や教育、保育等に携わる関係者の意識の向上を図り、家庭や教育、保育等の場が果たすべき重要な役割についての自覚を促すとともに、相

互の密接な連携の下、子どもが楽しく食について学ぶことができる取組が積極的に推進されるよう施策を講じるものとする。

5．食に関する体験活動と食育推進活動の実践

食育の第一歩は、国民の食に対する関心と意識を高め、食に関する理解を深めることであるが、「2．食に関する感謝の念と理解」において述べたように近年の食に対する国民の意識は希薄化している。その背景としては、多くの国民、特に都市生活者にとって、食が日々の買い物や食事の対象にすぎず、いわば最終消費段階でしか接点のないことが挙げられる。

そもそも、農産物は、豊かな土壌を育み、種や苗を植え付け、多くの作業を経て収穫されるものである。自然の恵みであるがゆえに、天候の影響を受け、地域や季節によって生産物や収穫時期が異なってくる。このように食料の生産現場においては、農林漁業者によって気象条件、自然条件に合わせて生産を営む知恵が育まれてきた。しかしながら、実際には、毎日の食生活が食に関わる人々の様々な知恵や活動に支えられていることについて、都市生活者が日々の生活の中で学び実感することは困難である場合が多い。

また、販売形態の変化等により食品購入の現場において消費者への情報提供が行われにくくなってきたこと等によっても、食に関する理解が一層低下してきている。

このため、食育の推進に当たっては、家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野において、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等多様な主体により、国民が食の多面的な姿を学ぶ機会が提供され、多くの国民が、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動に参加するとともに、意欲的に食育の推進のための活動を実践できるよう施策を講じるものとする。

6．伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

食は、心身の健康の増進に欠かせないものであるが、その一方で地域における伝統や気候風土と深く結びつくことによって、地域の個性とも言うべき多彩な食文化や食生活を生み出す源であり、我が国の文化の発展にも寄与してきた。このように食をめぐる問題は、健全な食生活の実践という域にとどまらず、人々の精神的な豊かさや生き生きとした暮らしと密接な関係を有しており、先人によって培われてきた多様な食文化を後世に伝えつつ、時代に応じた優れた食文化や豊かな味覚を育てていくことが重要である。

また、食料の生産が自然の恩恵の上に成り立っているものである以上、自然を犠牲にした食料生産に限界があることは明らかであり、自然との共生が求められる。単に量的拡大のみを追い求めることなく、環境への負荷の低減や持続可能な農林漁業への配慮が必要である。

このため、食育の推進に当たっては、伝統ある優れた食文化や地域の特性を生かした食生活の継承・発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費等が図られるよう十分に配慮しつつ施策を講じるものとする。

一方、世界的な人口の増加、水資源の枯渇等、安定的な食料供給への不安要因が拡大していることを考えると、我が国の食料自給率の向上を図っていくことが重要であるが、食の欧米化等の食生活の大きな変化が一つの要因となっており、食料自給率は低下傾向にある。

このため、食育の推進に当たっては、我が国の食料需給の状況に対する国民の十分な理解を促すとともに、都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との交流等を進め、消費者と生産者の信頼関係を構築すること等によって食料の主な生産の場である農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じるものとする。

7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性が損なわれれば、人々の健康に影響を及ぼし、ときには重大な被害を生じさせるおそれがあるため、食品の安全性の確保は食生活における基本的な問題であり、それゆえに国民の関心も高まっている。

国民が安心して健全な食生活を実践できるようにするためには、まず、食品を提供する立場にある者がその安全性の確保に万全を期すべきことが必要である。食品を消費する立場にある者においても、食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深めるよう努め、自ら食を自らの判断で正しく選択していくことが必要である。

このため、食育の推進に当たっては、国際的な連携を図りつつ、食品の安全性やこれを確保するための諸制度等、食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、国や地方公共団体、関係団体や関係事業者、消費者等との意見交換が積極的に行われるよう施策を講じるものとする。

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

基本法に基づく取組は、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解等の基本理念の下に推進されるものである。

このような考え方に則り食育を国民運動として推進するためには、国や地方公共団体をはじめ多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効である。また、より効果的で実効性のある施策を展開していく上で、その成果や達成度を客観的な指標により把握できるようにすることが必要である。

このため、基本計画においては、国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するものとする。

ただし、あくまでも食育は、既に述べたような目的や基本理念に則って行われるべきものであり、地域の実態や特性等への配慮がないまま安易に目標値の達成のみを追い求めることのないよ

う留意する必要がある。

2. 食育の推進に当たっての目標値

(1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加

食育を国民運動として推進し、その成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら食育の実践を心掛けることが必要であるが、これにはまずより多くの国民に食育への関心を持ってもらうことが欠かせない。このため、食育に関心を持っている国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成17年度に70%となっている割合(食育に関心がある又はどちらかといえば関心がある者)について、平成22年度までに90%以上とすることを旨とする。

(2) 朝食を欠食する国民の割合の減少

国民の食生活については、様々な問題が生じているが、その代表的なものの一つに朝食の欠食があり、若い世代を中心に年々その割合は増加傾向にある。

このため、朝食を欠食する国民の割合の減少を目標とする。

具体的には、生活習慣の形成途上にある子ども(小学生)については、平成12年度に4%となっている割合(小学校5年生のうちほとんど食べないと回答した者)について、平成22年度までに0%とすることを旨とする。

また、成人の中でも特に問題が顕在化している20歳代及び30歳代の男性については、平成15年度にそれぞれ30%、23%となっている割合(調査日において、「菓子・果物などのみ」、「錠剤などのみ」、「何も食べない」に該当した者)について、平成22年度までにいずれも15%以下とすることを旨とする。

(3) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加

学校給食に「顔が見える、話ができる」生産者等の地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、それらの生産等に携わる者の努力や食への感謝の念を育む上で重要であるほか、地産地消を推進する上でも有効な手段である。このため、学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加を目標とする。具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合(食材数ベース)について、平成22年度までに30%以上とすることを旨とする。

(4) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加

健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が自分にとって必要な食事の量を把握し、その人に適した食事をとることが必要であり、これに当たっては、「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるものとして「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを分かりやすく示した「食事バランスガイド」等を参考にすることが有効である。このため、「食事バランスガイド」、「食生活指針」、「日本人の食事摂取基準」等の食生活上の指針を参考に食生活を送っている国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度までに60%以上とすることを旨とする。

(5)内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加

生活習慣病の有病者やその予備軍とされる人々は、内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧又は高脂血を重複的に発症させている傾向がみられる。このような状態は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）として位置づけられており、生活習慣病を予防するためには、運動習慣の徹底等とともに健全な食生活によりその状態の改善を図ることが必要である。このため、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度までに80%以上とすることを旨とする。

(6)食育の推進に関わるボランティアの数の増加

食育を国民運動として推進し、これを国民一人一人の食生活において実践してもらうためには、食生活の改善等のために全国各地で国民の生活に密着した活動を行っているボランティアが果たすべき役割が重要である。このため、食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数の増加を目標とする。具体的には、平成22年度までに現状値の20%以上増加することを旨とする。

(7)教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加

食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要である。このため、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組が計画的になされている市町村の割合の増加を目標とする。具体的には、平成17年度に42%となっている割合（市町村、学校、農林漁業者等様々な主体が取り組んでいる市町村）を踏まえ、市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合を平成22年度までに60%以上とすることを旨とする。

(8)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加

健全な食生活の実践のためには、食品の安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身に付けることが必要であると考えられる。このため、食品の安全な取扱い方や食品の選び方等食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度までに60%以上とすることを旨とする。

(9)推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合

食育を国民運動として推進していくためには、全国各地においてその取組が進められることが必要であり、基本法においては、都道府県及び市町村（以下「都道府県等」という。）に対し、基本計画を基本として推進計画を作成するよう努めることを求めている。このため、推進計画を作成・実施している都道府県等の割合を平成22年度までに都道府県は100%、市町村は50%以上とすることを旨とする。

第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、健全な生活習慣の形成の一環として、地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきた。しかしながら、ライフスタイルの変化や食の外部化等食をめぐる環境変化の中で、食習慣の乱れ等が生じている。このため、国民一人一人が家庭や地域において自分や子どもの食生活を大切に、男女共同参画の視点も踏まえつつ健全な食生活を実践できるよう、適切な取組を行うことが必要である。

(2) 取り組むべき施策

子どもの父母その他の保護者や子ども自身の食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣を確立するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(生活リズムの向上)

朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるため、全国的な普及啓発活動を行うとともに、地域ぐるみで生活リズムの向上に取り組む活動を推進する。

(子どもの肥満予防の推進)

生活習慣病につながるおそれのある肥満を防止するためには、子どもの時期から適切な食生活や運動習慣を身に付ける必要があることにかんがみ、子どもの栄養や運動に関する実態を把握するとともに、栄養と運動の両面からの肥満予防対策を推進する。

(望ましい食習慣や知識の習得)

家族が食を楽しみながら望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、学校を通じて保護者に対し、食育の重要性や健康美を含めた適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努める。また、家庭における食育の推進に役立てるため、食育に関する内容を含め家庭でのしつけや子育てのヒント集として作成した家庭教育手帳を乳幼児や小学生等を持つ保護者に配付し、その活用を図る。

(妊産婦や乳幼児に関する栄養指導)

妊産婦の安全な妊娠・出産と産後の健康の回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するため、妊産婦等に対する栄養指導の充実を図る。具体的には、平成18年2月に作成・公表した「妊産婦のための食生活指針」の普及啓発を進めるとともに、妊産婦の健康課題やその対策について明確にするための調査研究を行う。

また、乳幼児期は心身機能や食行動の発達が著しい時期であることから、乳幼児期から思春期に至る発育・発達段階に応じた食育を推進することを目的として平成16年2月に作成・公表した「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～」の普及啓発を進めるとともに、母乳育児の推進等を盛り込んだ授乳・離乳の支援ガイドを作成・配布するなどし、親子の心のきず

なを深めることにもつながるよう、保健医療機関等における乳幼児の発達段階に応じた栄養指導の充実を図る。

(栄養教諭を中核とした取組)

子どもに望ましい食習慣等を身に付けさせるためには学校、家庭、地域社会の連携が重要であり、学校と家庭や地域社会との連携の要である栄養教諭による積極的な取組が望まれる。このため、各地域の栄養教諭を中核として、学校、家庭、さらには地域住民や保育所、PTA、生産者団体、栄養士会等の関係機関・団体が連携・協力し、様々な食育推進のための事業を実施するとともに、家庭に対する効果的な働きかけの方策等の実践的な調査研究や食育に関する情報発信等を行う。

また、栄養バランスのとれた食事や家族そろって楽しく食事をとることの重要性等への理解を深めることができるよう、保護者や教職員等を対象とした食育の普及啓発や栄養教諭による実践指導の紹介等を行うシンポジウムを全国各地で開催する。

(青少年及びその保護者に対する食育推進)

食育を通じて青少年の健全育成を図るため、青少年育成に関するイベントや情報提供活動等において食育の普及啓発を推進する。

2. 学校、保育所等における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

子どもの食生活をめぐる問題が大きくなる中で、子どもの健全な育成に重要な役割を果たしている学校、保育所等は、その改善を進めていく場として大きな役割を担っており、学校や保育所等の関係者にはあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進に努めることが求められている。また、子どもが食の大切さや楽しみを実感することによって、家庭への良き波及効果をもたらすことも期待できる。このため、家庭や地域と連携しつつ、学校、保育所等において十分な食育がなされるよう、適切な取組を行うことが必要である。

(2) 取り組むべき施策

学校、保育所等において、魅力ある食育推進活動を行い、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(指導体制の充実)

平成17年度から制度化された栄養教諭は、学校全体の食に関する指導計画の策定、教職員間や家庭、地域との連携・調整等において中核的な役割を担う職である。また、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員であり、全都道府県における早期の配置が必要である。このため、その重要性についての普及啓発を進めるとともに、全ての現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得することができるよう必要な講習会等を開催すること等により、栄養教諭免許状を取得した学校栄養職員の栄養教諭への移行を促進する。また、給食の時間、家庭科や体育科をはじめとする各教科、総合的な学習の時間等における食に関する指導の充実を

促進し、学校における食育を組織的・計画的に推進する。さらに、食に関する指導計画の作成や食に関する指導を行う上での手引を作成・配付し、各学校での指導の充実に役立てるとともに、学校長・教職員等が学校における食育の重要性等についての理解を深めるようシンポジウムを開催するなど意識啓発等を推進する。

（子どもへの指導内容の充実）

学校における食育の推進のためには、子どもが食について計画的に学ぶことができるよう、各学校において食に関する指導に係る全体的な計画が策定されることが必要であり、これを積極的に促進する。特に、その際には、学校長のリーダーシップの下に関係教職員が連携・協力しながら、栄養教諭が中心となって組織的な取組を進めることが必要である。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の学校教育活動全体を通じて、食に関する指導を行うために必要な時間が十分に確保されるよう学校における取組を促進するとともに、食に関する学習教材を作成・配付し、その活用を図る。

さらに、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験、食品の流通や調理、食品廃棄物の再生利用等に関する体験といった子どもの様々な体験活動等を推進するとともに、体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修を実施する。

なお、学習指導要領の見直しに当たり、学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実に図るなど、食育が推進されるよう取り組む。

学校教育外でも、食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深めるため、子ども向けパンフレット等を作成・配布するとともに、行政関係者や関係団体等と連携し、これら関係者による子どもへの指導を推進する。

これらの取組を踏まえ、学校の関係者は、家庭や地域と連携しつつ、積極的に食育の推進に努める。

（学校給食の充実）

子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の一層の普及や献立内容の充実に促進するとともに、各教科等においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組むほか、栄養教諭を中心として、食物アレルギー等への対応を推進する。

また、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝達する取組を促進するほか、単独調理方式による教育上の効果等についての周知・普及を図る。

さらに、子どもの食習慣の改善等に資するため、生産者団体等による学校給食関係者を対象としたフォーラムの開催等を推進する。

（食育を通じた健康状態の改善等の推進）

食育の推進を通じて子どもの健康状態の改善や学習等に対する意欲の向上等を図るため、栄養教諭と養護教諭が連携し、子どもの食生活が健康や意欲に及ぼす影響等を調査研究するとともに、その成果を生かした効果的な指導プログラムの開発を推進する。また、子どもへの指導においては、過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響等健康状態の改善等に必要な知識を普及し、そ

の実践を図る。

（保育所での食育推進）

保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活の多くの時間を過ごすところであり、食材との触れ合いや食事の準備をはじめとする食に関する様々な体験や指導を通じ、乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成等を図ることが重要である。

このため、平成16年3月に作成・公表した「保育所における食育に関する指針」を参考に、保育所において、所長、保育士、栄養士等の協力の下、保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定等が推進されるよう支援を行う。また、保育所の関係者は、在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域と連携しつつ、積極的に食育を推進するよう努める。

3．地域における食生活の改善のための取組の推進

(1)現状と今後の方向性

健康で生き生きと暮らしていくためには、子どもの時期はもとより、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育を推進することが求められる。特に、日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防する上では、運動習慣の徹底等とともに食生活の改善が大切である。このため、家庭や学校、保育所等と連携しつつ、地域における食生活の改善が図られるよう、適切な取組を行うことが必要である。

(2)取り組むべき施策

地域において、食生活の改善を推進するとともに、生活習慣病を予防し国民の健康を増進するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

（栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践）

日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進するため、シンポジウムの開催やマスメディア等の多様な広報媒体等を通じて、米や野菜、果実、牛乳、きのこ類、魚介類等に関する情報提供等を行う。

（「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進）

国民の食生活の改善を進めるとともに、健康増進や生活の質的向上及び食料の安定供給の確保等を図るための指針として平成12年3月に決定・公表した「食生活指針」について、引き続き普及啓発を進める。

また、「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるため、食事の望ましい組合せやおおよその量をイラストを交えて分かりやすく示した「食事バランスガイド」を平成17年6月に決定・公表したところであり、日々の生活においてこれが活用されるよう関係機関や関係団体はもとより、小売や外食、職場の食堂等を通じて国民への浸透を図る。

(専門的知識を有する人材の養成・活用)

国民一人一人が食に関する知識を持ち自らこれを実践できるようにするため、食育に関し専門的知識を備えた管理栄養士や栄養士、専門調理師や調理師等の養成を図るとともに、学校、各種施設等との連携の下、食育の推進に向けてこれらの人材やその団体による多面的な活動が推進されるよう取り組む。

また、地域において食育の推進が着実に図られるように、都道府県や市町村における管理栄養士等の配置を推進するとともに、地域において栄養指導に当たる管理栄養士等の資質向上を図るため、研修会等を開催する。

(健康づくりや医学教育等における食育推進)

食育を通じて生活習慣病等の予防を図るため、保健所、保健センター、医療機関等における食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、食生活を支える口腔機能の維持等についての指導を推進する。また、市町村等が行っている健康診断に合わせて、一人一人の健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実を図る。

さらに、医学教育等においては、食生活と疾病の関連等食育に係る教育等を行い、国民の食生活の改善と健康の増進に向けた取組を推進するよう努める。

(食品関連事業者等による食育推進)

食品関連事業者等は、食育に関心を持っていない人々も含めた消費者との接点を多く有していることから、様々な体験活動の機会の提供、より一層健康に配慮した商品やメニューの提供、食に関する分かりやすい情報や知識の提供といった食育の推進のための活動について、積極的に取り組むよう努める。

その際には、従来から取り組んでいる工場見学の実施や情報提供等についても、食育の推進という視点からの見直しや充実に努める。

特に、消費者への情報提供に当たっては、消費者の適切な食の選択に資するよう、科学的知見に基づき分かりやすく客観的な情報の提供に努める。

また、職場の食堂等においても、より一層健康に配慮したメニューの提供や栄養、食生活等に関する情報提供がなされるよう努める。

なお、これらの活動を支援するため、国や地方公共団体において必要な情報提供等を行う。

4 . 食育推進運動の展開

(1) 現状と今後の方向性

食育については、従来、国や地方公共団体、教育・保育、農林漁業、食品産業等の関係者やその団体、消費者団体やボランティア団体等様々な関係者がそれぞれの立場から取り組んできたが、食をめぐる問題を払拭するには至っていない。また、食育に関心を持っていない人々が相当の割合を占めている状況にもある。このような状況を打開し、食育を国民運動として推進していくためには、これらの関係者が共通認識を持ち、一体的に国民に強く訴えかけていくことが必要である。このため、男女共同参画の視点も踏まえて全国的な食育推進運動が展開されるよう、適切な取組を行う必要がある。

(2) 取り組むべき施策

食育推進運動の全国的な展開とボランティアを含めた関係者間の連携・協力を図り、国民運動として食育を推進するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(食育月間の設定・実施)

国、地方公共団体、関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」と定め、各種広報媒体やイベント等を活用してその周知と国民への定着を図る。具体的には、全国規模の中核的なイベントを毎年開催地を移しながら開催するとともに、各地でも地域的なイベント等を行う。また、家庭、学校、保育所、職場等に対しては、これを食育実践の契機とするよう呼びかける。

(継続的な食育推進運動)

さらに、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、毎月19日を「食育の日」と定めるほか、食育の考え方等が広く国民に認識されるようキャッチフレーズを活用するとともに、少なくとも週1日は家族そろって楽しく食卓を囲むことを呼びかけるなど、様々な機会をとらえて広報啓発活動を実施する。これに当たっては、子どもと保護者のみならず、食育への関心が薄い世代等に対する普及啓発にも十分配慮しつつ取り組むこととする。

(各種団体等との連携・協力体制の確立)

食育推進運動は、関係者がそれぞれの立場から取り組むとともに、関係者が連携・協力することでより大きな成果が期待できる。このため、国や地方公共団体と食育を推進する各種団体やボランティア等が連携し、一体的な食育推進運動を展開することができるよう、これらの団体等の全国的かつ横断的な連携・協力を呼びかけ、国民運動として食育を展開していくための活動を推進する。また、地域においても同様に、地方公共団体と各種団体やボランティア等が密接に連携・協力しつつ一体となって食育を推進することができるよう、地方公共団体を中心とした協力体制の構築等を推進する。

(民間の取組に対する表彰の実施)

民間の団体等が自発的に行う活動が全国で展開され、関係者間の情報共有が促進されるよう、民間の食育活動に関する表彰を行う。

(国民運動に資する調査研究と情報提供)

効果的な広報啓発活動の実施や食育に関する施策の企画立案等に活用するため、食育に関する国民の意識や食生活の実態等について調査研究を行うとともに、その成果を公表する。

また、食育の関係者はもとより、広く国民が食育に関する関心と理解を深めるとともに、食育に関する施策、基本計画の推進状況、地方公共団体における取組状況等必要な情報を容易に入手することができるよう、総合的な情報提供を行う。

さらに、様々な分野での食育を推進し、全国的な運動として促進するため、全国各地で創意工夫を凝らしながら食育を推進して成果を挙げている事例や手法を収集し、広く情報提供する。

(食育に関する国民の理解の増進)

食をめぐる諸課題や食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、一人でも多くの国民が自ら食育に関する活動を実践できるようきめの細やかな広報啓発活動を展開する。これに当たっては、高齢者、成人、子どもといった世代区分、その置かれた生活環境や健康状態等によっても必要な情報が異なる場合があることに配慮するとともに、各種広報媒体を通じて提供される食に関する様々な情報について、これに過剰に反応することなく、科学的知見に基づいた正しい知識による冷静な判断をすることの重要性が国民に十分理解されるよう留意しつつ取り組むこととする。

(ボランティア活動への支援)

食育の推進は、国民一人一人の食生活に直接関わる取組であり、これを国民に適切に浸透させていくためには、国や地方公共団体による取組だけでなく、国民の生活に密着した活動を行っているボランティアの役割が重要であることから、食品の安全性等食に関する基本的な知識等の向上を図りつつその取組の活発化がなされるよう環境の整備を図る。

特に、食生活改善推進員をはじめ、食に関し豊かな知識や経験を有するボランティアが行っている親子料理教室等の体験活動や様々な普及啓発活動等の草の根活動としての健康づくり活動を促進する。

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

(1) 現状と今後の方向性

食育の推進、特に食に対する感謝の念を深めていく上で、食を生み出す場としての農林漁業に関する理解が重要であることから、生産者と消費者との「顔が見える」関係の構築等によって、交流を促進していくことが必要である。また、農林水産物の生産、食品の製造、加工及び流通等の現場は、地域で食育を進めていく上で貴重な場であり、人々のふれ合いや地域の活性化を図るためにも、その積極的な活用が望まれる。さらに、食料の生産は自然の恩恵の上に成り立っており、自然との共生が求められている。このため、生産者と消費者との交流の促進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等に資するよう、適切な取組を行う必要がある。

(2) 取り組むべき施策

都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との間の交流を促進することによりそれらの信頼関係を構築し、国民の食に関する理解と関心の増進等を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(都市と農山漁村の共生・対流の促進)

グリーン・ツーリズム等を通じた都市住民と農林漁業者の交流を促進するため、各種広報媒体やイベント等を通じた都市住民への農山漁村の情報提供や農山漁村での受入体制の整備等を推進する。

また、都市部での体験農園や農山漁村での滞在型市民農園の整備等を推進する。

(子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供)

子どもを中心として、農林水産物の生産における様々な体験の機会を拡大し、食に対する関心と理解を深めるため、情報提供の強化、受入体制の整備等を進める。

また、食料の生産から消費に対する消費者の関心と理解を深めるため、地域の実情に応じたパンフレット等を作成・配布するとともに、出前講座やイベント等による情報提供等を行う。

(農林漁業者等による食育推進)

農林漁業に関する体験活動は、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深める上で重要であることから、農林漁業者やその関係団体は、学校、保育等の教育関係者と連携し、酪農等の教育ファーム等農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供するよう努める。

なお、これらの活動を支援するため、国や地方公共団体において必要な情報提供等を行う。

(地産地消の推進)

生産者と消費者の信頼関係の構築、食に関する国民の理解と関心の増進等を図るため、地域で生産された農林水産物をその地域で消費する地産地消を全国的に展開する。このため、各地域において、地方公共団体、生産者団体、消費者団体等の関係者による地産地消を推進するための実践的な計画の策定・実施を促進する。また、地産地消活動の核となる人材の育成、関係者のネットワークづくり、情報提供の強化等を推進するとともに、地産地消の核となる直売施設や消費者との交流施設の整備等を進める。

(バイオマス利用と食品リサイクルの推進)

地域で発生・排出されるバイオマス資源を当該地域でエネルギー、工業原材料等に変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築していくため、平成18年3月に決定した「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、各地域におけるバイオマス利活用計画の作成、バイオマスの変換・利用施設等の整備等を促進するとともに、バイオマスの変換・利用技術の開発を進め、バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化を図る。

また、食品リサイクルに関する食品関連事業者や消費者の理解を深めるため、食品リサイクルの必要性等を普及啓発するためのパンフレット等を作成・配布するとともに、セミナー等の開催を推進する。

さらに、家庭における食生活の実態、家庭や外食における食品の廃棄状況等を把握するための調査や、食品産業における食品廃棄物等の発生量や再生利用等の実施状況を把握するための調査を実施する。

6. 食文化の継承のための活動への支援等

(1) 現状と今後の方向性

南北に長く、豊かな自然に恵まれ、さらに海に囲まれた我が国は、四季折々の様々な食材に恵まれ、長い年月を経て地域の伝統的な行事や作法と結びついた食文化が形成されてきた。このような我が国の豊かで多彩な食文化は、世界に誇ることができるものである。しかしながら、海外

から様々な食材や料理等がもたらされるとともに、食の外部化等が進展する中で、栄養バランスに優れた「日本型食生活」や、地域において継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつある。このため、食文化の継承のための活動への適切な支援等がなされるよう、適切な取組を行う必要がある。

(2) 取り組むべき施策

我が国の伝統ある優れた食文化の継承を推進するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(ボランティア活動等における取組)

食生活改善推進員等のボランティアが行う親子料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理を取り入れることにより、食文化の普及と継承を図る。

また、地域における祭礼行事や民俗芸能等に関する伝統文化の保存団体等が実施する食文化に係る取組を促進することにより、我が国の伝統ある優れた食文化の継承を推進する。

(学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用)

我が国の伝統的な食文化について子どもが早い段階から関心と理解を抱くことができるよう、学校給食において郷土料理や伝統料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れ、食に関する指導を行う上での教材として活用されるよう促進する。

また、食育推進運動を展開するために全国各地で開催するイベントやシンポジウム等において、地域の食文化等に知見を有する高齢者等の活用にも留意しつつ、我が国の伝統ある食文化、地域の郷土料理や伝統料理等の紹介や体験を盛り込み、多くの国民がこれらに触れる機会を提供する。

さらに、全国各地で行われている文化活動を全国規模で発表、交流することを目的として毎年度開催している国民文化祭を活用し、地域の郷土料理や伝統料理、その歴史等を広く全国に発信する。

(専門調理師等の活用における取組)

我が国の食事作法や伝統的な行事食等、我が国の豊かな食文化の醸成を図るため、料理教室や体験活動、各種イベント等において高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用を図る。

(関連情報の収集と発信)

食育推進運動の一環として全国各地の事例や手法を収集・発信するに当たり、食文化の普及啓発に係る取組についても積極的に取り上げ、我が国の食文化の継承に向けた機運の醸成を図る。

(知的財産立国への取組との連携)

我が国の伝統ある食文化に対する国民の理解を深める等の観点から、我が国の食文化を体系的に整理したテキストの作成、地域の伝統的な食材や食文化をはじめ地域と風土に根ざした食文化の形成と特性等我が国の食文化の継承・発展の基盤となるべき調査研究、さらにはシンポジウム等を通じたその成果の発信などの取組を促進する。

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

(1) 現状と今後の方向性

昨今、マスメディア等の各種広報媒体を通じて食に関する情報が氾濫しており、国民が食に関する正しい情報を適切に選別し活用することができない状況も見受けられる。

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食を選択していくことが必要であり、そのためには、最新の科学的知見に基づく客観的な情報の提供が不可欠である。

また、食育をより効果的に推進していく上で、各種の資料や情報を収集・分析し、これに立脚しつつ取り組むことが欠かせない。このため、食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供等がなされるよう、適切な取組を行う必要がある。

さらに、我が国における食育への取組をより活性化させるとともに、食育を通じた国際的な貢献等を図るため、国際交流を推進する必要がある。

(2) 取り組むべき施策

国民の適切な食生活の選択に資するとともに、食育の全般的な推進に資するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(リスクコミュニケーションの充実)

食品の安全性に関する国民の知識と理解を深めるとともに、食育の推進を図るため、国、地方公共団体、関係団体が連携しつつ、消費者、食品関連事業者、専門家等の関係者相互間において双方向に情報及び意見の交換を行うリスクコミュニケーションを積極的に実施する。

また、我が国では、食品安全分野のリスクコミュニケーションの歴史が浅く、未だ十分確立されたものとなっていないことから、海外の事例や我が国の食品以外の分野での取組等を踏まえつつ検討を進め、より適切かつ効果的な手法を開発する。

(食品の安全性や栄養等に関する情報提供)

食品の安全性に関する様々な情報を国民が入手できるよう、パンフレットやホームページ等を通じて国民に分かりやすい形で情報を提供するとともに、地域において地方公共団体、関係団体やNPO等が行う意見交換会等への取組を支援する。

また、生活習慣病等を予防し、健康な生活を確保するため、平成12年3月に作成・公表した「健康日本21」による健康づくり運動として、ホームページやイベント等を通じて科学的知見に基づく食生活の改善に必要な情報の普及啓発を図る。

(基礎的な調査・研究等の実施)

健康の増進や生活習慣病の予防等の観点から科学的知見に基づき摂取すべきエネルギーや栄養素等の量を定めた「日本人の食事摂取基準」を定期的に作成・公表するとともに、その活用を促進する。

また、国民の健康増進の総合的な推進を図るため国民健康・栄養調査を実施し、国民の身体状況や栄養摂取状況と生活習慣との関係を明らかにすること等を通じて、食育推進の基礎的なデータベースとして、その成果を活用する。

さらに、近年増加している子どもの肥満や糖尿病等の生活習慣病を効果的に予防するためには、食生活や栄養と健康に関する科学的根拠の蓄積が必要であることから、関係府省や関係研究機関が連携しつつ、様々な分野にわたるデータの総合的な情報収集や解析等を推進し、その成果を公表する。

食料の生産等の実態に対する国民の理解増進を図ることはもとより、食料自給率の向上や農林漁業の振興等とともに、食育の推進を図るための基礎的なデータとして農林漁業や食料の生産、流通、消費に関する統計調査を実施・公表する。

（食品情報に関する制度の普及啓発）

食品表示の適正化を進めていくため、表示制度の見直しを行うほか、「食品表示ウォッチャー」の配置等による監視指導体制の充実を図るとともに、消費者向けパンフレットの作成・配布等を行い、表示制度の普及・定着を図る。

また、食品の生産に関する情報に対する消費者の関心の高まりに対応して制定された生産情報公表JAS規格について、消費者を対象とした研修会の開催等によりその普及啓発を図る。

（地方公共団体等における取組の促進）

地方公共団体や関係団体等においては、地域の実情に沿った情報や当該団体等の活動内容に即した情報を収集・整理し、より多くの国民が関心を持ち、また、活用できるようその提供に努める。

（食育の海外展開と海外調査の推進）

食に関する国際的な貢献としては、政府開発援助（ODA）を通じて飢餓や栄養不足への対策に協力することが重要であるが、これに加えて食育の観点からは、これが世界に誇り得る考え方であることにかんがみ、海外に食育を広めその実践を促していくことも有意義であると考えられる。このため、食育の理念や取組等について海外に発信し、「食育（Shokuiku）」という言葉が通用することを目指すとともに、このような活動を通じて我が国の食文化等に対する国際的な理解の増進を図る。

また、効果的な広報啓発活動の実施や食育に関する施策の企画立案等に資するため、海外において行われてきた食生活の改善等に関する取組について、その具体的な手法と成果を調査し、その活用を図る。

（国際的な情報交換等）

国際的な情報交換等を通じて食育に関する研究の推進や知見の相互活用等を図るため、国際的な機関等との連携による国際会議の開催をはじめ、海外の研究者等を招聘した講演会の開催、海外における食生活等の実態調査等を推進する。

また、食育に関連する国際的な機関における活動に協力するとともに、これを通じて積極的な情報の共有化を推進する等、国際的な連携・交流を促進する。

さらに、国際的な飢餓や栄養不足の問題等に対する国民の認識を深める観点から、その実態や国際的な機関による対策の推進状況等の情報を積極的に提供する。

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化

食育の推進においては、「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」や「第3 食育の総合的な推進に関する事項」において述べたように、幅広い分野にわたる取組が求められている。

また、その主体も、国民の健康づくり等食育に関連する施策を行っている国の関係府省や地域に密着した活動を行っている地方公共団体はもとより、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者、農林漁業の関係者、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係者、料理教室その他の食に関わる活動等の関係者、さらには様々な民間団体やボランティア等に至るまで多様かつ多数である。

このため、食育に関する施策の実効性を高めていく上で、これらの関係者が密接に連携・協力することが重要であり、その強化に努めるものとする。また、その際には、これらの関係者による創意工夫を凝らした取組が、これまで以上に活動の幅を広げつつ自発的かつ積極的になされるよう配慮するものとする。

2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進

基本法においては、都道府県等に対し、基本計画を基本として推進計画を作成するよう努めることを求めている。

食育を国民運動として推進するためには、より国民に身近な存在である都道府県等の積極的な取組が欠かせない。また、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い運動を進めていく上でも、都道府県等による主体的かつ計画的な取組が重要であり、国としても、まずは都道府県による推進計画の作成に向けた具体的な取組が平成18年度中に行われるよう努めることとする。

このため、都道府県等による推進計画が可能な限り早期に作成され、関連する施策との有機的な連携を図りつつ全国各地で地域に密着した活動が推進されるよう、国から積極的に働きかけるとともに、資料や情報の提供等適切な支援を行うこととする。

3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育は、個人の食生活に関わる問題であることから、国民一人一人による理解と実践を促進することが何よりも重要である。

このため、多様な手段を通じた広報啓発活動を展開し、食育に対する国民の関心や意識を高めていくことが必要であり、これに当たっては、より多くの国民が食育に興味を持ち、食についての正しい理解が促進されるようにする観点から、食育に関する様々な情報を分かりやすい形で提供するよう努めることとする。

また、食育の推進やそのための個別の施策に対する国民の理解と協力を確保するとともに、その実効性と透明性を高めていくためには、広報啓発活動や情報の提供に加えて、国民の意見や考え方等を積極的に把握し、これらをできる限り施策に反映させていくことが必要であり、その促進に努めることとする。

4．推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

食育に関する施策を計画的に推進するためには、その推進状況を把握しつつ取り組むとともに、限られた予算を有効利用することが必要である。特に、「1．多様な関係者の連携・協力の強化」において述べたように、食育は幅広い分野に関わり、多様な関係者による一体的な取組が必要であることにかんがみると、その必要性は一層大きいと考えられる。

このため、食育推進会議を中心に基本計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、目標の達成状況を含めてその推進状況を適切に把握し、これを行政関係者だけでなく、広く国民にも明らかにするよう努めることとする。

また、実施した施策については、その効果等を評価し、その結果を国民に明らかにするとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努めることとする。

さらに、厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に利用する観点から、選択と集中の強化、施策の重複排除、府省間連携の強化、官民の適正な役割分担と費用負担、執行状況の反映等の徹底を図ることとする。

5．基本計画の見直し

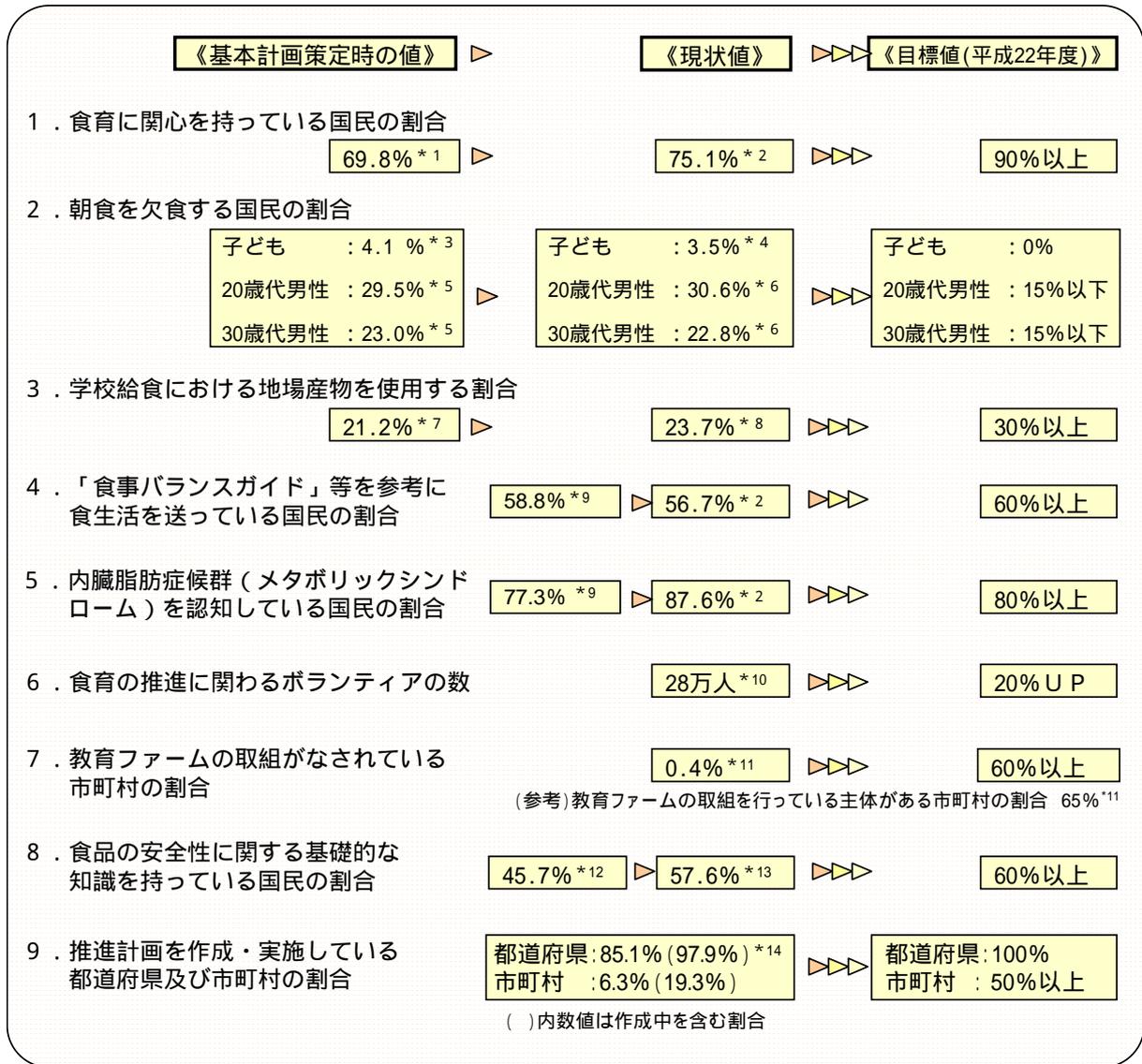
この基本計画は、基本法において示された基本理念と方向性に従い、基本計画の作成時点での諸情勢に対応して作成したものである。

しかしながら、我が国内外の社会経済情勢は常に変化しており、今後、食育をめぐる諸情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本計画の見直しが必要となる場合が考えられる。

このため、基本計画については、今後、これに基づく施策を推進していくが、計画期間終了前であっても必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討することとする。また、基本計画の見直しに当たっては、「4．推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用」において述べた施策の成果の検証結果を十分活用する。

(参考)

食育推進基本計画の定量的な目標値



資料

- *1 平成17年7月 「食育に関する特別世論調査」(内閣府)
- *9 平成19年3月 *2 平成20年3月 「食育に関する意識調査」(内閣府)
- *3 平成12年度 *4 平成17年度 「児童生徒の食生活等実態調査」((独)日本スポーツ振興センター)
- *5 平成15年 *6 平成18年 「国民健康・栄養調査」(厚生労働省)
- *7 平成16年度 *8 平成17年度 (文部科学省学校健康教育課調べ)
- *10 平成18年度(内閣府食育推進室調べほか)
- *11 平成19年度 「農林漁業体験学習の取組(教育ファーム)実態調査」(農林水産省)
市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合
- *12 平成17年度 *13 平成19年度 「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)
- *14 平成19年12月末日現在(内閣府食育推進室調べ)

(転載または引用の場合は必ず出典を明記のこと)

地域の特性を生かした市町村食育推進計画づくりのすすめ

平成 2 0 年 5 月

発 行 内閣府 食育推進室

〒100-8970 東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1 合同庁舎 4 号館

TEL : 03-3581-1189 FAX : 03-3581-1057

URL : <http://www8.cao.go.jp/syokuiku/>

受託者 特定非営利活動法人 市民活動情報センター

〒552-0021 大阪市港区築港 2-8-24 piaN P O506 号

TEL:06-4395-1144 FAX:06-4395-1145 E-mail : sic@mx.mesh.ne.jp

URL : <http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/>